二、四月二八日にとつた組合の行動は正当であり、なんら批難されるべきものでない。

1　最高裁は、真実をあきらかにせよ

検察側が、「暴行があつた」とし、また第一審、第二審でも、「暴行があつた」と判決した。4月28日（「罪となるべき事実」第一の(3)は無罪と判決してはいるが）の組合の行動、私たちの行為は、何等批難されるべきものではありません。

この日、署長室の内外での出来事をあつたのか、なかつたのか、それは違法なのか、適法なのかなど表面の出来事だけを、平面的に見て判断するとすれば、大きな誤りをおかすことになります。

この日の労使関係は一体どのような情況にあつたのかつまり、明大教授松岡三郎氏がいつているように

〝なにが彼女をそうさせたか〟

という。なにがをはつきり正しくとらえなければ、正しい判断をすることができないのです。

第一審でも、第二審でも、このなにがを正しくとらえることができなかつたため、同じ誤りをくりかえしているのです。

私たちは、一審、二審のなかであらゆる機会をとらえ、なにがあきらかにし、暴行はなかつたことをはつきりさせてきたが、残念ながらいずれの場合も、正しい判断をしなかつたので、最高裁判所へ上告し、真実をあきらかにしようとするものです。

2　超過勤務の取扱いについて

四月から新年度だというのに猪苗代営林署では、事業計画、雇用計画が明示されず出来高作業における単価もきまらないまゝ、五里霧中で、事業が実行されていました。

こうしたなかで、4月28日の団体交渉がひらかれましたが、交渉の主な問だいは、超過勤務の取扱いと、もうひとつは、中津川事業所廃止に伴う労働条件（功程単価の決定もふくめて）についてでした。

第一の超過勤務の取扱いについては2月2日以来の問だいであつたにもかかわらず、ようやくこの日になつて、当局の反対提案がありました。これまで、事務量はふえてきたのに、それに伴つて人員はふやされず、一方では、仕事の期限がきめられているために、無定量の時間外労働を強制されていました。しかしそれに見合うだけの、超過勤務手当は支払われていませんでした。

合理化の進行にともなつて、タダばたらきは慢性的に、半ば強制的におこなわれるようになりどうにも我慢がならなくなつて出されたのがこの要求です。署当局は、この当然な要求を押えつけようとして、上部の指導をうのみにし、職場の実情とかけはなれた発言をしたり、前後撞着する主張をしたり、ウソや、デタラメな回答をしたりして、計画的に、系統的に引きのばしてきたのです。当局は自分たちの思いのままに超過勤務をさせるため、誰の目にもあきらかな、過去の実績すら認めず、ムチャクチャな主張をなし、固執してゆずらなかつたので、いたずらに時間がついやされました。しかしこの交渉の中で、部分的には了解点にたつし、さらに交渉をつめれば双方共了解点に達することができるのではないか、交渉の日程も少ないし、時間は少しおそくなつたけれどもつめれるだけつめてしまおう、（27日の署当局の提案によれば、27日から5月16日までの21日間に、27・28・29日のわずか三日間しか交渉のやれる日がなく、5月17日以降については、未定であつた）新年度でもあるのでこの際了解をとりつけ、タダばたらきを解消しようと考え一方的に交渉を打切ろうとした署当局者に対し、交渉の継続を要求しました。しかも、この日は午後三時頃、中津川事業所廃止に伴う労働条件の問だいでもあり、超勤問題終了後話合うことになつていたのです。どこから考えても署当局者が、一方的に交渉を打切る情勢にはありませんでした。

3　中津川事業所廃止問題について

第二の中津川事業所廃止に伴う労働条件の問だいは、現場労働者の死活の問題でした。そのため、この日は、猪苗代営林署から25ＫＭもはなれ、交通機関といえば、営林署のトラックが、わずかに一日二往復するだけの、人里はなれた中津川事業所から10名の現場労働者が下山し、交渉の傍聴をしにきていました。中津川事業所廃止は、33年9月ごろから話題になっていて、事業課長、事業所主任、生産係長等は、関係職員と話合つていたものです。現場労働者は、事業所主任を通じ、あるいは、署当局に直接、身分はどうなるのかなどをたしかめようとしたが、明確な答えは得られませんでした。こうしたことから、団体交渉に持ちこまれたのですが、署当局者は、「団体交渉事項でない、（のちに訂正はしたが）」といい、回答をさけていたのです。この日までには、すでに、予算会議、雇用会議が終り、計画はきまつていたにもかかわらず、「時期尚早だ」とか、「道義上の責任はかんずる」だとかいつて、生活権の問だいを、あいまいにしてきたのです。現場労働者は、ますます不安をつのらせ、止むに止まれぬ気持で、半数にあたる10名が下山し交渉にのぞんでいたのです。そこで、この日の午後3時ごろ、超過勤務の問だいが終つたら、中津川の問だいを話合おうと、約束がかわされていました。

4　緊急な要求解決をサボリ、団体交渉を拒否した当局の態度は許せない

こうした情況のなかで、署当局は、一方的に交渉を打切つたのです。組合では、「少なくともこの問だい（超勤）だけでも討議しよう」「食事にしてからまたやろう」と交渉の継続を要請したのに、受入れられませんでした。そこで、「これから超勤問題をやろうとしても、そういう態度をとつているのでは無理だから、せめて、中津川の話だけでもきいてくれ」と要請したが、署当局はそれをもはねつけ、強引に退場しようとしました。翌20日は祭日で休、30日に予定されている交渉に参加するとすれば、ふたたび、25ＫＭの道を、往復しなければならないばかりか、度たび、下山できる情勢でもなかつたので、現場労働者は、どうしても、この日のうちに署当局の考えをききたかつたのです。これまでの署当局の態度からして、28日をはずせば、何時交渉がもてるかわからなかつたし、不安はますますつのるばかりであつたし、当然の結果として、署当局者でも、もち合せているであろう一片の誠意にすがつて、辛抱強く、交渉の継続を説得したのです。

5　「罪となるべき事実」第一の部分

(1)の事実について

石川一雄が、二八日に、永田永久のみぞおち部を「手拳でついた」事実はありません。「ついた」というのは、猪苗代営林当局者の証言だけです。これは、前日の27日に、やはり一方的に交渉を打切ろうとして立ち上つた永田永久のところに、石川一雄が、交渉を継続するよう説得にいつた際、永田の体に手がふれたのをすりかえたものです。しかもこのとき永田はおおげさに「アイタタ」といつたので、組合員から「芝居がうまいゾ」とひやかされました。

(2)の事実について

当局は交渉を一方的に打ち切り、帰ろうとしたので永田永久の近くで、交渉の継続を要請したのは事実です。しかし、互いに腕を組んだこともなければ、意識して肩を寄せ合い人垣をつくつたこともなく、ましてや、押し返したことなどはありません。この日は、傍聴者で、署長室はいつぱいだつたから、入口から出る場合は、通路をあけなければ出られない程でした。だから説得するために、永田の方に移動すれば、それだけで、通路がふさがり、また、肩がふれあつたかもしれないという情況だつたのです。北側窓と団体交渉席の間は、人ひとりがやつと通れる程のせまいところで、そこには書記がおつて、はじめは書記をはさんで書記の頭ごしに説得をしていたのです。書記はその後筆記がしずらかつたので移動をした。のですが、そのあともむかいあつたまま説得をつづけたに過ぎません。その際暴

行がなかつたことは、いうまでもありません。一方的に交渉の打切りを宣言して帰ろうとする署当局者に労働者の大事な権利をゆずりわたし〝どうぞお帰り下さい〟と道をあけなければ、暴行になるというのでしようか。ストライキ権を不当にもうばわれている労働者にとつては、交渉を通じ誠意をもつて話合う以外には、問題の解決方法がないのです。一～二審判決が、一方的に交渉を打切つて帰ることが正しいと判示したのであれば、憲法第二八条に違反し、労働者の基本的な権利を侵害した不当なものです。

(3)の事実について

阿部新一は、組合の説得にもかかわらず、永田永久の命令で、窓から飛び出そうとしました（窓からである）そして窓から飛び出るのはやめるようにと、窓下から説得していた組合員の頭上に、飛降りました。阿部は謝罪もせずに帰ろうとしたので、組合員数名は謝罪を要求し、交渉の継続を要請しながら、一団となつて、正面玄関の方に移動をしたものです。不整円型スクラムを作つて、阿部の身体に衝突しながら、玄関まで連行したことなどはありません。

(4)の事実について

署長室に帰つた阿部新一は、黙りこくつたまま、椅子に腰をおろしていたので、椅子や肩をかるく二～三回ゆすつて、注意をかん起し、交渉の継続を要請したものであつて、椅子を側方にかたむけてしばらく保持したようなことはありません。

(5)の事実について

阿部新一は、説得になんらの反応を示さず黙りこくつていたので、答をうながす意味で軽く椅子をゆすつたり、手をかけたりしたものであつて、指で体をつつつくといつたことはありません。

(6)の事実について

永田永久も署長室の椅子に座つたまま、黙りこくつていたので、何回となく交渉席につき、交渉を継続するよう要請しました。座つたまま動こうとしなかつたので、それなら交渉席まではこんでやろうと、冗談まじりで、三～四回、もち上げるような素振りをして注意をうながしたものであつて、暴行をふるつたことはありません。しかも石川一雄は、事態を収拾のため、事務室にいた鈴木新吾と話合つていたので、ここにはいなかつたのです。

以上、事実関係について、それぞれ明らかにしましたが、(2)の事実はデッチ上げでありその他は、交渉の継続を要請した行為で、暴行などといわれるものではありません。

「罪となるべき事実」第一の(4)と、一審判決（一部無罪の理由）の一……5月4日、署長を取囲み、互に腕を組み周囲を廻りつつ移動し、約20M連行して署長室に連れ戻し……」と比較してみても、(4)は無罪の判決をするのが当然です。また、その他の事実と比較するならば、ことの大小はあきらかで、無罪の判示するのが当然で、それがもつとも合理的です。

次に、これらの不合理を解明するために、検事の起訴状、冒頭陳述、一審判決、二審判決の当該部分を抜書し、検討の資に供したいと思います。

起訴状（三四年六月四日）

（四月二八日午後九時三十分頃）永田署長が、夜になつたことを理由に、右交渉を打切り、……止むなく阿部課長が北側窓を開け窓外に飛降り脱出せんとするや、被告人渡部は、同課長の右足首を約五秒間つかんで引つぱり、同課長がこれを排して窓下に飛降りるや、被告人石川、同奥田、及び同松井の三名は外組合員七～八名と共に互にうでを組み合い、手を腰辺に取り輪型スクラムを作つてその中に同課長を入れた上、被告人石川の呼笛に合せて間断なくかけ声を発し、足踏みしながら同課長の周囲をまわりつつ移動し、五～六分の間にわたり同人を約四十米の間連行して署長室に連

れもどし……

起訴状（三四年六月四日）

（五月四日午後二時三十分頃）……止むなく永田署長が、北側窓より飛降り逃避せんとするや被告人石川室内で同署長の右足右腕を約二分間つかんで引つ張り、被告人西坂、同上野の両名は外組合員一名と共に室外で同署長の左足をおさえあるいは双手を前面に挙げて飛降りを妨害し、その結果永田署長をして窓外地面に転倒させるに至り、暫らくして同署長が立上るや、被告人石川、同西坂、及び同松井の三名は外組合員三～四名と共に同署長を取囲み互に腕を組み合い手を腰辺に取り、輪型スクラムを作つて掛声を発し同署長の周囲をまわりつつ移動し、四～五分の間にわたり同人を約二十米の間連行して署長室に連れもどし……

検察官冒陳（三五年五月六日）

（四月二八日午後九時三五分前）阿部が北側窓から飛び降りるや……右阿部の周囲に互に腕を組んで手を腰辺にとり短径約一米、長径約二米の楕円型スクラムを作つて、被告人石川の呼笛に合わせて間断なく「ワッショイ、ワッショイ」と掛声をかけ、足踏みし、右阿部の身体に衝突し乍ら回転しつゝ移動し、特に、その間被告人石川は、腰辺にとつた両手拳で四～五回右阿部の胸部、肘部を突いた。

一方、阿部は、このスクラムから脱出しようとして数回腕でかきわけたが、回転し乍ら移動するスクラムのため脱出の手掛を摑み得ず、結局意に反して五～六分の間に亘り雨上りの泥土の中を営林署北側、東側及び南側を経て同署正面玄関迄の間約四十米を連行され……

検察官冒陳（三五年五月六日）

（五月四日午後三時前頃）……被告人石川は室内で約二分間に亘り、永田の右足を摑み、或は右腕を摑んで室内方向

に引張り、被告人西坂、同上野及び坂内悦男は室外で永田の左足を抑さえ、或は双手を前面に挙げて夫々飛降りを妨害したため、永田は窓外地面に転倒して後頭部並びに背部を強打し、五～六秒間気を失うに至つた。

……直径約一米の不整円型スクラムを作つて間断なく「ワッショイ、ワッショイ」と掛声をかけ、足踏みし、右永田の身体に衝突し乍ら回転しつつ移動し、約三～四分の間に北側窓附近より猪苗代営林署裏入口附近迄十二～三米を永田の意に反して連行した。その間、永田は五～六回に亘り右スクラムより脱出させんとしたがその手掛を摑めず、ようやく右裏入口柱に左手をかけ、室内に連行されるのを拒んだが、被告人渡部、スクラム外において一時逆に押して引つばれ、そうすれば手がはずれる」等と指示した上、自らも身体で永田の右横辺を一～二回押して永田を室内に入れたので、結局永田は、合計四～五分に亘り約二十米の間連行されて署長室に連れ戻された。

一審判決（三八年三月二〇日）

（一部無罪の理由）

一、本件公訴事実中（昭和三四年五月四日午後二時三〇分頃被告人石川は、前期署長室内で、同署長の右足右腕を約二分間摑んで引つぱり被告人西坂、同上野の両名は外組合員一名と共に室外で同署長の左足を押さえ、或は双手を前面に挙げて飛降りを妨害し、その結果永田署長をして窓外地面に転倒させるに至り」

「その頃被告人石川、同渡部、同西坂および同大倉の四名は、ほか組合員三、四名と共に同署長を取囲み、互に腕を組み合い手を腰辺に取り、輪型スクラムを作つて掛声を発し、同署長の周囲を廻りつつ移動し、四、五分間に亘り同人を約二十米の間連行して署長室に連れ戻し」

「もつて被告人奥田を除くその余の被告人数人共同して右永田永久に対し各暴行を加え」たとの点および「その際被告人奥田を除くその余の被告人は右暴行により永田永久に対し全治約一週間を要する後頭部打撲傷、頭部痛の傷害を負

わせた」との点ならびに

判示第二の(3)記載の暴行により永田永久に対し全治約一週間を要する頭部痛を与えたとの点については、全立証をもつてするも右後頭部打撲傷が前記被告人らの妨害行為に基ずく転倒によるものと認めるにたるものはなく、また右頭部痛については、当時永田永久が訴えた頭部痛が前示各暴行に基くものと断定するにたる証拠はない。

二審判決（四〇年七月六日）

（無罪部分）

一～二、省　略

三、原判決の一部無罪の理由一の中「昭和三四年五月四日午後、被告人石川は原判示署長室で永田署長の右足右腕を約二分間掴んで引つぱり、被告人西坂、上野の両名は外組合員一名と共に室外で同署長の左足を押え、或は双手を前面に挙げて飛降りを妨害しその結果永田署長をして窓外地面に転倒させるに至り」

「その頃被告人石川、渡部、西坂、大倉の四名は、ほか組合員三、四名と共に同署長を取囲み合い手を腰辺に取り輪型スクラムを作つて掛声を発し、同署長の周囲を回りつつ移動し、四、五分間に亘り同人を約二〇米の間連行して署長室に連れ戻し」

「もつて被告人奥田を除くその余の被告人数人共同して右永田永久に暴行を加えた」との点

かつ右暴行により永田永久に全治約一週間を要する後頭部打撲傷、頭部痛の傷害を負わせた」との点

四、省　略

は、いずれもこれを認めるに足る証拠がなく、犯罪の証明がないことになるから、被告人大倉（右三、四）に対しては刑訴法三三六条に従い、無罪の云渡しをなすべく、他の被告人に関してはいずれも前示認定の各被告人の所為（一、の関

係は原判示第一と二、三の関係は同第二）と各一罪の関係にあるものとして公判に付せられたものであるから、これらの部分につき特に主文において無罪の云渡しをしない。

三、五月四日の混乱は仕組まれたものであり、組合弾圧に手をかす原判決は破棄されねばならない。

はじめに

猪苗代での団体交渉、それは、やらずぶつたくりの「合理化」を進めるため、労働者の権利を剝奪する前ぶれとしての団体交渉拒否に対する、生活と、権利を守るための抵抗の百日間でした。

その中でも、五月四日は、労働者の正当な要求の前に反論する言葉もなくなつた当局が、団体交渉権をふみにじるために、卑劣な行為に出て、労働者の前にそのみにくい姿をさらけだした日だつたのです。

以下、当日を中心に何が真実だつたかを訴え、何が正義なのか明らかにします。

1　団交拒否の反動的背景。管理運営権をふりまわすのは挑発であり、不当である。

五月四日、この日当局は、二月十六日からの団体交渉をめぐつての不誠意な態度について、署当局が陳謝文を出すことになつていました。

これは、団体交渉議事録を一読すれば誰の目にもあきらかなように、前に云つたことを平気でひつくり返しくる〳〵ごまかしを云う。ウソを云つて、それを具体的に指摘されても固執する。

それでも、団体交渉が開かれゝばよい方で、行かなくともよいような出張に出かけたり、服装にけちをつけたりして団体交渉委員に業務命令を出すような違法行為を平気で行なつてきました。組合側は、このような署当局の不法、不当な態度に対し忍耐づよく反省を求め、今後団体交渉を誠意を持つて進めるよう求める中で、ウソとごまかしが明らかになつても、「そんなことは、いわなかつた」とか、「語呂が悪かつた」、「舌たらずだ」とごまかす。などして、団交を

引きのばす態度は、組合を認めぬ態度に対して反省を求めたことに当局自身が理由あるとして書くことになつていたものです。

ところが、当局の出して来た陳謝文は「不慣れのため議事運営を阻害して云々……」というものでした。しかし、ウソを云つたり、団体交渉を拒否することが、どうして不慣れなのでしようか。しかも、この陳謝文について、永田は証言の中で「陳謝文を出すことによつて、議場の混乱がいく分でも避けられるという事であれば、陳謝文を出してもよいという判断で書いたものである」とうそぶいていますが、これは、当時の事実をねじまげ、議場の混乱の責任が当局にあつたことをゴマかそうとするものです。

事実は、四月三〇日の団交席上で超過勤務手当の実状と命令の仕方について、当局の超過勤務命令簿によつてあきらかにし、それ迄の「デタラメな発言」、「ウソ」が動かしがたい証拠によつて白日のもとにさらされ、さすがの当局もそれを認めざるを得なくなり、陳謝した内容を、五月四日に文書化する事を約束していたものです。

しかも、前述したように「混乱をいくぶんでも……」という永田の証言が本当だとすれば、後に述べる団交無視の発言がされるはずがありません。

つまり、当局は、陳謝をするつもりなど全然なく、すでに、何か事をかまえて団交を混乱させ、団交を拒否することのみを考えていたのです。

そのことは、五月四日以降の日程をみても現われています。当局は四、五日の二日と六日の半日だけを予定し後はいつやるのか提案すらなかつたのです。

こうした何時解決が来るか分らないような日程の中で、旅費、超勤、中津川問題を除いて管理運営事項だから団交事項でないと発言してきたのです。

これは、文字通り、不眠、不休で積み上げてきた団体交渉の成果を全く御破算にするということです。永田は、二月二日から九十日間の団体交渉の席上で、管理運営事項であるから団体交渉はできないなどとの話しは全然なく、かえつて、二月十六日の団交の席上「私も男だ、この解決のため努力する」と言つているのです。ここで、何故、このような理不尽な事を持ち出してきたのでしようか。そのわけをあきらかにしたいと思います。

それは、「労務関係ハンド・ブック」に示された当局の反動労務方針から出たことです。

二月には、ルール問題で団交を引伸ばし、三月には、日程で団交を拒否し、今はいよ〳〵団交拒否の言いがかりがなくなつて、管理運営事項を持ち出してきたのです。

労務関係ハンドブックについては、一、でふれているので詳しくは言いませんが、この具体的な現われとして猪苗代で実施されたのです。

このことは、当局の証言でさえもあきらかです。浦野、稲木証言によれば、前日の五月三日におそく迄超過勤務手当を取つているが、団交事項の検討さえロクにされず、まして、この日に「管理運営事項であつて団体交渉事項ではない」などと発言する事は、一言も署長以外の管理者は聞いてさえいなかつたのです。

さらに浦野は、

「そういうふうな発言をするチャンスだと……思つて言つたのだろう」とさえ言つています。

この日、永田は、当局証人も認めているように、日頃のスリッパに代えて、白ズックをはいてきていました。さらに発言の内容も終始挑発的だつたのです。

例えば、今迄に行なわれたことを団交でないという当局の発言に対し、組合側が「お互いに話し合つた事が、どうして団交でないのか」と質問すると「団交として認められないとあれば、団交を続けるのもどうかと思う」と開き直つ

ているのです。

終始団体交渉をぶちこわし、追求されゝば開き直る。これが当局の態度なのです。

このような当局に対して、真けんに団体交渉をしようとするものならば、働く者を、せめて人なみの労働条件にしようとする者ならば、抗議をするのは、当然のことです。

このようなことをやられても、労働者はだまつていなければならないわけはありません。

暴力行為があつたなどという「事実」は、当局と検事の作文です。

2

原判決は証拠にもとずかず、林野当局と検事のデッチあげを認めたものだ。

(イ) 原判決は、石川一雄が、「立ち上つた永田永久に対し、腕組みのまゝ強く体当りをなし、同人をつき飛ばした」と言つています。

しかし、これは、事実を科学的に見るならば、「なかつた」ということがはつきりしています。

もし、永田がつき飛ばされたとすれば、署長の周辺に立錐の余地もない程に立つていた誰かにぶつかるはずです。

そのことについて当局証人も、組合側証人も、そのような事実があつたとは誰も言つていません。

事実、そのようなことはなかつたのです。

(ロ) 又、北側書棚附近で、石川一雄が阿部新一の「腕を捻り上げ、さらに手拳で右手を数回強打し、引続き同人に対し強く体当りをなし、同人の背後にいあわせた永田永久に対し阿部の身体を追突させ、この衝撃により数歩後退した永田の後頭部を前記書棚に衝突させ……」と言つています。

これは、検事の言い分をそのまゝ認めたもので、このような事実はなかつたのです。

このことがあつたとする証言は、当局のものだけです。この当局証言が、いかにデタラメ極まるものであるかは、

いわゆる金庫のくだりの証言だけを見てもあきらかなのです。

法廷と、現地での彼等の証言を調べてみて下さい。

石川一雄が、署長に体当りして、署長がふつとび、金庫に激突する。この状態をつぶさに法廷で証言しておいて、現場へ行つてみたらスーと行かないことが分ると、椅子も、人もかたずけても自分の証言に固執する。そのため裁判官さえも失笑をもらす程だつたのです。

こんないいかげんな証言が採用され、組合側の証言が取り上げられないとすれば、裁判所も、当局と検事のデッチ上げに協力して、当局の首切り「合理化」に手を借すものだと言われても仕方のない事でしよう。

(ハ) 次に、当局側交渉委員が、同室から退場しようとして同室北側書棚前附近に行つたところ、同所で被告等は「組合員四、五名と共に各自腕組みして進路に立ちふさがつた上押し返した」といつています。

しかし、このことが罪となるべき事実なのでしようか。全く理不尽に、一方的に団体交渉の席上から退出する。こうしたことが許されるなら、スト権のない労働者の団体交渉権は有名無実のものとなるでしよう。

一方的に退出しようとする当局に対して、団体交渉を続行するよう要求し、説得することは、交渉委員として当然の事であり、責任でもあります。

3

「合理化」の道を開くための弾圧であり、それは不法、不当である。

猪苗代であらわれた団体交渉の拒否は、猪苗代だけにあらわれたのではなく、当時、東京地本の天城を始め青森の川内、秋田の合川等随所で行なわれました。

それは、三十三年秋に作成された、組合否認の当局指導文書「労務関係ハンド・ブック」に示される林野当局の方針だつたのです。それは、組合を認めず、労働者の基本的な権利を剝奪し、劣悪な労働条件を押しつけようとするもので

した。

労務関係ハンド・ブックは、当時協約で決められていた団体交渉の公開の原則について、傍聴が多数入つた際は退出命令を出す。又、団体交渉事項について団交拒否の方法を教え、これ〳〵は管理運営事項である。これ〳〵は署長の権限ではない等々と例示しています。更に、「不当労働行為の声におびえるな」、「第二組合を作れ」、「労働協約、慣行の破棄をする。」、「これに反する管理者は、厳重に処分する」というおどかしまでついているのです。

この方針が、具体的に実施されたのが猪苗代です。そのため、当時の永田署長が「十字架を背負つたつもりで組合と対決する」と組合員の前で公言したのです。

当局は、電話料だけでもぼう大な費用を使つて、林野庁、営林局の直接指導のもとに、ハンド・ブックに示された反動政策遂行の天王山として猪苗代に臨んでいたのです。

それは、猪苗代でもそうであつたように、劣悪な労働条件の上に、更に「合理化」によつて利潤追求をするため全林野労働組合を弱体化させるためのものでした。

そのころは、その後の職場の状態が何よりも雄弁に物語つているのです。

三四年五月の猪苗代、これに引続いて三四年七月同じように切実な要求で団体交渉を行なつた合川へのデッチ上げによる刑事弾圧、さらには、三十四年十月に、組合内部の当局の手先による組合分裂という改画をかけ、組合を混乱させた上で、三十五年四月には、従来慣行の破棄と労働協約の破棄を行なつてきたのです。

その後の「合理化」の進行は、まさに労働者と国民の犠牲の上に急速に進められています。国有林労働者は、官用トラック運搬、直営生産の廃止、請負導入の進行により一層の低賃金、労働災害の多発、新しい職業病の発生等で生命までもおびやかされながら、労働強化でいためつけられ「首切り」でおどされています。

こうした事実は、何を物語つているでしようか。

それは、猪苗代の団体交渉の混乱という一署についての事柄なのではなく、林野当局の画一的な計画的な労働者、労働組合弾圧のあらわれなのです。不当な団交拒否にも崩れないで、団結して団体交渉権を守り、全林野の統一を守るために斗う労働者に対する攻撃であり、デッチ上げによる組合破かいを策したものであることが、今、誰の目にも明らかです。

そうした意味で、組合側申請の、沼田証人、労務管理ハンド・ブックを始めとする証拠申請を取りあげず、事実をよく調べずに判断した原判決は、破棄を免がれないものです。

四、ウソをついている管理者は手厚く待遇され私たちは不利益な取り扱いを一貫してうけている。

1 弾圧の張本人を手厚く保護していることにこそ、不当性があきらかである。

私たちは、昭和34年以来、六年もの長いあいだ、被告という不名誉なヌレギヌをきせられてきました。そればかりではなく、石川一雄は、解雇され、職場をおわれ、残りの五名も休職処分にされ、職場をおわれています。

私たちの要求は、正当であり当然のものであり、要求を実現するために辛抱強く、ねばり強く百日になんなんとする交渉をつづけてきたことは、全て正しかつたのです。

これに対して当局は、事実上、団体交渉を拒否し、不当にも要求を拒否したばかりか、検察官と共謀をして、事件のデッチ上げを計つてきたことも、これまでのべてきました。また、不当労働行為のことも。それだけではなく、とくに時間外労働の取り扱いについては、労働基準法、国家公務員法、人事院規則に違反していたことは、すでに裁判所に提出されている。超過勤務命令簿等を、また署当局者で、検察側証人である。永田永久、管野盛等の証言を見れば、あきらかな事実であります。

これは取り扱いだけが問だいになつているのではなく、一方的な解釈で、署当局者四名が、34年3月末に、1月からさかのぼつて、約十万円もの超過勤務手当をとつていることと。この際、帳簿には、永田メモから支払われたのちに記帳し、それがまた、二重帳簿になつています。しかもこの超過勤務は、団体交渉の打合せと称し、庁舎外でやられたものが大部分で、この際、外勤簿には記載されていなかつたものです。また、$\frac{125}{100}$で支払うべきところを、$\frac{150}{100}$で支払われ、誤払いがあきらかになつても、返納されてもいないのです。

又、森林司法警察員である、担当区主任、庶務係長ら（いずれも組合員）をボイコットし、司法事務懇談会費で、警察官数名と、一柳料亭で酒をくみかわし、団体交渉に関することなどいろいろ話合い、労働組合弾圧の相談して経費などはあきらかに不正な経理をしているのです。

スギ苗木六千本を、横流ししている事実もありました。

営林署の経費で、署長の私用につかつている事実もありました。

これらのことは、公判のなかでもあきらかにされ、署当局者も、それを認めざるを得なかつたものです。つまり、公式的に、不正行為があきらかにされたのです。しかしながら、林野庁当局はこれに対してなんらの処置も取らないばかりか永田永久は、営林局監査官、浪江、郡山の署長をやり、現在は高崎営林署の署長（前橋営林局三四営林署中首位にある）をやつています。管野盛は、営林局、福利厚生課、企画係長をやつています。阿部新一は、大間々署の経営課長を経て、営林局、計画課、施業計画編成係長をやつています。浦野安弘は、営林局、職員課、調査係長をやつています。

彼等は、労働者を弾圧した功が認められてそれぞれ手厚く待遇されています。

2　証言を統一し、偽証した管理者こそ犯罪人である。

署当局者が証人台に立つ際は、事前に注意深く念入りに、検察官、営林局職員課と打合せ、証言は記憶のままにのべられず、筋書きを統一した供述調書を種本に、訓練され、悪意に満ちた（労働者を罪に落し入れようとする）悪質な作為的な証言でした。この統一された証言の一部は、仙台高等裁判所では松川事件以来最大といわれた、大衆行動によつて粉砕されました。

仙台高等裁判所は、5月4日、永田永久の金庫への激突の点については認定が困難であると判示し、永田永久の傷害について「右傷害を認定することは疑わしいと認められる」と判示し、金庫に激突して傷害を負つてとする当局のデッチあげはくずれたのです。このことは、署当局者の証言がデタラメであつたことを裏付けています。このデタラメな証言によつて、第一審では全員が懲役とされ、私たちは精神的にも経済的にも負担をおわされてきたのです。私たちだけではなく、判決をよいことにして全林野労働組合に対して、次々と労働慣行をはく奪し、団体交渉権、団結権を侵害してきているのです。

デタラメな証言で、不当な負担をおわせた署当局者は、デタラメがあきらかになつた現在でも、なんらの処分（法的にも行政的にも）がされていないし、また、私たちや、労働組合に一言の詫びもいつていないのです。

私たちは

① 団体交渉、要求の正当性が無視されている。

② 暴力行為が完全無罪ではなく、事実誤認がある。

この二点は、憲法上の団結権の問だい、労働者と労働組合の権利の問だいと、個人の権利の問だいとして、仙台高等裁判所の判決は承服することができず、最高裁判所に上告をしました。

しかし検事側は上告をしなかつたのです。

当局は、ただちに休職処分を取消し、職場に復帰させなければなりません。
反動的な林野当局は再三にわたる組合の要求にもかかわらずいまだに休職処分を取消していません。
署当局者の処遇にひきかえ、私たちは、一貫して、まつたく不当な処遇をされ、現在でも、不利益な処遇は、解消されていないのです。片手落ちもはなはだしいと云わねばなりません。
ここにも、猪苗代事件の本質の一端があらわれています。

3 権利侵害を許すような不当判決は認めない。

猪苗代事件は、たんに私たちだけの問だいだけではないのです。
仙台高等裁判所の判決が維持されるならば、憲法に保障された団体交渉権はふみにじられ不当労働行為は不問にふされ、不正行為も不問にされ、不正行為が大手を振つて通用することになるのです。
林野庁当局は、血と汗で結ばれてきた労働協約を一方的に、数百件の破棄してきたし、今年（40年）の6月11日には、二万名という大量処分をおこなうなど、かさにかかつて労働組合を弾圧してきています。
憲法を無視し、不当労働行為、不正行為の実行者は、結果的に判決に勇気づけられ、さらに一体となつて、不当労働行為のより巧妙なより断乎たる実行にまい進することでしよう。
この不当に、労働者の、労働組合の権利として抗議し、抵抗する者は、判決によつて結局、職場から追われることになるのです。
これでは、誰が考えても、予断と偏見をもたない限り、到底、公平な裁判所の公正な判断とはなし得ないのです。
私たちはいま、やらずぶつたくりの合理化計画で、いやおうなしに、首切りをふくむ攻げきを加えられています。私たちは、どんなに弾圧されても、自らの権利と、はたらく者すべての幸せのために、たたかい抜かねばなりません。昔から支配者が被支配者を解放したためしはなく、私たちは、静かに、主人から与えられるまで、漫然と待つていることはできません。
私たちは、労働者の団結でたたかわざるを得ないのです。それが、はたらく者の生活権を守る、唯一の正義の道だからです。
従つて、仙台高等裁判所の不合理は、不公平でなによりも、正義の道に反する判決は、許されないのです。

以上

昭和四一年(あ)第九四八号

判　決

本　籍　神戸市兵庫区浜崎通り三丁目七番地
住　居　岡山県倉敷市水島西弥生町九番二三号
料理店経営
橋本菊松
明治四一年七月二五日生

物価統制令違反、薬事法違反、関税法違反

本店所在地　岡山市本町一番三号
物価統制令違反、薬事法違反、関税法違反、臨時物資需給調整法違反

本　籍　岡山県倉敷市浜田町六三一番地
住　居　岡山市本町一番三号
薬品販売会社社長
北山春雄
明治四四年六月二〇日生

右同

本　籍　岡山市門田三五四番地
住　居　岡山県倉敷市新川三六六番地
薬局経営
金光薬品株式会社
右代表者代表取締役社長　北山春雄

昭和四一年一二月二三日判決　昭和四一年(あ)第九四八号

一

物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反

本籍　岡山市中之町七六番地三四
住居　同市上之町一三八番地
薬品販売会社役員
北山正美
大正一二年一〇月二〇日生

物価統制令違反、関税法違反、臨時物資需給調整法違反

本籍　岡山市西中山下五九番地
住居　同市本町七番一二号
薬剤師
堀忠雄
明治四二年八月二日生

右同

本籍　岡山県児島郡興除村大字東畷四八七番地
住居　岡山市岡町一九五番地
薬品販売会社役員
岡田悟
大正二年六月二一日生

右同

右各頭書被告事件について、昭和四一年二月一七日広島高等裁判所岡山支部の言い渡した判決に対し、被告人等から上告の申立があったので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における被告人北山正美に関する訴訟費用は同被告人の負担とする。

理由

被告人北山正美の上告趣意は、単なる法令違反の主張であり、同被告人の弁護人遠山丙市の上告趣意中違憲をいう点は、被告人の本件行為が超法規的緊急行為であるという原判示にそわない事実を前提とするものであるから、結局事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、その余は、単なる法令違反の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

被告人橋本菊松の弁護人楠朝男の上告趣意第一点中違憲をいう点は、憲法二五条違反の主張であるが、本件のように需要に比して供給数量の僅少な医薬品の取引について、法による統制を加え、これに違反する者を処罰することが憲法二五条の趣旨に反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二五年(あ)第二一〇六号同二六年一二月五日大法廷判決・刑集五巻一三号二四七一頁、同二三年(れ)第二八一号同二五年二月一日大法廷判決・刑集四巻二号八八頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、その余は、単なる法令違反の主張であって刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。同第二点は、事実誤認及び単なる法令違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であって、いずれも同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人岡田悟の弁護人楠朝男の上告趣意第一点は、原判決の違憲を主張するが、その理由のないことは、被告人橋本菊松に関する同弁護人の上告趣意第一点について記載したとおりである。同第二点は、事実誤認及び単なる法令違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であって、いずれも同四〇五条の上告理由に当らない。

昭和四一年一二月二三日判決　昭和四一年(あ)第九四八号

被告人北山春雄、同金光薬品株式会社、同大森二郎、同堀忠雄の弁護人佐佐木祿郎の上告趣意一は、事実誤認及び単なる法令違反の主張であり、同二は、量刑不当の主張であつて、いずれも同四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四〇八条、被告人北山正美について同一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年一二月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一

裁判官　城戸芳彦

裁判官　石田和外

裁判官　色川幸太郎

被告人の上告趣意（昭和四一年六月三日提出）

被告人　北山正美

小生の物価統制令違反の件は裁判の途中（物価統制令が解除になつた時）裁判所より「免訴になつたから無罪だ」との通知を受領しましたが（当時の弁護士永宗先生は免訴になつたから保釈金を取り下げるから印を貸して呉れと云われたので印を貸しました処保釈金は取り下げて僕が貰つておくよと云われました）其の後何故か又審理をするからとの通知を受けたので永宗先生に「どうしたんでしようか」と聞きましたところ「どうもおかしいなあ、又何か残つて居るのだろうか」と云い乍らそのまゝ判然とせず裁判所の云われるまゝに居りましたところ、先だつて無罪と信じて居りましたのが罰金刑の判決を受けましたので、いくら考えてもわり切れない気持でした、そこで永宗先生に依頼せず、小生が直接裁判所へ（裁判所より免訴の通知を受けた書類がいくら探しても見当らないので）尋ねに参りました結果が紛れもなく別紙の通り免訴の確定になつて居りました。

以上

別紙

事件番号	事件名	被告名	起訴日
26(わ)104	物価統制令違反	北山正美	26. 2. 1
26(わ)135	〃	〃	26. 2. 8
26(わ)216	〃	〃	26. 2. 23

以上の事件は追起訴の2件を26(わ)104号に併合の上昭和27. 12. 26免訴になつています

堀事務官より41. 5. 18午后4時頃　小生が聴取

昭和　四一年(あ)第九四八号

弁護人遠山丙市の上告趣意（昭和四一年六月二九日付）

憲法第二五条

すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

本条の趣旨は第一項に国民の生存権的基本権の保障を、第二項において国の立法義務を規定したことは明らかでありますが、然し未だに国民が具体的請求権として国家より保障されているものと云うことは出来ません。

従つて本条違反として問疑される場合には、規定の立法趣旨及び立法精神を充分に勘案しべきものと思料致します。

侈本件事案において、被告人北山正美は終戦により台湾より復員後、姉美嬉子の夫である北山春雄の経営する金光薬局の店員となり同店が昭和二四年六月より会社組織に変更されて、被告人は倉敷営業所の主任となりましたが、当時終戦後の混乱によつて医局の減少、医療設備の不足、医薬品の大欠乏は街に病める者の激増を来たし特に肺結核患者は全く放任の状態にありました。

斯る時、殴米に於ては肺結核の特効薬としてストレプトマイシン及びこれが改良薬たるデヒドロストレプトマイシンが発見されて病者に顕著なる効果を挙げて居り我国の患者にとつても早天に慈雨の如く、右特効薬が渇望されていたのであります。

然るにストマイ等の特効薬は未だ我国に於て国産化されて居らず、その外国からの輸入も一定の制限を受けている状況にて到底我国結核患者の需要を満たすに足らず一方右患者は日を追つて増加の一途を辿るのみであります。

被告人　北山正美

この様な緊急状況下に於て当時薬主任としての地位にあつた被告人北山正美は患者の強い要望に対して座視するに忍びず営利を度外視して高価な価格でストマイを買受け一般患者の危急を救つたものであります。

しかも被告人の行為が法令に違反したその根拠法は所謂限時法の性格を有するものでありまして最早今日においては可罰の対象にはないものであります。

依つて被告人北山正美の行為は超法規的緊急行為として違法性を阻却すべく斯かる行為を処罰した原審は正に憲法第二五条の法意に違反し国民の生存権を侵害し、国家的叡智の欠如を示すものと言つても過言ではありません。

以上の理由により原判決の破棄を要請する次第であります。

以　上

昭和四一年(あ)第九四八号

弁護人楠朝男の上告趣意（昭和四一年六月二五日付）

第一点　憲法違反

原判決は憲法第二五条の趣旨に照し之に違反しているので破棄すべきものである。

同法同条は云うまでもなく所謂生存権を規定したもので、その目的を達するために国家に対し努力しなければならない責務を科しているものである。勿論右規定は裁判所に対し直接請求を為し得ぐきものではないが、犯罪の処罰に当つては十分右法意を汲み之と背反しないようにしなければならないこと当然である。

ひるがえつて本件につき考えれば、被告人の所為中原審が関税法違反と認めた部分は、後述の如く密輸入品であるかないかはしばらく置き、少くとも生存権の規定に照し処罰すべからざるものである。即ち昭和二四年当時はマイシンの正規輸入が極めて少なかつたのであるが、之に反して国内に於ける結核患者は激増し特効薬であるマイシンの入手が争われたことは云うまでもない。かゝる場合国家として憲法第二五条の趣旨を実現すべく方全の処置を構ずべきに拘らず之を怠つたため国民は自衛上の手段として種々の方法を考案したのが本件の根本原因である。

而してマイシン等の薬品は当時の状況下に於ては食糧等と異り特殊なものであり且つ輸入量も微々たるものであつたから物価統制令等により厳重な統制を加える必要毫もなく（患者以外には必要のないものである）、従て正規にレト以外による取引に厳罰を加えることは憲法第二五条の趣旨に反するものと考える。

故に、相被告人岡田悟の上告趣意書にも詳細に述べた如く、原判決は憲法違反或は犯意なき行為を処罰した違法がある。

被告人　橋本菊松

第二点　法令違反、事実誤認

原判決が関税法違反罪を認めた本件薬品中には訟第三五号ダイアジンの如く明かに非密輸品である米軍将兵携待用のものが含まれているのに之を無視した原判決は違法であることは勿論、一件記録を精査しても起訴にかゝる薬品が密輸入品である証拠がなく原審が有罪認定の資料とした森下証言、捜査官作成の被疑者調書も互に矛盾し（例えば汚損品の存在につき作為の跡が著しい）証拠能力に乏しい。

従て本件に於ては起訴された薬品全部が密輸入品であるとの立証ができていないのに軽々しくその様に断定した原判決は証拠なくして有罪と認定した法令上の違法があり、且又事実誤認も著しく、右は判決の結果に影響し且つ破棄しなければ著しく正義に反するものである。

第三点　量刑不当

以上の論旨が仮りに理由がないとしても、被告人は営利の目的以上に人命救助の目的に出でたものであり、麻薬、覚生剤等と異りすべて資格ある薬剤師に供給したのであるから使用上の弊害は全然なく、結局実害なきに帰する。

従てかゝる行為に対し、懲役刑、罰金刑、追徴金を科した原判決は過重であり、破棄しなければ著しく正義に反するものである。

其の他の論旨は、相被告人岡田悟のものを援用する。

以上

昭和四一年(あ)第九四八号

弁護人楠朝男の上告趣意（昭和四一年六月二六日付）

被告人　岡田悟

第一点　憲法違反

原判決は憲法第二五条に違反し、破棄すべきものである。同条によれば「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されている。

右所謂生存権は具体的な内容を持つ請求権ではないが国家は右内容の如き国民の生活を保障する責務を負担し、これを国政上の任務と定められたものとするのが御庁の判例である。（昭和二三、九、二九）

右判決は食糧管理法が違憲でないのみか、「国家経済がいかなる原因によるを問わず著しく主要食糧の不足を告げる事情にある場合において、若し何等の統制を行わなければ遂に大多数の国民は甚しい主要食糧の窮乏に陥るべきことは明かであるから同法は国民全般の福祉のため能うかぎりの生活条件を安定せしめるための法律であつて、まさに憲法第二五条の趣旨に適合する立法であると言わなければならない」のである。

右判例によれば、同法は缺亡食糧を均等化するため必要欠くべからざる法律であるから違憲でなくその違反は処罰せられるべきであると云うにある。而して昭和二三年頃の事情からすればまことに当然と云うべきであるが、翻て本件について之を見れば、昭和二四、五年頃における岡山県内の推定結核患者は二万名であるのに配給されたマイシンは昭和二五年に僅か一一四人分に過ぎなかつた（第一審若狭賢証人）のであるから、当時の主要食糧の缺亡に比較すれば、皆無と云つてよい。従て缺亡の物資であれば統制が必要であり又可能であるが、皆無に等しい物に対してまで統制する必要もなく、

又不可能である、この理を以てすれば、被告人が患者にマイシンを供給した行為自体は憲法第二五条第二項に定める国家の責務と対比し、同法の趣旨よりして処罰の対象とならないものと考えるべきである。云うまでもなく、マイシンは、結核の特効薬であるから当時は急増した結核患者に対し十分なマイシンを配給すべき責務を有しながら、之を果さなかった国家に代り之を被告人等が果したものと云えよう。

次に、第一審証人平木潔、山崎磐雄、有木庸、岡田巧、岡田清香の各証言並に被告人の第二一回公判における供述、同人提出の上申書（第二審）等を綜合すれば、被告人は岡山大学医学部附属病院前に於て薬局を開いて居り同病院並に右平木証人（同学部教授）外の医局員と昵懇であり、又自ら及び兄弟も結核患者であったのでマイシンの使用方を平木証人等からすゝめられて自らも使用し、同医局員、或は患者からマイシンの入手方を強く懇請せられ（右上申書にある通り孫を助けるために老婆から泣いて懇願せられたこともある）、同情の余りマイシンを入手して供給したものである。而して之がために幾人かの生命が救はれていることも想像に難くないところであるから全国民に最高裁判所の巖たる存在を知らしめた「人命は尊く、全宇宙よりも重い」との判決の趣旨に副えば被告人の行為はむしろ諸民救済の行為としてもよいであろう。

果せるかな被告人等の検挙によりマイシンが影をたそめ、之を喝望する世論のために当時の岡山地検川又検事正の異例の新聞発表となったことを見てもこの間の事情が明らかである。

第二点　法令違反、事実誤認

起訴せられた本件薬品中には、証第三五号「スルフアダイヤジン」を見れば明かに米軍将兵が各個に携帯する戦場用薬品が存在する（第二二回公判調書の速記録）。之が密輸品でないことは云うまでもないところであるのに原判決は之を故意に無視し全薬品を密輸品を断じている。この点に関し原判決は「所論の兵庫県立医科大学附属病院その他より横流しされた医薬品の闇取引に関する点につき、原審証人吉川覚、同井生春夫、同高原俊資の各証言或は被告人等の原審公判廷における各供述中恰も所論に副うような供述部分があるけれども、原審証人森下閣太郎の証言等に照し、右各供述は、全面的には、これを措信し難い。仮に所論のような横流しの医薬品の闇取引が行われていた事実があったとしても、直ちにこれを根拠として本件ストレプトマイシン等につき、それが密輸入品ではなかったものと速断することは、軽率であるとの譏を免れない」と云う。然しながら事実は前記の如く押収品中にさえ非密輸入品であることが明かな兵隊印ダイアジンが存在するし、更に右森下証言には密輸入品中海水に濡れたものは極めて小量であった趣旨の供述があるのに相被告人橋本菊松に対する大蔵事務官の質問調書には、「買受けたマイシン中一〇本に一本位は濡れたものがあったので密輸品と思った」旨の記載がある。これを対比して考えると税関職員が本件薬品を密輸品とするため被告人等に対し汚損薬品の存在をこしらえ上げ之を以て密輸品であるとの認識に結びつけようとしたことが判る。かくの如き矛盾した方法により密輸品に持って行こうとした捜査官の作為の跡に鑑みれば原判決とは逆に、起訴された薬品全部が密輸品と速断することは軽卒であるとの譏を免れないと断じ得るのである。

起訴された薬品が全部密輸品であることの証明があってはじめて関税法違反罪が成立するのであって、一件記録中右が全部密輸品であると断定する資料に乏いと云わなければならない。勿論被告人等の捜査官に対する供述調書並に前記森下証言の如きもつがあるが、前者は前記の如く汚損品の点だけから云っても被告人に密輸品であるとの確かな認識があったか否か疑わしく、又後者は決定的な証拠ではない。勿論本件薬品が密輸品であるかないかは被告人等の認識によって成立するものではないから、たとえ被告人等にその認識があったとしても事実密輸品でなかったとすれば犯罪が成立する筈はない。この点については前記の通り、全薬品が全部密輸品であると認定すべき証拠は存しない本件に於ては（前述の如く一部兵隊印ダイアジンの如く反対のものさえある）、密輸品であるとの証明なきものと云うべきである。

以上の通り原判決は採証に関する法令の原則にもとり、且つ全部を密輸入品であると断じた事実誤認があり、右は判決の結果に影響を及ぼすことが明かであるのみならず破棄しなければ著しく正義に反する場合に該当するものである。

第二点　量刑不当

仮りに然らずとするも、以上陳述の諸事実並に一件記録に表れた諸事情を参酌すれば、被告人は犯罪の認識なくして或はあつても極めて常識的な「闇の物」であるとの程度の認識があつたに過ぎないのであり、又被告人の行為そのものが多数の人命を救いこそすれ実害を及ぼしたことは全然なく犯情憫諒すべきものであるのに多額の罰金並に追徴金を科した原判決は量刑不当のそしりを免れず刑事訴訟法第四一一条第二号により破棄すべきものである。

以　上

昭和四一年(あ)第九四八号

弁護人佐佐木祿郎の上告趣意（昭和四一年六月二五日付）

一、原判決は第一審が事実を誤認し、法令に違背して被告人に有罪を言渡した判決を支持しており、右誤認は判決に影響を及ぼすこと明らかである。

即ち、第一審原判決は被告人北山春雄及び金光薬品株式会社に対し、判示第一の一の3及び二の各所為（たゞし、二の2(4)は除く。）につき、また同大森二郎、同堀忠雄に対し六の1の各所為につき旧関税法違反として有罪を言渡し、併せ追徴を科しているが、右は次の理由により事実を誤認し、もつて法令に違背して犯罪の成立を認めたものである。

(一)　本件各被告人の買受けの対象となつたストレプトマイシンについては密輸入品であると認めるに充分な証明が、原審提出の全証拠を綜合してみても尽されていないと思料される。

就中、原判決は被告人等の前示各所為につき有罪を認定するに当り証拠として、右各被告人及び相被告人橋本菊松の警察官その他の捜査官憲に対する供述調書に主として基いているものと思われるが、しかし右供述調書は右認定につき充分な証明力は持たないものと思料される。

何故なら、右各供述調書は、捜査官憲の巧みな誘導と強制によつて組み立てられたものであつて、当時密輸入品の大

被告人　北山春雄
同　金光薬品株式会社
右代表取締役　北山春雄
同　大森二郎
同　堀忠雄

部分は香港等からの船舶から港の沖合で海中に箱詰めで投下され、それを小舟で拾つて陸揚げする方法が採られていたことから官憲は右の投下のため密輸入品の中には当然海水に濡れたり、汚れたりしたものがあると予断的に憶測し、先ず右薬品等の仲買人であつた楠本に対し、同人が取扱つた薬品中には濡れたものがあつたであろうと連日日夜に亘つて個室に閉じ込め詰問した揚句、これに副う供述を採り、これに基き密輸入品であることを自白させ（二五三八丁）、その上で各薬局を経営していた各被告人に対し、これに呼応した供述を誘導により強制したものである。

しかし、各被告人の第一原審公判廷における供述によつても明らかなように濡れたり、汚れたりした品物は実際には皆無若しくは殆んど無かつたようであり、また密輸入による海中投下品も完全に梱包されているもので、海水による濡れとか汚れとかゞ付着するものは極く少ない筈で、またその程度の割合の濡れ、汚れは運搬中に雨水等によつても付着することも考えられるために、右のような濡れとか、汚れとかは本件薬品が密輸入品であると認定する決め手とはなり得ず、従つて右各供述調書は明らかに捜査官憲によつて、机上で築かれた砂上楼閣であつて犯罪成立については証明力はもたないものと云うことが出来る。

よつて、犯罪の証明なきものとして、この点に関しては無罪判決をなすのが相当であると考える。

(ニ) 次に、仮りに右の買受品の中には幾分かの密輸入品があつたとしても、それ以外の物が相当量混在していたことは次の事実によつて明らかである。

1 兵庫県立医科大学付属病院からの流出品

右については、元兵庫県副知事証人吉川覚の第一審並びに原審の証言、第一審の井生春夫の証言、昭和一九年五月二六日読売新聞記事等によつて認められるように当時、相当大掛りに多量市場に流出しており、遂に副知事による知事の告発という異例の大事を惹き起し、病院長、事務局長の辞職、知事の辞表提出という事態にまで発展したもので

ある。

2 姫路のクリスチャン経営の病院からの流出品

前掲井生春夫の証言によつて認められるように、同人も直接この品を買受けており、相当大量な流出があつた模様であり、当時右は業者間では周知の事実として伝播しており（二一六七、二四三四丁）捜査当局もこれを探知していたが、関係者が外人であるため、占領下では思うように調査が出来ず、結局なし崩しに終つたものである。（二五一六乃至二五二六丁）

3 家庭からの流出品

当時、米国等に親戚を持つ家庭には直接郵便小包でその親戚からストレプトマイシン等の薬品が送られて来ており、この内の余剰分が当時の稀少のための高価も手伝つて薬局等に可成り多量に売られていた模様である。（二一六五～六六、二一七五～七六、二五一七～二〇、二五六六丁）右は個々の家庭をとつてみれば僅かであつてもこれを集める仲買人の活動もあつて相当の蒐積量となつて市場に流出していた状況にあつた。

4 駐留軍用品の流出その他

右ルートからの物も可成り多量にあつたことは、外国製タバコの流出の状況等から推測しても肯認されるものと思われるものと思われる（一四三四、一五一四、二五七一～七二丁）。

以上によつてみると、右のような密輸品でないものが、それぞれ前示の各ルートにより相当多量に市場に流出していたことにより、各被告人の買受け品のうちにもこれらの密輸品でないものが、相当な割合で混在していたことは容易に肯認されるところである。

かゝる場合に犯罪の成立を認定するに当つては、右の買受品のうちより密輸入品である物と、そうでない物とを分別

特定のうえ、前者についてのみ構成要件の要素を充たすものと判断し、後者についてはそれを充たさないものとする操作が必要なことは明らかである。

従つて、若し右買受品についてこの彼比分別がつかない場合には、すべてにつき密輸入品であること証明がつかないものとして無罪判決をなすのが、証拠裁判の原則上自明の理であると考える。しかるに、原判決はこの点に注意を払わず犯罪の証明ありとして有罪を言渡しているのは明らかに事実を誤認し、もつて法令に違背したものと思料される。

(三) 更に、仮に右買受品が密輸入品であるとしても、各被告人は右買受に際してその情を知らなかつたものであるから、故意が無く、従つて犯罪の成立要件を欠き無罪であると思料される。

即ち、各被告人の密輸入品であることの知情の認定については、主たる証拠は前記(一)所述の捜査官憲に対する各被告人の供述調書であるが、右は前述のように官憲の一方的な誘導及び強制に基づいて作成されたもので、証明力がなく却つて第一原審公判廷における各被告人等の供述によれば（大森二四一六丁、堀二四三〇～三四丁、北山春雄二五七〇～七四、二五八四～八五丁）各被告人共右買受当時、それが密輸入品であることの認識は有しておらず、せいぜい橋本が神戸方面から仕入れて来ているもの位の知識に留つており、唯、当時前記(二)所述のような密輸入品でない流出品が相当多量に市場に流れていることを知つていた関係から又、米国の親戚から送つて来たものだと云う品を内緒で買受けた経験もあることからそのような流出品ではないか位の推測の下に各自買受けていたものである。

しかも、橋本自身も、自己が仲買いしている薬品の入手先は確認しておらず、それが密輸入品である情は知らなかつたもののようである。（二四八〇～八二、二六〇七～〇八丁）殊に、密輸品であるかないかの区別はその場に当る捜査当局でさえ、その薬品を詰めている箱の外装を手掛りとしてのみ弁別し得るが、箱を開けて中の一本一本の品物になると判別出来ないような状況にあり（二五三二～三四丁）ましてその情に通じない各被告人等においてはその弁別は不可

能で、密輸入品とは知らずに買受けていたものである。

二、原判決の刑の量定は不当である。

原判決の支持した第一審判決は冒頭掲記の各罪により被告人北山春雄を懲役五月（執行猶予一年）、罰金一五万円、同金光薬品株式会社を罰金合計一〇万八千円、右両名から追徴各自金一五六、四二〇円、同大森二郎及び同堀忠雄を各懲役四月（執行猶予一年）及び罰金二〇万円、右両名から追徴各自二七七、三九八円にそれぞれ処しているが、右刑の量定は以下述べる理由により明らかに重きに過ぎ不当であると思料する。

即ち、被告人等の第一原審公判廷における供述等によつて認められる如く、当時結核患者は終戦後の食糧住宅事情の窮乏下にあつて、夥たゞしく増加しこれが治療のため特効薬の開発が強く要望されていたが、欧米ではストレプトマイシン及びその改良薬たるヂヒドロストレプトマイシンが開発、普及され、結核の治療薬として効能が顕著であつた処、我が国においては未だこれが国産化をみるに至らず、米国等から一定の制限量しか輸入されず、一定の国立病院その他の範囲にしか配布されず、統制品として取扱われていた。

そのため、香港経由の船舶等からの密輸入品や、正規の配布品横流し等による流出品が相次いで相当多量に昇り、かゝる多くの患者の要望に応えて、その需要を充したことが伺える。

かゝる事態にあつて、各薬局経営者としては患者や医者からの要望を無視するに忍びず、多くの人命を救助するために営利を度外視しても、暗々裡にこれを入手し緊急の需用の充足に便宜を図ることは、社会の趨勢や人の情からしても、自然の理であるものと思われる。

まして、それが唯一の特効薬たるにおいては、その要請は尚一層強いであろう。しかも、各被告人はほんの僅かの割合の口銭しか利得していないのである。（二五八八丁）

なる程、被告人等の行為は経済統制の規律を侵し、又関税免脱を幇助する行為として形式上は、行政法規に低触し、行政上の法益を侵害する違法性はあるかも知れないが、しかし他方、結核患者は野に溢れしかも、その特効薬の国産化、量産化は未だ図られておらず、政府はそれが対策について安閑としていて積極的な施策も建てていない状況下に患者の需用を無視するに忍びずストマイ等の特効薬を入手斡旋した薬局経営者の所為の形式的違法を把えて、徒らに厳罰をもつてこれに望むは、政府の政治的行政的責任を不当に善良な市民に転嫁する愚を犯すものであつて、いやしくも文化、福祉国家を標榜とする近代国家としては措るべき策ではないと考える。

よつて、各被告人の所為は実質的な違法性、有責性を欠くものと云うべきであつて、原判決の刑の量定は明らかに妥当性を欠き誤つている。

又、被告人北山春雄、同金光薬品株式会社にかゝる、ストレプトマイシン及びヂヒドロストレプトマイシン関係以外の犯罪は単に行政的な取締手続を履践しない形式的違法に留る秩序犯であつて、これに対し過大な罰金刑を付科するのは、明らかに苛酷に過ぎ不当である。

三、以上の理由により、原判決は違法ないしは不当であると信ずるので、これを破棄し更に適正な裁判を求めるため上告に及んだ次第である。

以　上

昭和四一年(あ)第一九八六号

判　決

本　籍　岡山市長岡三一一番地

住　居　同市東島田町一丁目一番一二号　益山アパート内

人　夫

庄　盛　健

昭和一一年八月五日生

右恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件について、昭和四一年六月二一日広島高等裁判所岡山支部の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人岡崎耕三の上告趣意について。

刑事裁判において、当該起訴事実以外のいわゆる余罪を犯罪事実として認定し、実質上これをも処罰する趣旨で重く量刑することは許されないが、他面刑事裁判における量刑は、被告人の性格、経歴、境遇、犯罪後の状況等一切の事情を考慮して裁判所が法定刑の範囲内で適当に決定すべきものであるから、その量刑のための一情状としていわゆる余罪を考慮することは必ずしも禁ぜられるものではない。このことは、当裁判所判例の趣旨とするところである（昭和四〇年(あ)第八七八号同四一年七月一三日大法廷判決参照）。

昭和四一年一二月二三日判決　昭和四一年(あ)第一九八六号

昭和四一年一二月二三日判決　昭和四一年(あ)第一九八六号

本件についてこれを見るに、原判決に「被告人は原判決後の前後三回に亘る常習暴力事犯につき、昭和四一年五月三〇日、岡山地方裁判所に起訴されて、現在その審理中であり、右のような原判決後の事情をも併せて考慮するとき、云々」と判示していることは、所論のとおりである。しかし、右判示は、被告人が右余罪につき起訴され審理中であることを本件に対する量刑の一情状として考慮しただけであつて、余罪を犯罪事実として認定し、これを処罰する趣旨で重く量刑したものでないことは、原判文に徴し明らかである。従つて、所論違憲の主張は前提を欠き採用することができない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年一二月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一

裁判官　城戸芳彦

裁判官　田和外

裁判官　石川幸太郎

昭和四一年(あ)第一九八六号

弁護人岡崎耕三の上告趣意（昭和四一年一〇月一一日付）

(一) 原審は検事の量刑不当を理由とする控訴の申立を是認して第一審判決を破毀し、被告人を実刑（懲役一年及び同一年）に処すべき旨の判決の言渡を為したが右は、憲法第三九条の一事不再理の原則に違反している。即ち、

(二) 原審判決によれば、第一審が被告人に対し刑執行猶予の恩典を与えたのは、「原判決当時を基準としてみる限り破毀に値する程度に不当に軽きに失するものとは認められない。しかしながら当審における事実取調の結果に徴すれば被告人は原判決後前後三回に亘る常習暴力事犯につき、昭和四一年五月三〇日岡山地方裁判所に起訴されて現在その審理中であることが認められ、所論の諸事情の外右のような原判決後の事情をも併せて考慮するとき、原判決の量刑は被告人に関する限り結局不当に軽きに失することに帰着するものといわざるを得ないから、現段階においては維持し難い」との理由で原判決を破毀して実刑の言渡を為したのである。

(三) 即ち、原審は専ら第一審判決後に於て、被告人が別に新に罪を犯して起訴されていることを理由として原判決を破毀したものであることは一見明白である。

(四) ところで、右新たな罪となるべき事実については別に新に裁判を受けることは必然であり且つそれを以て足りるのである。

(五) 然るに原審の如くこの別の新な罪となるべき事実の存在を理由として本件被告事件の刑責を問う資料と為すことは許されない。

(六) 即ち、原審の右の如き態度は明に憲法第三九条後段所定の、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われな

被告人　庄　盛　健

い」との条文に違反する態度と云わなければならない。

(七) 仍而速に原判決を破毀賜るようお願申上ます。

以上

二

昭和四一年(あ)第七〇九号

決定

本籍　韓国済州道北郡翰林面頭毛里二八五番地

住居　大阪市天王寺区舟橋町七七番地

会社役員　慎珍富　大正八年一二月二二日生

右出入国管理令違反教唆、外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について、昭和四一年二月二五日福岡高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意及び弁護人西田順治の上告趣意は、いずれも事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よって、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年一二月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　五鬼上堅磐

昭和四一年一二月二七日決定　昭和四一年(あ)第七〇九号

一

昭和四一年一二月二七日決定　昭和四一年(あ)第七〇九号

裁判官　柏原語六
裁判官　田中二郎
裁判官　下村三郎

昭和四一年(あ)第七〇九号

被告人の上申書（昭和四一年五月一六日付）

右記の上申人は昭和三九年八月四日娘慎森子の不法入国に依り福岡地方検察庁より次の事件名にて公訴され裁判の結果昭和四〇年十月十二日

イ、出入国管理令違反教唆
ロ、同　　幇助
ハ、外国為替及外国貿易法違反

(ロ)の管理令違反幇助は無罪(イ)の同教唆及(ハ)の外国為替及貿易法違反は有罪にて八個月の刑にして三年間の執行猶予の判決を受けましたが不本意乍ら教唆した事実がありませんので控訴致しましたところ昭和四一年二月二十五日控訴棄却の言渡しがありましたが最高裁判所へ上告迄の弁論要旨控訴趣意書同行者鄭錫夏（新世界新聞社副社長）氏の証言等にあります如く娘慎森子の不法入国の教唆をした事実がありませんので上申人の潔白と事件の真相を知つて頂き度く上告致しました私の良心の片隅に少しでも娘慎森子の密航をそゝのかしたのであります。ありますれば人間として良心に恥ると共に斯ることは出来ないのでありますが天地神明に誓い斯様な事は絶対にありません又私の在日四〇年の歴史に汚点を残すかと思へば心情止む得す上告致しました私は娘森子の供述調書に基づいて起訴されたのでありますが娘森子とは幼児の時離別して以来上告人が一時帰国する迄の期間一度の手紙の往来とてなく直接意思疎通を計つた事がありませんので娘森子の本国に於ける事情は殆んと知らないのであります生母林玉仙とは文通連絡があつたことを事件後知りました。

娘森子は密航の事に関し父上申人の勧めにで密航したと供述しておるのでありますが本当に私が教唆したとするならば娘

被告人　慎　珍　富

森子がはじめから父の事を言ふでせうか、又私が教唆する意志がありしたとするなら特に逮捕された時には尚更斯る事は口止めする筈であり注意をして斯る供述はしなかつた筈であります又私の帰国の際は本国は非常戒厳令の時でもあり娘森子を密航さす意志があるとするならば最つとも慎重に実情を調べ娘森子の密航を托し依頼するのが親としての取るべき方法ではないでせうか、上申人が釜山市に立寄り斯る行為をする時間がなかつたことは万人が認めておるところであります。

私も娘森子の密航の経緯に関しては何も知つておりませんでしたが仮保釈を受けはじめて知つた次第であります森子は生母林玉仙と親しい間柄にある高福生の手引にで不法入国をして来た事を知つたのであります。

私も在日四〇年の間又一度も警察当局の調べを受けたこともなく又他人様に御迷惑をかけた事もありません唯善良なる一市民として真面目に信用をモットーに黙々と努力して参りました関係上事業関係は勿論社会的にも信用を得るに至つたのであります。

娘森子も父が密航してきなさいと言ふことに依つて強制送還を免れ日本にて父母と一緒に暮すことが出来ると思い単純な気持にて供述したものとしか到底考へられないのであります。

尚娘森子は親娘の情は忍べないものがありますが斯る事情故に涙を飲んで強制送還船にて送還したのであります。

簡単ではありますが以上の如き真相と私の潔白を証明致し度く茲に上告致しますと共に上申に及んだ次第であります。

以　上

昭和四一年(あ)第七〇九号

弁護人西田順治の上告趣意（昭和四一年五月一六日付）

被　告　人　慎　珍　富

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある。

原審は『本件控訴の趣旨は弁護人佐山武夫提出の控訴趣意書記載の通りであるからこれを引用する。

同控訴趣旨一、採証不備の主張について。

原判示第一の事実は、原判決の挙示引用にかゝる関係証拠によつてこれを認めることが出来、右各証拠の信憑力を否定すべき資料なく、原審の証拠の取捨判断に違法の点は存しない。所論は要するに慎森子の密航の決意は被告人と面会する以前に決定的なものとなつて居り、被告人との面会により密航の願望が一層熾烈となつたに過ぎないと言うにあるが前掲各証拠を比較検討する時は慎森子は日本内地に住む父母を慕つて、かねてより日本居住を望んでいたが、原判示の経緯の通り密航を具体的確定的に決意するに至つたものと認めるが相当であり論旨は理由がない。』

而して右一審判決がその有罪を認める証拠として、

(一)　被告人の検察官に対する昭和三九年七月三〇日附供述調書（認定に反する部分を除く。）

(二)　第三回公判調書中、分離前の相被告人高善行、同黄成洙の各供述記載。

(三)　慎森子の検察官（二通）並に司法巡査に対する昭和三九年七月二二日付各供述調書。

を挙げている。

右一審判決が挙示する証拠を検討するに

(一) 被告人の検察官に対する昭和三九年七月三〇日附供述調書によれば

(イ) 被告人が娘森子を同道して同女が寝食の世話になつている謝辞を述べ様として釜山市高時圭方に立寄つたこと。

(ロ) その際高時圭方には妻、相被告人高善行と子供三人程が居たこと。

(ハ) 高時圭の方から近く便船があれば娘森子を日本に密航させてやると言われたが密航船は小さくて危険であるし、日韓会談が成立すれば正規の手続によつて渡航出来るから乗せないでくれと言つて断つたこと。

(二) 高善行とは簡単な初対面の挨拶を交した程度であること。

等のみが窺い知られ、一審判決が認定している『高時圭方に於て高時圭や高善行に対し右森子を密航させることを依頼した上、同女に対し「日本に行く密航船があればそれに乗つて密航して来なさい。日本に着いたら迎へに行く」と申し向け日本に密航することをそゝのかし、云々の点の何れの点の直接証拠にもならず唯だ僅に高時圭の方から被告人に対し「近く便船で森子を密航させてやらう」と言う趣旨の発言があつた事実のみが一審裁判官の心証形成の資となり被告人が右、提言を拒絶したことについては之を排除しているのである。（記録第四冊第一二一二丁―一二一三丁）元来被告人は高時圭方に立寄る計画は当初全然なかつたものであり済洲飛行場より京城へ直行する心組であつた。

然るに飛行機は一旦釜山飛行場に中継着陸し京城に向け発進するまで若干の時間があり同行者鄭錫夏がその時間を利用して釜山市内に赴き旧友と寸時なりとも会見しようと言い出したので被告人もその間飛行場で時間を徒過するよりも森子の世話になつていると云う高時圭方を訪ねて一言御礼の言葉を述べようと言う極めて単純な軽い気持で右鄭錫夏のタクシーに被告人及び娘森子が便乗して高時圭方に赴いたものである。

従つて被告人には時間的余裕もなく至極慌ただしい気持であつたことが容易に推測せられる。

被告人が真に娘の密航を依頼する気持があつたならば釜山市内に一泊するなり或は飛行便を遅らせてでも篤と高時圭や高善行と懇談協議する筈であり、又当時それを為し得ない程切迫した事情も存在しなかつたのである。

固より慎森子は被告人が韓国に帰る前より大阪市在住の被告人等父母を慕つて日本に密航せんと決意し故郷済洲島を出て釜山市の知人宅に身を寄せていたものであるが、昭和三十九年四月頃相被告人高福生は二十年来交際のある森子の生母林玉仙の依頼を受け韓国帰還の際森子に金品を伝達すると共に同女の密航を容易ならしめる為その住居を自己の親戚に当る密航ブローカーと考へられる高時圭方に移させていたことは、記録上明らかである。

斯る事情からして森子と生母林玉仙との間には、予てから文通による連絡があつたものと推定せられるが、被告人とは、離別以来一度の手紙の往来とてなく従つて全然意思の疎通はなかつたのである。

高福生とは、被告人が韓国から帰つて高時圭より託された手紙を手交する際が初対面であるので森子が高時圭方に居を移した前後の経緯は被告人としては、全く知らなかつたものである。

而も被告人と林玉仙は十五年以上も前に離別（離婚）し以后何の連絡もなかつたのである。（記録第六冊二六一五丁）慎森子は斯る状況下何時の時点に於て密航を決意したのであらうか？

一審判決によれば、被告人が高時圭方に赴いた際に決意したかの如くであるがこれは、頗る牽強附会と言うべきである。尤も森子は物心ついて以来初めて瞼の父の温容に接し益々密航の決意が固められたであらうことは否定し得ない、父被告人が間もなく日韓会談も成立する見透しだからその際は必ず呼び寄せるのでそれ迄は、老祖父母の世話をしていてくれと懇々と諭したことも結果的には、その効がなかつたのである。弁護人としては、少くとも森子が高福生と釜山市に於て会見して生母より密航の便があれば来いと言う伝言を受け高福生の斡旋によりその居を高時圭方に移した時点に於て密航の決意が決定的となつたものと見るべく、その后被告人と会つてからは右密航の願望、決意が更に熾烈にな

つたものと思料するのである。

(二) 第二に証拠として挙示する第三回公判調書中、分離前の相被告高善行の供述によれば（記録第五冊第二、〇五九丁～二〇六六丁）

『慎珍富さんの方から高時圭に対して先に娘の密航を頼むと言うことは云わなかつたです。連れが旅館か何処かに待つているので急いでいると慎珍富さんが言つた時高時圭は「それじや娘さんはどうしますか」と言つたんです。すると慎珍富さんは「そうです。子供も大きくなつているし、小さい時からほつたらかしておつたからは、見てやらにやいかんから何とかいゝところがあつたら御願いします。」高時圭が「この娘さんも一緒に行きます。」と言うと「それなら宜敷く御願いします。」と言つた旨供述しているのであるが高善行の従前の取調調書には斯る内容の供述は全く無く突如して斯る供述がなされているのである。前掲被告人の供述調書に於ても高時圭方に於て同人が被告人に対し森子の密航の件につき発言があつたことは、認めているので高善行の右供述を全面的に疑うものではないが、ともかく被告人は当時森子を密航させる意思はなく一方、高時圭、高善行は被告人が森子の密航につき依頼に来たものと早合点して、而も被告人は飛行機の時間を気にして慌しく対談したので、双方の言い違い聞き違い意味の取り違い等があり、且高善行の供述はその后一年を経過して一つ一つの言葉使いを正確に記憶しているかは疑わしく一審裁判所がこれを証拠としたことについては頗る難点があると考へられる。

更に相被告人黄成洙の供述については全く証拠価値はないものと信ずる。即ち同人は取調べの頭初に於て、

『私は今迄色々のことを考へ本当のことを云いませんでしたが取調べの模様がどうも私一人が悪者になつている様に思われますから本当のことを言つて早く解決してもらいたいと思います。

本当の悪人は、会社の社長ということで威張つていますが、一緒に捕まつている（真田）慎珍奎です。

今度の密航運搬を韓国に里帰りして計画して来たのは実は真田です』（記録第三冊第一、〇六四丁）斯る悪意に満ちた虚偽の供述から被告人は当初本件全般の最高責任者たる密航ボスの容疑者として峻烈な取調べを受けたのである。

尤も前記供述内容は后日公判廷に於ては、否定している（記録第五冊第二〇七六丁）のであるが斯る悪意ある人物の供述『慎珍富自身から韓国に行つて娘をこつちへ送る様頼んで向うから手紙をもらつて来た』と言う話を聞きました。（記録第五冊第二〇七一丁）とあるを一審判決は証拠として採用しているが斯る言辞を以て教唆の有力な証拠とするには余りにも薄弱と言わねばならない。

(三) 最后に一審判決が教唆の動かすべからざる証拠として採用している。

昭和三九年七月二十二日附供述調書（司法巡査に対するもの）の内容は高雪子金洋子こと高善行の手引で密航船に乗船し福岡に上陸し黄成洙の案内で旅館に行つた事実を内容とするもので被告人が森子を教唆した事実の立証価値はない。

教唆の直接証拠と見らるべきものは、昭和三九年七月二十二日付検察官に対する供述調書中、

『そして今年六月二十一日父が韓国に旅行に来た際父と会いました。その時父は私に対して「どの船でもよいから日本へ行く船があつたらその船に乗つて来なさい。日本に着いたら電話をしなさい。お父さんは迎えに行くから、とにかく日本に来なさい。」と言いますので日本に行く決心をいたしました。（記録第二冊第七四四丁、七四五丁）とあり、この供述と一字一句符節するのが昭和三九年七月一五日附司法巡査に対する供述調書第五項（記録第七二五丁）に於て述べられている。而して被告人が森子に対し如上の言を述べた場所は検察官調書に於ては、明白でないが、右司法巡査に対

する供述調書に於ては済洲島左月珍方に於てなされたことになつている。

而して昭和三九年八月四日付検察官に対する供述調書に於ては、被告人と森子が高時圭方を辞去した際に右の言辞があつたと言うことになつて居り（記録第七五二丁、七五三丁）、記録第七五二丁には、森子が父の帰国の連絡を受けて釜山から済洲島に帰り父被告人と対面した際『私は父に日本に行きたいと言うと父はもう一年位待て。手続が出来る様になれば自分が証明書をもらつて日本に来させるから』と申したと述べている。更にこれに続いて、『私は父に連れられて釜山の高時圭方へ行きました。そこに高善行も来ていました。父は高善行に対し子供が日本へ来たがつているから何とかしてくれないかと頼んでいました。そしてお金をいくらか判然しませんが一万円位高善行に渡していました。』（記録第七五二丁）と述べているが、この点は警察の取調調書中には全然述べられていない。

更に昭和三九年七月二二日司法巡査に対する慎森子の供述調書（記録第七四八丁）には、

『尚、私は本年六月頃父が韓国に来て日本に来いと言われる前に高さんと会い日本に行くことになつて居りました云々』と述べているのは森子が既に被告人と会う以前に密航の決意を有していたことはこの供述によつて明白である。

然らば被告人が果して真実娘森子に対し『日本に密航して来い』と教唆したものであらうか？　その答は明らかに否である。

何故なら仮に被告人が森子に日本への密航を教唆したとするならば若し、密航が警察当局に発見され逮捕された時は、絶対に父の事は口に出さない様堅く口止めする筈であり、被告人に教唆の意思があつたとするならば尚更この点について特に注意するのが常識ではなからうか？　然るに森子は逮捕当初より父被告人の密航の勧めにより密航を決意した云々と述べていることは誠に当を得ない話であり、理に合わない言辞である。

では何が故に森子が斯る虚偽の供述を行つたかは理解に苦しむものであるが、唯だ単純なる子供心よりして父被告人

は大阪で事業に成功して居り、社会的にも信頼されていると考へ又斯く言うことによつて強制送還を免れ日本に居住する父母の許で一緒に暮すことが出来るものと思い込み真実を述べなかつたものと弁護人は推定するのである。（古来知名人の名を口にして危急を救われた事例は多い。）所謂生母林玉仙の指示により、密航して来たことをその儘供述すれば今は、父被告人と離別し他家にある生母林玉仙に迷惑が及ぶと子供心にも生母の家庭を紊したくないと思ういじらしい気持より発したものと思われるのである。

慎森子は父被告人と同時に逮捕され一時福岡少年鑑別所に収容され間もなく福岡入国管理事務所に移され取調べを受けたのであるが同女が真偽混淆した供述を繰返すので被告人が真実を供述しても仲々信用されず頗る難渋した模様である。例えば両親の有無について森子は本国に誰れも身寄りがないと言うし、被告人は両親に会いに帰国したと言う点を取上げてみてもその状況が推測し得られるのある。

森子は、単純に父に来いと言われたから密航して来たと言へば強制送還を免れ父被告人の許で妹と幸福な生活に入れるものとのみ信じ切つていたものであらう。

そのことによつて父が教唆罪に問われると言う様なことは、予測もせずその様な認識は微塵もなかつたのである。又正直に生母林玉仙からの誘いがあつたのを述べなかつたのは前述の如く迷惑をかけたくないとの心境と捜査官が敢てそれに触れることを避けたことによるものであると考へられる。

ともかく森子は父が自分の密航を教唆したとの自己の虚偽の供述が父の身に如何に重大な結果を及ぼすかを入国管理事務所に収容中に感知したかは同女が右事務所より大阪の義母（被告人の妻高甲順）に宛てた陳謝の手紙（記録第五冊第一八三三丁、一八三四丁）を差出していることによつても判明するのであり又記録第五冊第一〇九二丁の森子の証言調書によつても右同様の趣旨が明白となつているのである。

以上被告人には娘慎森子の密航については教唆の意思なくこの点について有罪と認定した原判決は重大な事実の誤認があるので原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものであると思料する。

尚ほ本件審理に当つては被告人が韓国に旅行した昭和三十九年六月当時韓国は非常戒厳令下にあつた事実並に日韓会談成立の見透しのあつた事実を篤と御参酌賜り度。

以　上

昭和四一年(あ)第七六〇号

決　定

本籍並びに住居　名古屋市瑞穂区薩摩町二丁目一七番地

会社員

磯崎こと

磯　崎　進

昭和一四年一一月二九日生

本　籍　朝鮮慶尚南道昌原郡東面松亭里

住　居　名古屋市中区西塚町七番地

土　工

張　雅　祚

一九四二年六月二一日生

右各業務上過失致死傷被告事件について、昭和四一年三月九日名古屋高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人らから上告の申立があつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人磯　進の弁護人大橋茂美の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人張雅祚の弁護人榊原匠司の上告趣意は、第一、昭和四一年一二月二七日決定　昭和四一年(あ)第七六〇号

昭和四一年一二月二七日決定　昭和四一年(あ)第七六〇号

一点から第三点までの各論点につき、それぞれ憲法三一条違反を主張するが、いずれも実質においては単なる訴訟法違反の主張に帰し、以上すべて刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。（被告人張雅祚に対する本件被告事件は、いわゆる必要的弁護事件には当らないが、第一審では、審理の当初から国選弁護人が付されていたのであるから、同裁判所が、一旦弁論を終結したうえ判決宣告期日として指定告知した公判期日において、右弁護人が出頭していないにもかかわらず、そのまま弁論を再開し、原判示書証の取調を行なつたのち、即日弁論を終結して判決を宣告したのは、違法の措置たるを免れず、この点の訴訟手続に違法がないとした原判決の判断は、訴訟法の解釈を誤つているものといわなければならない。しかし、原判決の維持した第一審判決判示の事実は、その挙示する証拠のうち、前記書証を除外したその余の証拠によつても十分認定することができるので、結局、原判決の右法令違反は判決に影響を及ぼすにはいたらない。）

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年一二月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　田　中　二　郎

裁判官　五　鬼　上　堅　磐

裁判官　柏　原　語　六

裁判官　下　村　三　郎

弁護人大橋茂美の上告趣意（昭和四一年五月二三日付）

原判決は、刑の量定が著しく不当であり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

一、原判決は、第一審の言渡した被告人にたいする禁錮一〇月の実刑の判決を維持し、控訴棄却の判決をしたが、この判決は、本件事故の実情、過失の程度、事故発生の原因より考え、他の交通過失事犯に比較してとくに悪質重大な事故であるとは考えられないこと、その他被告人の家庭、職業、慰藉の状況等諸般の情状を斟酌すれば、まことに苛酷な、秋霜烈日の量刑であるといわざるを得ない。

二、さきに控訴審においても主張した点であるが、被告人の使用主である豊和機械工業株式会社は、被告人に代つて被害者金知順の遺族に総額二三〇万円の弁償金を支払つて完全に示談をすませ、その余の被害者にたいしても治療費全額を支払つて慰藉の方法を講じている。ところが、右のような慰藉の実績が被告人の量刑上何等の考慮も払われていないのは、刑事政策上も、量刑の均衡上も不自然かつ不合理である。

なるほど、示談をすませ慰藉の方法を講じたといつても、失われた人命を取りもどすことはできないが、遺族にとつては被害の賠償こそ最大の関心事であり、弁償をした被告人にたいする被害感情と、それをしない場合の被害感情とは比較すべくもない。建全な社会常識に従つても、このような被告人の態度は十分に考慮し斟酌されるであろう。

三、被告人の家庭事情も深刻で、被告人を唯一の働き手とする妻子の生活は、実刑の服役でただちに生計の目途を失うことになる。多額の賠償による負債に加え、収入の途を失つた被告人の家族は二重三重の打撃苦痛を受ける結果となる。

交通事故の激増はたしかに現今における重大な社会問題であり、悪質交通事犯の処罰は厳格でなければならない。

被告人　磯　崎　進

しかし、それが事件の具体的実情や、被害の弁償といつた個別的事情を考えない一罰百戒的な厳罰方針であるとすれば寒心すべき事態である。狭い道路に多数の車がひしめく現在の道路状況は、まさに政治の貧困に起因するものであり、たとえ事故を起した加害者を厳罰にしたとしても事故を喰い止めることはできない。なによりも、車の増加や免許付与の条件をより一層規制し、当然起りうる事故を防止することが必要であろう。

四、以上のとおり被告人にたいする実刑判決は、量刑においていちぢるしく不当であり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するから、原判決を破毀せられるのが相当である。

以　上

昭和四一年(あ)第七六〇号

弁護人榊原匠司の上告趣意（昭和四一年五月二三日付）

被告人張雅祚

第一点　原判決は、原審弁護人が「第一審訴訟手続中には弁護人に事前の通知もなく、また当日弁護人の立合なく口頭弁論の再開を決定し、且つ証拠調をなした違法がある」旨主張した控訴趣意に対し、第一審裁判所が第四回公判で判決宣告期日と指定した昭和四〇年九月二一日午前一〇時の公判において、弁護人不出頭のまま職権を以て被告人のため弁論を再開し、公訴事実立証のため検察官より証拠調請求のあつた医師後藤美善作成の診断書につき、被告人の同意を得たのみでこれを取調べかつ第一審判決の事実認定の証拠に採用している事実を認定した上、右第五回の判決宣告期日が第四回の公判廷で告知されているから第五回の判決宣告期日に弁護人が出頭しなかつたのは弁護権の抛棄であり、また一旦弁論を終結した後においても弁論を再開することがあることは弁護士である第一審弁護人の予想しうべきことであり、判決宣告期日告知の際弁論再開の未必的予告をせずに判決宣告期日に弁論を再開しても、本件が必要的弁護事件でなく被告人に異議がないか或は改めて弁護人選任の請求がない限り、弁護人の出頭なくして審理を進めることは、その当否は別にして、何等違法でない、と判断している。

そして原判決は、第一審裁判所のとつた右弁論再開手続に関し、被告人が弁護人不出頭のまま審理することに異議をのべ或は弁護人選任請求をした形跡がないと、事実認定している。

しかしながら原判決の右判断は、次の点において誤つていると思料する。

即ち原判決は、まず本件が必要的弁護事件でないことを理由としているが、本件は第一審裁判所が必要的弁護事件でないのに拘らず、被告人の請求で職権で弁護人を附した事件であり、従つて同裁判所としては本件につき事案の性質上、被

告人の弁護権を全うさせるためには弁護人を附することが必要であると思料したものであり、一旦自己がその必要を認めて弁護人を付した以上、それが必要的弁護事件であると否とは刑事訴訟法の適用につき差異を設ける理由にはならない解すべきである。

また原判決は、右第一審裁判所の弁論再開につき被告人が異議をのべ或は改めて弁護人選任の請求をした形跡がないことをも理由の一とするが、そも〳〵第一審裁判所は被告人に弁論再開決定に対する異議証拠書類に対する同意その他の訴訟行為が充分なし得ないことを慮つて弁護人を付したのだから、それを理由とするのは全く筋がとおらないと考える。

次に原判決は、第一審裁判所の判決宣告公判期日はその前の第四回公判の公判廷で告知してあるから、右告知の際弁論再開の未必的予告をしていなくても弁論再開のされることがあることは、弁護人にとつて予想し得べきことであるというが、判決宣告期日に弁論再開がされることは、宣告期日告知の際に弁論再開申請がなされるかも知れないとの当事者からの申出がある場合を除き、極めて稀であつて、弁護人としても判決宣告期日には判決の宣告のみがなされるものとして該期日の指定を受けるのであり、若し弁論の再開がなされ証拠調がなされるかも知れないときは、それだけの時間的余猶のある日を選んで判決宣告期日の推定を受けるのである。

故に、弁論再開の未必的予告がない場合、判決宣告期日告知後検察官より弁論再開申請がなされたときは裁判所より弁護人に対し弁論再開がされる旨事前の通知があり、かつ判決宣告期日として既に指定してある公判期日に弁論を再開して証拠調をすることが弁護人にとつて訴訟準備上又は時間的に不可能のときには、改めて弁護人と協議の上公判期日を指定することが、本件第一審裁判所である名古屋地方裁判所で慣習として確立しており、その慣習は慣習法とさえいいうる。

若し原判決のいうように判決宣告期日として指定された公判期日までも、常に証拠調が行われるかも知れないとの予想の上に期日指定を受けなければならないとすれば、現実の訴訟手続は大巾に遅延することになろう。

以上要するに本件第一審裁判所がその第五回公判期日に弁護人の立合なくして証拠調手続を行つたことは、明らかに憲法上認められた被告人の弁護権の無視であり、それを是認した原判決は被告に対して認められた法の正当手続による裁判を保障する憲法第三一条の解釈を誤つたものである。

第二点　原判決は、原審弁護人の「第一審判決が被告人の罪となるべき事実中、被告人が磯崎進に対し全治二週間を要する前頭部挫創等の傷害を与えたと認定した判示部分は、第一審判決挙示の証拠によつては創傷の部位種類程度を認定できない」旨主張した理由不備の控訴趣意に対し、第一審判決挙示の証拠として「医師吉田誠三作成の金知順の死亡診断書及び堀田清文ならびに被告人両名の診断書」と記載してあるのは、前記第一審の第五回公判で医師後藤美善作成の磯崎進の診断書が取調べられているのであるから「医師吉田誠三作成の金知順の死亡診断書、堀田清文及び被告人張雅祚ならびに医師後藤美善作成の被告人磯崎進の診断書」と挙示すべきところを、磯崎の診断書の作成名義人医師後藤美善を誤つて医師吉田誠三と記載したにすぎないと判断している。

しかし原判決の右事実を誤記とする解釈は、あまりにも牽強付会といわざるを得ず、とうてい文章の解釈上理解しうるところではない。判決文の誤記といえども自ら限界がある筈であり、少くとも判決文自体から当該記載が誤りであることが明らかでなければならず、訴訟記録を調査しなければその記載の誤りが発見できないような判決の誤りは、単なる誤記ということによつて解決されることを許さない誤としなければならない。

よつて第一審判決挙示の医師吉田誠三作成の磯崎進の診断書が存在しない以上、第一審判決が認定した被告人が磯崎進に与えた傷害の部位種類程度に関する事実は証拠がないことに帰し、第一審判決の該認定を証拠の標目の誤記として是認した原判決は、事実の認定は証拠による旨規定した刑事訴訟法第三一七条に違反し、それは即ち法の正当手続によらなければ罰せられないとの憲法第三一条の解釈を誤つたからにほかならない。

第三点　原判決は、原審相被告人磯崎進運転の自動車の速度が四五粁以上であつたとの原審弁護人の主張は、被告人に対する事実誤認の主張とはならないが、量刑に影響を与える事実として判断している。

原判決の右主張に対する判断によれば、一、被告人運転の車は、磯崎運転の車の左側面前寄りに直角に衝突したことが推測されるが、相互の車が時速約一五粁乃至二〇粁で衝突したとしても、その際における両運転手の本能的操作と相俟つて、実況見分調書添付の図面及び写真に表示された位置及び状態で両車が停止することに不自然な点はなく、二、死亡被害者の受けた創傷の部位程度等も被告人及び磯崎の両名が前記速度で衝突しても起り得ない現象ではない、ということになる。

原判決は右判断において、衝突時における両運転手の本能的操作という証拠によつて証明されてない事実を勝手に自己の判断の中に持ちこんで、両車輛が衝突時の速度等物理的自然的条件からすれば甚だ不可解な位置及び状態で停止したことを説明し、また何等証拠によることなく死亡被害者の受傷部位程度も被告人及び磯崎の前記運転速度による衝突で起り得ない現象ではないと断定している点に、いずれも証拠によらない事実を認定した違法がある。（少くとも原判決が正当な判断であるとの評価を受けるためには、衝突時には運転手は必ず本能的に避譲行為に出るものであること又は本件事故においては本能的操作に出たものであること、次に本能的避譲行為として運転手はどのようなハンドル操作を行うものであるとの各事実が証拠によつて認定されるか或は公知の事実として認められなければならない。）

証拠を欠く事実の認定は、結局憲法三一条に違反するものである。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和三六年(あ)　八二三	威力業務妨害	福田郁夫　外一名	昭和四一年一一・三〇	大法廷	却下	札幌高函館支部	三九五
昭和三六年(あ)　一一六二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、爆発物取締罰則違反、同幇助、器物損壊、同幇助	木沢恒夫　外五名	一一・九	二小	破棄差戻	大阪高	四九五
昭和三九年(あ)　二九六	郵便法違反教唆	外山彦一　外七名	一〇・二六	大法廷	破棄差戻	東京高	一八五
昭和三九年(あ)　四七二	公正証書原本不実記載、同行使、贈賄	仲田貞次　外二名	一〇・一一	三小	破棄差戻	東京高	六一
昭和三九年(あ)　一三六三	建造物侵入、公務執行妨害、威力業務妨害、傷害	桜井俊夫	一二・二二	一小	棄却	東京高	六二九
昭和四〇年(し)　七九	勾留についてなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人阿藤周平	一〇・一九	三小	棄却	広島高	一一五
昭和四〇年(あ)　一〇五五	商標法違反	滝沼重信	一〇・二五	三小	棄却	東京高	一五一
昭和四〇年(あ)　一一三七	法人税法違反	丸大漁業株式会社　外二名	一二・一	一小	棄却	東京高	四三三
昭和四〇年(あ)　一二二八	強姦	石山保男　外一名	一一・一〇	一小	棄却	東京高	三二五

昭和四〇年(あ)一七五二	業務上過失傷害	石川大助	一二・二〇	三	破棄差戻	福岡高	六一三
昭和四〇年(あ)一八四〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	石川一雄 外五名	一二・一三	二	棄却	仙台高	六七九
昭和四〇年(あ)一九〇〇	拐取者のみのしろ金要求	加茂晃一	一〇・一八	三	棄却	大阪高	一〇五
昭和四〇年(あ)二一三六	業務上過失致死、道路交通法違反	宮本こと李清	一一・四	二	破棄差戻	東京高	三一七
昭和四〇年(あ)二五二六	詐欺	原光次	一一・二二	三	棄却	福岡高	三三五
昭和四一年(れ)一	強盗、強盗傷人、窃盗被告事件についてなした判決に対する上告申立	横田政吉、松村久男こと泰三	一二・一五	一	棄却	大阪高	五五一
昭和四一年(さ)八	道路交通法違反	広瀬貞三	一〇・二〇	一	破棄無罪	滝川簡易	一四五
昭和四一年(さ)九	労働基準法違反	川添兼吉	一〇・二一	二	破棄自判	宇和島簡易	一四七
昭和四一年(さ)一〇	道路交通法違反	村田蔵	一一・一五	三	破棄公訴棄却	小倉簡易	三三一
昭和四一年(さ)一一	道路交通法違反	岩野實	一一・二四	一	破棄公訴棄却	折尾簡易	三八三
昭和四一年(し)六四	上訴費用補償決定に対する異議申立事件についてなした原決定取消等の決定に対する特別抗告	申立人大沼広行	一二・一七	二	取消	仙台高	六〇五

昭和四一年(あ)五三〇	収賄、贈賄	山本俊一 外二名	一〇・六	一	棄却	大阪高	一
昭和四一年(あ)五五〇	尊属殺人	内藤鉄男	一二・一六	二	棄却	福岡高	五五七
昭和四一年(あ)五五九	わいせつ図画販売目的所持	大久保吉雄	一一・一	三	棄却	福岡高	三〇三
昭和四一年(あ)六三一	猥せつ誘拐	斎藤公四こと崔公述	一〇・二八	三	棄却	大阪高	二八五
昭和四一年(あ)七〇九	出入国管理令違反教唆、外国為替及び外国貿易管理法違反	慎珍富	一二・二七	三	棄却	福岡高	八三三
昭和四一年(あ)七六〇	業務上過失致死傷	磯崎こと磯崎進 外一名	一二・二七	三	棄却	名古屋高	八四五
昭和四一年(あ)九一五	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	福住昭	一〇・二六	二	棄却	大阪高	二七一
昭和四一年(あ)九三三	公職選挙法違反	宮田朝子 外五名	一〇・六	一	棄却	東京高	二一
昭和四一年(あ)九四八	物価統制令違反、薬事法違反、関税法違反、臨時物資需給調整法違反	橋本菊松 外六名	一二・二三	二	棄却	広島高岡山支部	八〇九
昭和四一年(あ)一〇八〇	売春防止法違反	岩浅ミサエ	一〇・二〇	一	棄却	大阪高	一三七
昭和四一年(あ)一一〇九	殺人	真野廣光	一二・六	三	一部破棄自判一部棄却	名古屋高	四八七

昭和四一年(あ)一一四四	薬事法違反	上田鹿蔵外一名	一〇・二七	一	棄却	大阪高	二八一
昭和四一年(あ)一一七二	殺人	山下光一	一二・二二	一	破棄差戻	広島高	六六五
昭和四一年(あ)一二二六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務上過失傷害	石田隆信	一〇・一三	一	棄却	福岡高	九三
昭和四一年(あ)一二八六	公職選挙法違反	迫千代子	一一・二九	三	棄却	広島高	三八七
昭和四一年(あ)一三四八	業務上横領、有価証券偽造、同行使、詐欺	竹迫直三郎	一一・二二	三	棄却	東京高	三五一
昭和四一年(あ)一四〇九	詐欺	喜井勇	一一・二二	三	棄却	大阪高	三五九
昭和四一年(あ)一四一三	公職選挙法違反	中村利男	一二・二二	一	破棄	大阪高	六六九
昭和四一年(あ)一九八六	恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	庄盛健	一二・二三	二	棄却	広島高岡山支部	八二九

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年十月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判決（全）……（四日―二七日）……（一三件）……一頁
決定（1）……（六日―一二日）……三
決定（2）……（一三日―一八日）……九
決定（3）……（二〇日―二七日）……一五
決定（4）……（二八日―三一日）……二一
雑（全）……（四日―二七日）……二七
不成立（全）……（一七日―二四日）……三一

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一〇三五	業務上過失傷害、道路交通法違反	安田眞治	昭和四一年一〇・四	三	棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)四七二	公正証書原本不実記載、同行使、贈賄	仲田貞次 外二名	一〇・一一	三	破棄差戻	東京高	四
昭和四一年(あ)一二二六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務上過失傷害	石田隆信	一〇・一三	一	棄却	福岡高	二三
昭和四一年(あ)一二二九	賍物故買、賍物牙保	山本清光	一〇・一四	二	棄却	福岡高	三二
昭和四一年(あ)一三六二	強要、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、暴行、脅迫、恐喝	鈴木薫 外一名	一〇・一四	二	棄却	広島高	三八
昭和四〇年(あ)一一二九	業務上横領、商品取引所法違反	三橋武夫	一〇・一八	三	破棄差戻	東京高	四二
昭和四〇年(あ)一九〇〇	拐取者のみのしろ金要求	加茂晃一	一〇・一八	三	棄却	大阪高	四九
昭和四〇年(あ)一四一七	業務上過失致死、道路交通法違反	高木清記	一〇・二五	三	棄却	仙台高	五六
昭和三九年(あ)二九六	郵便法違反教唆	外山彦一 外七名	一〇・二六	大	破棄差戻	東京高	六五

昭和四一年(あ)一〇九八	傷害	鄭	成	浩	一〇・二七	一	棄却	広島高	一二六
昭和四一年(あ)一三二九	公職選挙法違反	菅	政	達	一〇・二七	一	棄却	仙台高	一三〇
昭和四一年(さ)八	道路交通法違反	廣	瀬	貞	三	一〇・二〇	一	破棄無罪	滝川簡	一四三
昭和四一年(さ)九	労働基準法違反	川	添	兼	吉	一〇・二一	二	破棄自判	宇和島簡	一四六

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二三二八	傷害、暴行、公務執行妨害	林	正光 外一五名	昭和四一年一〇・六	一	棄却	福岡高	一
昭和四一年(あ)二六	有価証券偽造、同行使、詐欺	知	久	旭 外二名	一〇・六	一	棄却	東京高	二三三
昭和四一年(あ)五三〇	収賄、贈賄	山	本	俊一 外二名	一〇・六	一	棄却	大阪高	四〇
昭和四一年(あ)六〇三	業務上横領、詐欺、道路交通法違反、有価証券偽造、同行使	大	村	操	一〇・六	一	棄却	東京高	五一
昭和四一年(あ)七〇七	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	藤	田	宗兵衛	一〇・六	一	棄却	大阪高	五五
昭和四一年(あ)八九八	放火	實	本	義之	一〇・六	一	棄却	広島高	五九
昭和四一年(あ)九三三	公職選挙法違反	宮	田	朝子 外五名	一〇・六	一	棄却	東京高	六三
昭和四一年(あ)一三二六	業務上過失致死	山	根	顯二	一〇・七	二	棄却	広島高松江支	八五
昭和四一年(あ)一四二五	殺人	藤	尾	俊策	一〇・七	二	棄却	福岡高	九一

昭和四一年(あ)一四九四	賭博開張図利	佐々木義八	一〇・七	二	棄却	仙台高	九七		
昭和四一年(あ)一五九四	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反	佐藤繁治	一〇・七	二	棄却	福岡高	一〇〇		
昭和四一年(あ)一六〇四	殺人	小野信一	一〇・七	二	棄却	札幌高	一〇四		
昭和四一年(あ)一六八四	公職選挙法違反	中尾栄太郎	一〇・七	二	棄却	東京高	一〇七		
昭和四一年(あ)一六八七	公職選挙法違反	廣瀬勇次郎	一〇・七	二	棄却	東京高	一一一		
昭和四一年(あ)一二五二	覚せい剤取締法違反	岡田能忠	一〇・八	二	棄却	広島高岡山支	一一四		
昭和四一年(あ)一二八四	重過失致死、道路交通法違反	古川浩一	一〇・八	二	棄却	高松高	一二〇		
昭和四一年(あ)一三〇一	道路交通法違反	阿部和衛	一〇・八	二	棄却	仙台高	一二四		
昭和四一年(あ)一三一三	業務上横領、有価証券偽造、同行使	窪田政雄	一〇・八	二	棄却	名古屋高	一二八		
昭和四一年(あ)一三二〇	業務上過失傷害、業務上過失致死	坂口功	一〇・八	二	棄却	福岡高	一三五		
昭和四一年(あ)一三四六	恐喝、同未遂、脅迫	阿部秀行	一〇・八	二	棄却	東京高	一四一		

昭和四一年(あ)一三九四	傷害、業務上過失致死、道路交通法違反	藤村通利	一〇・八	二	棄却	東京高	一四四		
昭和四一年(あ)一四一五	公職選挙法違反	上杉儀一	一〇・八	二	棄却	広島高岡山支	一四八		
昭和四一年(あ)一四三七	詐欺、偽造有価証券行使	中辻正治	一〇・八	二	棄却	大阪高	一五五		
昭和四一年(あ)一四四二	強姦、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	獅子谷照義	一〇・八	二	棄却	広島高	一五八		
昭和四一年(あ)一四六四	道路交通法違反、業務上過失傷害	北原冨士夫	一〇・八	二	棄却	東京高	一六二		
昭和四一年(あ)一四七六	業務上過失致死	富井四郎	一〇・八	二	棄却	東京高	一六五		
昭和四一年(あ)一五五八	傷害、詐欺	柳田清	一〇・八	二	棄却	福岡高宮崎支	一六九		
昭和四一年(あ)一五七二	傷害致死	入本忠美	一〇・八	二	棄却	大阪高	一七六		
昭和四一年(あ)一三三五	恐喝	佐々木修	一〇・一一	三	棄却	東京高	一八二		
昭和四一年(あ)一三八一	常習累犯窃盗、住居侵入	初山浩	一〇・一一	三	棄却	東京高	一八九		
昭和四一年(あ)一四五一	詐欺、横領	古小路盛弘	一〇・一一	三	棄却	福岡高宮崎支	二〇二		

昭和四一年(あ)一四五六	傷害致死	鎌田正義	一〇・一一	三棄却	東京高	二〇七	
昭和四一年(あ)一二四九	覚せい剤取締法違反	真砂篤二	一〇・一二	二棄却	広島高岡山支	二一一	
昭和四一年(あ)一二八八	業務上過失致死、道路交通法違反	安永行成	一〇・一二	二棄却	広島高	二一四	
昭和四一年(あ)一二九四	銃砲刀剣類所持等取締法違反、恐喝未遂	入江利明	一〇・一二	二棄却	大阪高	二一八	
昭和四一年(あ)一二九七	恐喝、詐欺	福本久夫	一〇・一二	二棄却	大阪高	二三二	
昭和四一年(あ)一三〇七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、窃盗、賭物故買、賭物牙保	永本豊之	一〇・一二	二棄却	大阪高	二三六	
昭和四一年(あ)一三三〇	横領	石村錬一	一〇・一二	二棄却	仙台高	二四四	
昭和四一年(あ)一三四〇	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、関税法違反	溝口隆	一〇・一二	二棄却	東京高	二四七	
昭和四一年(あ)一三五三	強姦致傷	佐藤正敏	一〇・一二	二棄却	大阪高	二五一	
昭和四一年(あ)一三七〇	道路交通法違反	石井喜一郎	一〇・一二	二棄却	名古屋高	二五五	
昭和四一年(あ)一三八九	詐欺	中山彌太郎	一〇・一二	二棄却	東京高	二五八	

昭和四一年(あ)一三九一	業務上過失傷害、道路交通法違反	浅井淳輔	一〇・一二	二棄却	東京高	二六四	
昭和四一年(あ)一三九七	風俗営業等取締法違反	三浦政治	一〇・一二	二棄却	東京高	二七七	
昭和四一年(あ)一四〇七	業務上横領	廣芝忠士	一〇・一二	二棄却	大阪高	二八二	
昭和四一年(あ)一四一八	窃盗	滝澤元春	一〇・一二	二棄却	広島高岡山支	二九〇	
昭和四一年(あ)一四二一	道路交通法違反	横田恵藏	一〇・一二	二棄却	広島高岡山支	二九三	
昭和四一年(あ)一四四〇	道路交通法違反	藤田博明	一〇・一二	二棄却	大阪高	二九六	
昭和四一年(あ)一四四八	傷害、恐喝	金冗圭	一〇・一二	二棄却	広島高	三〇五	
昭和四一年(あ)一四六二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行	風間忠章	一〇・一二	二棄却	東京高	三〇八	
昭和四一年(あ)一四七三	売春防止法違反	工藤義政	一〇・一二	二棄却	東京高	三一二	
昭和四一年(あ)一四八四	詐欺、有印私文書偽造、同行使、業務上横領	大森禮二外二名	一〇・一二	二棄却	広島高松江支	三一六	
昭和四一年(あ)一四九七	売春防止法違反	天野芙三江	一〇・一二	二棄却	札幌高函館支	三二二	

昭和四一年(あ)一五一七	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	竹内秀雄	一〇・一二	二	棄却	福岡高	三二五

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)七六一	公職選挙法違反	木村岩吉 外二五名	昭和四一年一〇・一三	一	棄却	名古屋高	一
昭和四一年(あ)七六二	公職選挙法違反	稲垣増市 外一一名	一〇・一三	一	棄却	名古屋高	一一
昭和四一年(あ)七六三	公職選挙法違反	田中銀作	一〇・一三	一	棄却	名古屋高	一八
昭和四一年(あ)七七九	物価統制令違反	仲政基	一〇・一三	一	棄却	大阪高	二一
昭和四一年(あ)九一二	強姦致傷、強姦未遂	猪野幸男	一〇・一三	一	棄却	大阪高	二五
昭和四一年(あ)九二三	常習賭博、賭博開張図利、賭博	水野泉里 外一名	一〇・一三	一	棄却	札幌高	三一
昭和四一年(あ)九五八	有価証券偽造、同行使、詐欺	三輪榮三郎	一〇・一三	一	棄却	大阪高	三八
昭和四一年(あ)九七〇	有価証券偽造、同行使	佐々木武	一〇・一三	一	棄却	札幌高	四六
昭和四一年(あ)一〇二六	業務上過失傷害	平野弘	一〇・一三	一	棄却	東京高	五一

昭和四一年(あ)一〇三九	業務上過失傷害	西村金義	一〇・一三	一	棄却	東京高	五八
昭和四一年(あ)一〇五四	賭博場開張図利、同幇助	関靖夫	一〇・一三	一	棄却	東京高	六二
昭和四一年(あ)一一三一	窃盗、詐欺	今野源之助	一〇・一三	一	棄却	仙台高秋田支	六五
昭和四一年(あ)一一三三	傷害、恐喝、傷害致死幇助、銃砲刀剣類等所持取締法違反	藤田勝二	一〇・一三	一	棄却	大阪高	六九
昭和四一年(あ)一一三八	公職選挙法違反	小笹篤之	一〇・一三	一	棄却	福岡高	七四
昭和四一年(あ)一一五四	詐欺	猪俣廣次	一〇・一三	一	棄却	仙台高	八一
昭和四一年(あ)一一二三	強姦致傷	野口定俊	一〇・一三	一	棄却	福岡高	八五
昭和四一年(あ)一一三四	公職選挙法違反	西嶋隆一 外六名	一〇・一三	一	棄却	福岡高	九一
昭和四一年(あ)一二八七	公職選挙法違反	重永榮惠	一〇・一三	一	棄却	広島高	一〇一
昭和四一年(あ)一三五二	公職選挙法違反	梶山盛衛 外一名	一〇・一三	一	棄却	札幌高	一〇五
昭和四一年(あ)一二八一	道路交通法違反、業務上過失傷害	亀田正義	一〇・一四	二	棄却	高松高	一一〇

昭和四一年(あ)一三三九	賭博場開張図利幇助	豊田久雄	一〇・一四	二	棄却	東京高	一一三
昭和四一年(あ)一三六七	業務上過失傷害、道路交通法違反	永田芳一	一〇・一四	二	棄却	名古屋高	一一六
昭和四一年(あ)一四一一	監禁、公務執行妨害	末野謙一	一〇・一四	二	棄却	大阪高	一二〇
昭和四〇年(あ)一八九一	業務上過失致死	飯田一男	一〇・一八	三	棄却	東京高	一二五
昭和四〇年(あ)一九六七	恐喝	菅原道顕	一〇・一八	三	棄却	名古屋高	一三六
昭和四〇年(あ)二〇五三	横領	橋本貫一	一〇・一八	三	棄却	大阪高	一五四
昭和四〇年(あ)二〇九八	傷害	津田松太郎	一〇・一八	三	棄却	仙台高	一五八
昭和四〇年(あ)七五四	詐欺	山口勝芳	一〇・一八	三	棄却	大阪高	一七六
昭和四一年(あ)八六四	窃盗	中西達一	一〇・一八	三	棄却	東京高	一八五
昭和四一年(あ)九七五	詐欺	康昌哲	一〇・一八	三	棄却	大阪高	一八八
昭和四一年(あ)九八一	公職選挙法違反	古田鹿一 外一名	一〇・一八	三	棄却	大阪高	一九四

昭和四一年(あ)一〇六九	重過失傷害、道路交通法違反	中	澤	光	司	一〇・一八	三	棄却	東京高	二二〇
昭和四一年(あ)一〇九四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝	鄭		清	吉	一〇・一八	三	棄却	大阪高	二一七
昭和四一年(あ)一一〇四	道路交通法違反、業務上過失傷害	椎	林	一	男	一〇・一八	三	棄却	名古屋高金沢支	二三〇
昭和四一年(あ)一一〇七	詐欺	小	関	貢		一〇・一八	三	棄却	仙台高	二三四
昭和四一年(あ)一一一四	道路交通法違反	上	田	寛		一〇・一八	三	棄却	広島高	二四五
昭和四一年(あ)一一一九	窃盗	奈	良	昭	臣	一〇・一八	三	棄却	大阪高	二四八
昭和四一年(あ)一一二四	売春防止法違反	高		すみ子		一〇・一八	三	棄却	大阪高	二五三
昭和四一年(あ)一一三六	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	佐	藤	信	一	一〇・一八	三	棄却	仙台高	二五六
昭和四一年(あ)一一四九	賭博開張図利、賭博	朴		賛	秀	一〇・一八	三	棄却	大阪高	二五九
昭和四一年(あ)一一六一	業務上過失傷害、業務上過失致死傷、道路交通法違反	友	渕	年	雄	一〇・一八	三	棄却	大阪高	二六二
昭和四一年(あ)一一七〇	道路交通法違反	坂	本	吉	雄	一〇・一八	三	棄却	名古屋高	二六六

昭和四一年(あ)一一七一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、恐喝、恐喝未遂	西	原	忠	孝	一〇・一八	三	棄却	広島高	二七一
昭和四一年(あ)一一八一	業務上過失傷害、道路交通法違反	出	雲	厚	夫	一〇・一八	三	棄却	東京高	二七四
昭和四一年(あ)一一八七	職業安定法違反、詐欺	添	田	陸	熙	一〇・一八	三	棄却	東京高	二八三
昭和四一年(あ)一一八八	たばこ専売法違反	植	草	廣		一〇・一八	三	棄却	東京高	二八八
昭和四一年(あ)一二一二	公職選挙法違反	北	田	諭		一〇・一八	三	棄却	名古屋高金沢支	二九二
昭和四一年(あ)一二三三	強姦致傷、窃盗	椛	島	一	人	一〇・一八	三	棄却	福岡高	二九七
昭和四一年(あ)一二五〇	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	西	幹晴	外一名		一〇・一八	三	棄却	広島高岡山支	三〇一
昭和四一年(あ)一二六〇	重過失傷害、道路交通法違反	上	條	勝	人	一〇・一八	三	棄却	東京高	三〇六
昭和四一年(あ)一三〇二	傷害致死	菅	野	利	弘	一〇・一八	三	棄却	仙台高	三一一
昭和四一年(あ)一三二七	強姦致傷、住居侵入	野	田	治	雄	一〇・一八	三	棄却	広島高松江支	三一六
昭和四一年(あ)一三三二	猥褻図画公然陳列、猥褻図画販売、猥褻図画販売目的所持	安	部		清	一〇・一八	三	棄却	福岡高	三二一

昭和四一年(あ)一三四四	傷害、賭博場開張図利、賭博	渥美寿一	一〇・一八	三	棄却	東京高	三二四
昭和四一年(あ)一三六三	売春防止法違反、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	根岸正	一〇・一八	三	棄却	広島高	三二九
昭和四一年(あ)一四三八	公職選挙法違反	松村敏夫	一〇・一八	三	棄却	大阪高	三三五

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)六七四	法人税法違反	大和信商株式会社外二名	昭和四一年一〇・二〇	一	棄却	名古屋高	一
昭和四一年(あ)七九九	詐欺、有印私文書偽造、同行使	柿沼金重	一〇・二〇	一	棄却	東京高	六
昭和四一年(あ)八〇一	器物損壊	山本浩璋	一〇・二〇	一	棄却	東京高	一九
昭和四一年(あ)一〇二九	業務上過失致死	張替聖雄	一〇・二〇	一	棄却	東京高	二六
昭和四一年(あ)一〇八〇	売春防止法違反	岩浅ミサエ	一〇・二〇	一	棄却	大阪高	三一
昭和四一年(あ)一三六六	窃盗	吉村精一	一〇・二〇	一	棄却	名古屋高	三六
昭和四一年(あ)四四三	公職選挙法違反	永田幸一郎外三名	一〇・二二	二	棄却	東京高	四〇
昭和四一年(あ)一五六九	殺人未遂	長谷川要	一〇・二二	二	棄却	名古屋高	五一
昭和四一年(あ)一六四三	公職選挙法違反	石田誠	一〇・二二	二	棄却	東京高	五六

昭和四一年(あ)	四五九	公職選挙法違反、公職選挙法違反幇助	松	本	貢 外一名	一〇・二四	二	乗	却	大阪高	六二
昭和四一年(あ)	一七四四	公職選挙法違反	三	浦	行 外二名	一〇・二四	二	乗	却	仙台高秋田支	八三
昭和四〇年(あ)	一〇五五	商標法違反	滝	沼	重信	一〇・二五	三	乗	却	東京高	一〇一
昭和四一年(あ)	九九五	強盗殺人、同未遂、強盗未遂、強盗強姦未遂、窃盗	中	瀬	進	一〇・二五	三	乗	却	大阪高	一二〇
昭和四一年(あ)	一一五九	窃盗	梁	萬	石	一〇・二五	三	乗	却	大阪高	一二七
昭和四一年(あ)	一二〇〇	恐喝未遂、詐欺	笠	原	五作	一〇・二五	三	乗	却	東京高	一三八
昭和四一年(あ)	一五三二	窃盗、強制猥褻致傷、詐欺、私文書偽造、同行使、詐欺未遂	渡	辺	英治	一〇・二五	三	乗	却	東京高	一四七
昭和四一年(あ)	一五五九	窃盗	中	野	時夫	一〇・二五	三	乗	却	広島高	一五八
昭和四一年(あ)	一一七	封印破棄、建造物侵入、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、詐欺	今	井	武夫 外一名	一〇・二六	二	乗	却	札幌高函館支	一六四
昭和四一年(あ)	九一五	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	福	住	昭	一〇・二六	二	乗	却	大阪高	一六八
昭和四一年(あ)	八六一	加重収賄、虚偽公文書作成、同行使、贈賄、道路交通法違反、賭博開張図利	福	本	正次 外一名	一〇・二七	一	乗	却	東京高	一七六

昭和四一年(あ)	九六五	窃盗	長	峰	八郎	一〇・二七	一	乗	却	札幌高	一八三
昭和四一年(あ)	九九二	麻薬取締法違反	姜		熹	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	一八七
昭和四一年(あ)	一〇七七	窃盗	猿	橋	千代治	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	一九八
昭和四一年(あ)	一〇八六	窃盗、賍物運搬	金		竜倍	一〇・二七	一	乗	却	広島高	二〇二
昭和四一年(あ)	一一二	児童福祉法違反	山	本	征仁	一〇・二七	一	乗	却	名古屋高金沢支	二〇五
昭和四一年(あ)	一一二〇	恐喝、道路交通法違反、業務上過失傷害	中	村	忠夫	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	二〇九
昭和四一年(あ)	一一三四	関税法違反	濱	田	嘉吉	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	二一二
昭和四一年(あ)	一一四四	薬事法違反	上	田	鹿蔵 外一名	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	二一六
昭和四一年(あ)	一一六二	業務上過失傷害	保	田	一馬	一〇・二七	一	乗	却	大阪高	二二〇
昭和四一年(あ)	一一六八	窃盗未遂	河	路	正剛	一〇・二七	一	乗	却	名古屋高	二二三
昭和四一年(あ)	一一九五	公職選挙法違反	大	野	吉四郎	一〇・二七	一	乗	却	東京高	二二八

昭和四一年(あ)一二五三	強盗致傷	増	田	満	一〇・二七	一	棄却	東京高	二三六
昭和四一年(あ)一二六一	業務上過失傷害	清	水	勇喜	一〇・二七	一	棄却	東京高	二四一
昭和四一年(あ)一二七五	道路交通法違反	花	見	榮喜	一〇・二七	一	棄却	仙台高	二四六
昭和四一年(あ)一二九〇	道路交通法違反、重過失傷害	石	田	三郎	一〇・二七	一	棄却	大阪高	二五三
昭和四一年(あ)一三一九	殺人未遂	川	内	正行	一〇・二七	一	棄却	福岡高	二五八
昭和四一年(あ)一三二五	公職選挙法違反	羽	野	正	一〇・二七	一	棄却	広島高	二六一
昭和四一年(あ)一三三三	売春防止法違反	細	江	久子	一〇・二七	一	棄却	福岡高	二六五
昭和四一年(あ)一三四九	収賄	小	池	亮次	一〇・二七	一	棄却	東京高	二七〇
昭和四一年(あ)一三五六	公職選挙法違反	菊	池	隆一	一〇・二七	一	棄却	仙台高	二七八
昭和四一年(あ)一三五九	公職選挙法違反	高	橋	長太郎 外一名	一〇・二七	一	棄却	仙台高	三〇一
昭和四一年(あ)一三七二	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺	清	家	義家	一〇・二七	一	棄却	高松高	三二四

昭和四一年(あ)一四〇三	窃盗	福	重	和夫	一〇・二七	一	棄却	名古屋高	三三一
昭和四一年(あ)一四三〇	窃盗	楠	本	和夫	一〇・二七	一	棄却	広島高岡山支	三三六
昭和四一年(あ)一四八八	公職選挙法違反	加	藤	季吉	一〇・二七	一	棄却	大阪高	三三九
昭和四一年(あ)一五一四	窃盗	中	村	チヨメ	一〇・二七	二	棄却	福岡高	三六五
昭和四一年(あ)一五七九	強姦	高	田	賢二	一〇・二七	二	棄却	福岡高	三六八
昭和四一年(あ)一五八三	公職選挙法違反	惣	島	武男	一〇・二七	一	棄却	福岡高	三七一
昭和四一年(あ)一五九六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	村	上	多加治	一〇・二七	一	棄却	福岡高	三七五
昭和四一年(あ)一五九八	公職選挙法違反	福	本	音市	一〇・二七	一	棄却	福岡高	三八一
昭和四一年(あ)一六六六	窃盗	武	富	一政	一〇・二七	二	棄却	名古屋高	三八七

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二三五七	非現住建造物放火、脅迫、傷害	高根卯之助	昭和四一年一〇・二八	三	棄却	東京高	一
昭和四一年(あ)　七八	名誉毀損	藤井清治	一〇・二八	三	棄却	東京高	六
昭和四一年(あ)　一一五	自転車競技法違反	石原昭夫	一〇・二八	三	棄却	名古屋高	一二
昭和四一年(あ)　一三四	業務上過失傷害	成房昇	一〇・二八	三	棄却	高松高	一六
昭和四一年(あ)　一五三	建造物損壊	佐久間源次郎	一〇・二八	三	棄却	名古屋高	二一
昭和四一年(あ)　二〇二	傷害致死、傷害、窃盗	木村利夫	一〇・二八	三	棄却	東京高	二六
昭和四一年(あ)　三六二	窃盗	田中章男	一〇・二八	三	棄却	大阪高	三三
昭和四一年(あ)　三九五	業務上過失致死	林政美	一〇・二八	三	棄却	東京高	四二
昭和四一年(あ)　三九八	業務上過失傷害、道路交通法違反	野崎芳雄	一〇・二八	三	棄却	東京高	四九

昭和四一年(あ)	四三四	恐喝、詐欺	森	政夫	一〇・二八	三棄却	東京高	五四
昭和四一年(あ)	四四七	業務上過失致死傷、道路交通法違反	古	市米造	一〇・二八	三棄却	東京高	六四
昭和四一年(あ)	四七九	業務上過失致死	清	水小太郎	一〇・二八	三棄却	名古屋高	六九
昭和四一年(あ)	五二二	業務上過失致死、道路交通法違反	若	尾博優	一〇・二八	三棄却	名古屋高	七三
昭和四一年(あ)	五四四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	河	波重男	一〇・二八	三棄却	大阪高	七八
昭和四一年(あ)	六〇二	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、道路交通法違反	上	原明夫	一〇・二八	三棄却	東京高	八二
昭和四一年(あ)	六一五	業務上過失致死	小	玉昇一	一〇・二八	三棄却	名古屋高	八八
昭和四一年(あ)	六三一	猥せつ誘拐	崔	公述	一〇・二八	三棄却	大阪高	九七
昭和四一年(あ)	六五四	私文書偽造、同行使、横領	羽	田邦美	一〇・二八	三棄却	福岡高宮崎支	一一二
昭和四一年(あ)	六六四	監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、労働基準法違反	小	松則義	一〇・二八	三棄却	福岡高	一一七
昭和四一年(あ)	七一〇	詐欺	田	中早人	一〇・二八	三棄却	福岡高	一二一

昭和四一年(あ)	七四一	業務上過失傷害、道路交通法違反	蛇	沼勝弘	一〇・二八	三棄却	東京高	一二四
昭和四一年(あ)	七七七	賭博開張図利幇助、常習賭博	高	松俊夫	一〇・二八	三棄却	大阪高	一二九
昭和四一年(あ)	七九一	贈賄	寺	崎敏夫	一〇・二八	三棄却	名古屋高金沢支	一三二
昭和四一年(あ)	七九二	単純収賄	杉	山清一	一〇・二八	三棄却	名古屋高金沢支	一三九
昭和四一年(あ)	七九八	窃盗	千	葉祐作	一〇・二八	三棄却	東京高	一五一
昭和四一年(あ)	一一五二	業務上過失致死、同致傷	大	田黒知	一〇・二八	三棄却	福岡高	一五四
昭和四一年(あ)	一二一七	道路交通法違反、重過失致死傷	野	間フヂェ	一〇・二八	三棄却	大阪高	一六三
昭和四一年(あ)	一二二一	兇器準備結集、銃砲刀剣類等所持取締法違反	前	田雄二	一〇・二八	三棄却	大阪高	一六六
昭和四一年(あ)	一二三六	道路交通法違反	小	川操	一〇・二八	三棄却	広島高岡山支	一七六
昭和四一年(あ)	一二九五	売春防止法違反	西	村廣美	一〇・二八	三棄却	大阪高	一八〇
昭和四一年(あ)	一三〇六	窃盗、賍物故買	曺	星男	一〇・二八	三棄却	大阪高	一八三

昭和四一年(あ)一三〇八	売春防止法違反	宮下博美	一〇・二八	三	棄却	大阪高	一八六
昭和四一年(あ)一三二一	傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反、道路交通法違反	香山一峰 外一名	一〇・二八	三	棄却	福岡高	一八九
昭和四一年(あ)一三三七	海岸法違反、脅迫	小林正雄	一〇・二八	三	棄却	東京高	一九三
昭和四一年(あ)一三六〇	詐欺、傷害	石川頼雄	一〇・二八	二	棄却	仙台高	一九六
昭和四一年(あ)一四二八	詐欺	古賀美榮子	一〇・二八	二	棄却	福岡高	一九九
昭和四一年(あ)一四八九	恐喝	正木清止	一〇・二八	二	棄却	大阪高	二〇三
昭和四一年(あ)一四九二	銃砲刀剣類所持等取締法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	松本典三	一〇・二八	二	棄却	大阪高	二〇六
昭和四一年(あ)一五〇九	公職選挙法違反	野村正雄 外一名	一〇・二八	三	棄却	名古屋高金沢支	二一一
昭和四一年(あ)一五三五	傷害	清水美子	一〇・二八	二	棄却	名古屋高	二一六
昭和四一年(あ)一五四四	道路交通法違反	高野忠吉	一〇・二八	二	棄却	東京高	二二二
昭和四一年(あ)一五四六	窃盗	金又合石	一〇・二八	二	棄却	東京高	二二六

昭和四一年(あ)一五五七	業務上過失致死、同傷害	南里優	一〇・二八	二	棄却	福岡高	二三二
昭和四一年(あ)一六〇二	業務上過失傷害	目黒常夫	一〇・二八	二	棄却	仙台高	二三六
昭和四一年(あ)一六二四	賍物寄蔵、賍物故買	志村勇雄	一〇・二八	二	棄却	東京高	二四〇
昭和四一年(あ)一六六〇	賭博開張図利	瀧尾信彦	一〇・二八	二	棄却	名古屋高金沢支	二四四
昭和四一年(あ)一六七六	賍物故買	金春洙	一〇・二八	二	棄却	東京高	二四七
昭和四一年(あ)一六七九	業務上過失傷害、道路交通法違反	藤井一	一〇・二八	二	棄却	東京高	二五〇
昭和四一年(あ)一六八二	業務上過失致死、道路交通法違反	久保田明	一〇・二八	二	棄却	東京高	二五五
昭和四一年(あ)一六九一	業務上過失致死傷、道路交通法違反	佐々木正一	一〇・二八	二	棄却	札幌高	二五九
昭和四一年(あ)一六九五	窃盗	塚本育五郎	一〇・二八	二	棄却	大阪高	二六二
昭和四一年(あ)一七一八	業務上過失致死、道路交通法違反	新堀守	一〇・二八	二	棄却	東京高	二六八
昭和四一年(あ)一四六七	公正証書原本不実記載、同行使	八木澤ナツ	一〇・三一	二	棄却	東京高	二七五

昭和四一年(あ)一五六五	道路運送法違反	中川政雄	一〇・三一	二	棄却	高松高	二八二
昭和四一年(あ)一五九二	業務上過失傷害、道路交通法違反	五十嵐安治 外一名	一〇・三一	二	棄却	仙台高秋田支	二八七
昭和四一年(あ)一六三五	業務上過失致死	高橋利悦	一〇・三一	二	棄却	東京高	二九一
昭和四一年(あ)一七〇〇	窃盗	金小仙 外一名	一〇・三一	二	棄却	広島高	二九五

刑事雑（全）

再審請求

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(き)七	強制わいせつ	四谷清一	昭和四一年一〇・一一	三	棄却		一

判決訂正申立

昭和四一年(み)二一	業務上過失傷害、道路交通法違反	安達十郎 外一名（安田眞治）	一〇・二五	三	棄却		四

特別抗告

昭和四一年(し)五四	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	立原虎雄	一〇・六	一	棄却	東京高	七
昭和四一年(し)五三	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	津田騰三（ルイザ・マリヤ・デフイゲレド）	一〇・七	二	棄却	東京高	一一
昭和四一年(し)五五	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	芝野一三 外一四名	一〇・八	二	棄却	名古屋高	一五
昭和四一年(し)五六	刑執行猶予言渡取消請求事件についてした決定に対する抗告	青柳健三（高田稔雄）	一〇・一一	三	棄却	東京高	二八

昭和四一年(し)	五八	付審判請求事件の抗告棄却決定に對する特別抗告	石原壮三	一〇・一八	二	棄却
昭和四一年(し)	七九	勾留についてした異議申立棄却決定に対する特別抗告	前堀政幸（阿藤周平）外二名	一〇・一九	三	棄却
昭和四一年(し)	五七	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	金龍角	一〇・二〇	一	棄却

死亡

昭和四一年(あ)	一八二〇	横領	辻田俊吉	一〇・二四	二	公訴棄却
昭和四一年(あ)	二〇二八	窃盗	杉本功	一〇・二四	二	公訴棄却

訴訟費用

昭和四一年(せ)	一二六	恐喝、詐欺	佐藤孝一	一〇・四	三	免除
昭和四一年(あ)	一六二五	有価証券偽造、同行使、詐欺、窃盗	目黒盛雄	一〇・四	三	負担
昭和四一年(せ)	一二八	業務上横領	瀧元清	一〇・一一	三	免除
昭和四一年(せ)	一三一	有価証券虚偽記入、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺、業務上横領	大瀧泰弘	一〇・一七	二	免除

昭和四一年(せ)	一三二	非現住建物放火、詐欺	伊藤宜彦	一〇・一八	三	棄却
昭和四一年(あ)	一六五四	窃盗	尹勇男	一〇・一九	一	負担

決定に対する異議申立

昭和四一年(す)	三一三	脅迫、暴行、傷害、窃盗、恐喝、道路交通法違反	井関安治（船谷博）	一〇・一四	二	棄却
昭和四一年(す)	三一四	業務上過失傷害、道路交通法違反	唐沢光治	一〇・一四	二	棄却
昭和四一年(す)	三一五	賍物故買、私文書偽造、同行使	岡田俊介	一〇・一八	三	棄却
昭和四一年(す)	三一一	酒税法違反	小原正列（大洋酒類株式会社）外四名	一〇・一八	三	棄却
昭和四一年(す)	三一二	公職選挙法違反	古屋福丘（米澤良知）外四名	一〇・一八	三	棄却
昭和四一年(す)	三三〇	公職選挙法違反	畔柳桑太郎外四名（榎本信義）	一〇・一八	三	棄却
昭和四一年(す)	三三九	傷害致死	入本忠美	一〇・一九	二	棄却
昭和四一年(す)	三三四	有価証券偽造、同行使、詐欺	知久旭	一〇・二〇	一	棄却

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一九七九	道路交通法違反	名古曽清次	昭和四一年一〇・一七	二	棄却	大阪高	二八六
昭和四一年(あ)二〇四九	業務上過失傷害、道路交通法違反	高橋正孝	一〇・二四	二	棄却	東京高	二八八

昭和四一年(す)三三五	有価証券偽造、同行使、詐欺	吉田美與子	一〇・二〇	一	棄却		九九
昭和四一年(す)三三六	有価証券偽造、同行使、詐欺	吉田静江	一〇・二〇	一	棄却		一〇一
昭和四一年(す)三四一	傷害、詐欺	柳田清	一〇・二二	二	棄却		一〇三
昭和四一年(す)三四二	公職選挙法違反	藤守外二名	一〇・二七	一	棄却		一〇五
その他							
昭和四一年(す)三一三	訴訟費用執行免除申立棄却決定に対する異議の申立	梁萬石	一〇・五	一	棄却		一〇九
昭和四一年(す)三一八	建造物侵入、窃盗被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	百瀬嘉哉	一〇・一二	一	棄却		一一〇
昭和四一年(す)三二五	銃砲刀剣類等所持取締法違反被告事件の上告棄却決定に対する異議の申立	平田仁一	一〇・一二	二	棄却		一一二
昭和四一年(す)三二八	傷害被告事件の上告棄却決定に対する再審請求	吉岡龍太郎	一〇・一四	二	棄却		一一三
昭和四一年(す)三二九	傷害被告事件の上告棄却決定に対する訂正の申立	吉岡龍太郎	一〇・一四	二	棄却		一一九

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年十一月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判決（全）……（一日―三〇日）……（二〇件）……一頁
決定（1）……（一日―一四日）……（五〇件）……五
決定（2）……（一五日―一六日）……（五四件）……一一
決定（3）……（一七日―二二日）……（五一件）……一七
決定（4）……（二四日―二八日）……（三四件）……二三
決定（5）……（二九日―三〇日）……（四一件）……二七
雑（全）……（一日―三〇日）……（八〇件）……三一
不成立（全）……（二日―三〇日）……（一七件）……三九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)三四二	売春防止法違反	橋本ミトリ	昭和四一年一一・一	三	棄却	仙台高	一五〇
昭和四一年(あ)五五九	わいせつ図画販売目的所持	大久保吉雄	一一・一	三	棄却	福岡高	一五九
昭和四〇年(あ)二一三六	業務上過失致死、道路交通法違反	李清	一一・四	二	破棄差戻	東京高	一七二
昭和四〇年(あ)二一五四	麻薬取締法違反、関税法違反	荻堂盛安外一名	一一・四	二	破棄差戻	東京高	一七八
昭和四一年(あ)三二三	道路運送法違反	松林宣男	一一・四	二	棄却	大阪高	一九一
昭和四一年(あ)三二五	道路運送法違反	近松満	一一・四	二	棄却	大阪高	一九四
昭和四一年(あ)一三九九	公職選挙法違反	齊藤幸作	一一・一〇	一	棄却	東京高	一九七
昭和四〇年(あ)一二四七	詐欺、横領、銃砲刀剣類等所持取締法違反	堀井孝行外一名	一一・一五	三	棄却	東京高	二〇八
昭和四一年(あ)一八二八	業務上過失傷害、道路交通法違反	吉原光三	一一・一八	二	棄却	大阪高	二一二

昭和四一年(あ)一八三九	恐喝、暴行、傷害	飯沼太吉	一一・一八	二	棄却	東京高	二二七
昭和三九年(あ)二三七五	外国為替及び外国貿易管理法違反同幇助、関税法違反幇助	吉橋季尾 外一名	一一・二二	三	棄却	東京高	二三一
昭和四〇年(あ)二五二六	詐欺	原光次	一一・二二	三	棄却	福岡高	二五一
昭和四一年(あ)一〇九七	窃盗	清水實治	一一・二二	三	棄却	広島高	二六一
昭和四一年(あ)一六〇八	窃盗、強盗、強盗致傷、強盗未遂、	佐藤徳市	一一・二二	三	棄却	仙台高	二六四
昭和四一年(あ)一二八三	賭博開張図利、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	坂口博	一一・二四	一	棄却	高松高	二六七
昭和四一年(あ)一五六七	銃砲刀剣類等所持取締法違反	江島令賢	一一・二四	一	棄却	高松高	二七〇
昭和三六年(あ)八二三	威力業務妨害	福田郁夫 外一名	一一・三〇	大	棄却	札幌高函館支	二七五
昭和四一年(さ)一〇	道路交通法違反	村田藏	一一・一五	三	破棄公訴棄却	小倉簡	二九八
昭和四一年(さ)一一	道路交通法違反	岩野實	一一・二四	一	破棄公訴棄却	折尾簡	三〇二
昭和四一年(さ)一四	傷害	大森正芳	一一・二四	一	破棄自判	小倉簡	三〇五

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二一三四	自転車競技法違反、同幇助	盧　禎鎬	昭和四一年一一・一	三	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)二二九八	公文書偽造、同行使、詐欺	齊藤喜代子外一名	一一・一	三	棄却	札幌高	八
昭和四〇年(あ)二七二三	業務上過失致死、道路交通法違反	杉本　功	一一・一	三	棄却	名古屋高金沢支	一八
昭和四一年(あ)一一四〇	公職選挙法違反	原口喜登留	一一・一	三	棄却	福岡高	二二
昭和四一年(あ)一二三八	現住建造物等放火、業務上過失傷害	智内光幸	一一・一	三	棄却	福岡高宮崎支	二七
昭和四一年(あ)一三〇五	強盗致死、同致傷、恐喝未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反	木村　尚	一一・一	三	棄却	仙台高	三六
昭和四一年(あ)一四九三	公職選挙法違反	松本　英一	一一・一	三	棄却	仙台高	五八
昭和四一年(あ)一五〇七	公職選挙法違反	伊達　幾男	一一・一	三	棄却	広島高岡山支	六三
昭和四一年(あ)一四四五	強姦致死	前脊戸　孝	一一・二	二	棄却	広島高	七三

昭和四一年(あ)一五〇〇	窃盗	門田稔一	一一・二	二乗却	広島高岡山支	七九	
昭和四一年(あ)一五〇八	業務上過失致死傷	山本俊雄	一一・二	二乗却	名古屋高金沢支	八二	
昭和四一年(あ)一五二六	道路交通法違反、業務上過失傷害	上平幸作	一一・二	二乗却	大阪高	八五	
昭和四一年(あ)一五二九	道路交通法違反、業務上過失傷害	田中公弘	一一・二	二乗却	大阪高	八八	
昭和四一年(あ)一五三八	強姦	魯博之	一一・二	二乗却	広島高	九二	
昭和四一年(あ)一五四〇	売春防止法違反	黄周立	一一・二	二乗却	東京高	九六	
昭和四一年(あ)一五四九	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	細田健一	一一・二	二乗却	東京高	九九	
昭和四一年(あ)一五六二	詐欺	津下本俊郎	一一・二	二乗却	大阪高	一一一	
昭和四一年(あ)一五八一	公職選挙法違反	河野公洋	一一・二	二乗却	福岡高	一一七	
昭和四一年(あ)一五八六	恐喝、風俗営業等取締法違反	田中テイ子	一一・二	二乗却	広島高	一二二	
昭和四一年(あ)一五八九	証人威迫	佐々木道雄	一一・二	二乗却	大阪高	一二六	

昭和四一年(あ)一五九九	傷害	小松徳雄	一一・二	二乗却	仙台高	一三〇	
昭和四一年(あ)一六二一	収賄	笠原勝	一一・二	二乗却	東京高	一三三	
昭和四一年(あ)一六四六	売春防止法違反、職業安定法違反	岡崎一郎	一一・二	二乗却	東京高	一三七	
昭和四一年(あ)一六五五	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	小早川高男	一一・二	二乗却	大阪高	一四二	
昭和四一年(あ)一六五九	賭博開張図利	餅田國雄	一一・二	二乗却	名古屋高金沢支	一四五	
昭和四一年(あ)一六六一	賭博開張図利幇助	川坂澄夫	一一・二	二乗却	名古屋高金沢支	一四八	
昭和四一年(あ)一七二〇	器物毀棄、公務執行妨害、傷害、恐喝	興松忠治	一一・二	二乗却	東京高	一五一	
昭和四一年(あ)一五四一	窃盗、同未遂、業務上過失致傷、道路交通法違反、器物損壊	伊藤三郎	一一・八	三乗却	東京高	一五五	
昭和四一年(あ)一五五二	強盗致死、詐欺	西森義幸	一一・八	三乗却	福岡高	一六七	
昭和四一年(あ)一五七三	窃盗	山口務	一一・八	三乗却	大阪高	一七八	
昭和四一年(あ)一六四九	恐喝	中西保男	一一・八	三乗却	大阪高	一八四	

昭和四一年(あ)一七三二	公職選挙法違反	鹿野勇	一一・九	二棄却	名古屋高金沢支	一九一
昭和四〇年(あ)一二二八	強姦	石山保男外一名	一一・一〇	一棄却	東京高	一九六
昭和四一年(あ)七一九	業務上過失傷害	村松克重	一一・一〇	一棄却	札幌高	二〇二
昭和四一年(あ)七二六	詐欺	朴魯興	一一・一〇	一棄却	東京高	二一一
昭和四一年(あ)八三九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	中貝仁勇	一一・一〇	一棄却	大阪高	二三一
昭和四一年(あ)九五〇	贈賄	宗廣四郎	一一・一〇	一棄却	広島高岡山支	二五五
昭和四一年(あ)一〇五七	関税法違反	林昭三郎	一一・一〇	一棄却	東京高	二六七
昭和四一年(あ)一一八九	贈賄	村上清七	一一・一〇	一棄却	東京高	二七一
昭和四一年(あ)一五五一	賭博開張図利	山中吾市	一一・一〇	一棄却	東京高	二七七
昭和四一年(あ)一五五六	業務上過失傷害	佐野保	一一・一〇	一棄却	福岡高	二八二
昭和四一年(あ)一六一三	詐欺、横領	内藤正司	一一・一四	二棄却	東京高	二八六

昭和四一年(あ)一七三八	業務上過失傷害、道路交通法違反	根岸光三	一一・一四	二棄却	広島高	二九三
昭和四一年(あ)一八一八	詐欺、有価証券偽造、同行使	武智忠義	一一・一四	二棄却	広島高岡山支	二九九
昭和四一年(あ)一八二三	横領、賭博	鄭朝明	一一・一四	二棄却	名古屋高金沢支	三〇六
昭和四一年(あ)一八二五	贈賄	朝山繁治外一名	一一・一四	三棄却	名古屋高金沢支	三一〇
昭和四一年(あ)一八三三一八三四	麻薬取締法違反、外国人登録法違反	金基信外一名	一一・一四	二棄却	東京高	三一三
昭和四一年(あ)一八四三	業務上過失傷害	濱田久太郎	一一・一四	二棄却	東京高	三一七
昭和四一年(あ)一九〇八	詐欺	浅利慶藏	一一・一四	二棄却	東京高	三三八

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二一六〇	有価証券偽造、同交付、同行使、詐欺、業務上横領、私文書偽造、同行使	和田庄太郎	昭和四一年一一・一五	三	棄却	東京高	一
昭和四〇年(あ)二一八四	業務上過失傷害	毛受正義	一一・一五	三	棄却	名古屋高	八
昭和四〇年(あ)二四八六	贈賄	真部友一	一一・一五	三	棄却	高松高	三一
昭和四〇年(あ)二六一四	賭博場開張図利幇助	島田一正	一一・一五	三	棄却	東京高	三五
昭和四〇年(あ)二七〇二	業務上過失致死	荻原安定	一一・一五	三	棄却	東京高	四〇
昭和四一年(あ)八二〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	横田隆治	一一・一五	三	棄却	札幌高	四七
昭和四一年(あ)八三八	詐欺	野村武夫外一名	一一・一五	三	棄却	大阪高	五〇
昭和四一年(あ)八五七	賭博開張図利、恐喝、賭博開張図利幇助	沼田精一外三名	一一・一五	三	棄却	東京高	五七
昭和四一年(あ)八八一	恐喝未遂	伊藤金作	一一・一五	三	棄却	名古屋高	六六

昭和四一年(あ)	八九五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	橋田高徳	一一・一五	三棄却	広島高松江支	七三
昭和四一年(あ)	九四五	業務上過失致死	林東吉	一一・一五	三棄却	東京高	七六
昭和四一年(あ)	九六〇	詐欺	森田続	一一・一五	三棄却	大阪高	八一
昭和四一年(あ)	一〇一八	殺人未遂	本田定吉	一一・一五	三棄却	東京高	八六
昭和四一年(あ)	一〇三一	業務上過失傷害、道路交通法違反	御代川正二	一一・一五	三棄却	東京高	九五
昭和四一年(あ)	一〇六六	業務上過失致死、道路交通法違反	阿部義信	一一・一五	三棄却	東京高	九八
昭和四一年(あ)	一〇八二	傷害、窃盗	川崎昇	一一・一五	三棄却	大阪高	一〇八
昭和四一年(あ)	一一三〇	たばこ専売法違反、暴行、傷害	上村長雄	一一・一五	三棄却	札幌高	一一二
昭和四一年(あ)	一一六七	有印公文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺、恐喝未遂	中西繁夫	一一・一五	三棄却	名古屋高	一一六
昭和四一年(あ)	一一九七	公職選挙法違反	渡辺徳治	一一・一五	三棄却	東京高	一二一
昭和四一年(あ)	一二〇九	売春防止法違反	杉本紀子	一一・一五	三棄却	東京高	一二五

昭和四一年(あ)	一二一四	詐欺	野口徳一郎	一一・一五	三棄却	福岡高	一三〇
昭和四一年(あ)	一二三〇	道路交通法違反	竹原重光	一一・一五	三棄却	福岡高	一三三
昭和四一年(あ)	一二四四	売春防止法違反	香曾我部清子	一一・一五	三棄却	大阪高	一三六
昭和四一年(あ)	一二六三	公職選挙法違反	高橋吾平	一一・一五	三棄却	東京高	一四二
昭和四一年(あ)	一二八二	道路運送法違反	庄野秀夫	一一・一五	三棄却	高松高	一四五
昭和四一年(あ)	一三五一	業務上過失傷害、道路交通法違反	舘山英男	一一・一五	三棄却	東京高	一四九
昭和四一年(あ)	一三九〇	業務上過失致死、道路交通法違反	小澤正夫	一一・一五	三棄却	東京高	一五三
昭和四一年(あ)	一四〇六	封印破棄	藤川斡美	一一・一五	三棄却	大阪高	一五八
昭和四一年(あ)	一六三二	道路交通法違反、重過失傷害	岩上欣吾	一一・一五	二棄却	東京高	一六二
昭和四一年(あ)	一六四二	公職選挙法違反	笹山勇	一一・一五	三棄却	東京高	一六六
昭和四一年(あ)	一六四四	公職選挙法違反	小山田庚	一一・一五	三棄却	東京高	一六九

昭和四一年(あ)一六八五	公職選挙法違反	高園軍八	一一・一五	三棄却	東京高	一七五
昭和四一年(あ)一六九八	窃盗	樋口安雄	一一・一五	二棄却	大阪高	一八六
昭和四一年(あ)一七五九	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	中谷惇徳 外二名	一一・一五	二棄却	広島高	一九四
昭和四一年(あ)一七八四	強盗	久保田淺司	一一・一五	二棄却	東京高	二〇〇
昭和四一年(あ)一七九三	業務上過失致死	高橋孝俊	一一・一五	二棄却	東京高	二〇六
昭和四一年(あ)一八〇一	道路交通法違反、業務上過失傷害	山口有造	一一・一五	二棄却	東京高	二一三
昭和四一年(あ)一八一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	大西金三郎	一一・一五	二棄却	大阪高	二一九
昭和四一年(あ)一八一六	業務上過失致死	朴泰千	一一・一五	二棄却	広島高	二二五
昭和四一年(あ)一八三二	強盗致傷	藤原肇	一一・一五	二棄却	東京高	二二八
昭和四一年(あ)一八四一	傷害致死	大堀末吉	一一・一五	二棄却	東京高	二三八
昭和四一年(あ)一八四六	業務上過失致死傷	ジョセフ・エイ・ダンソン	一一・一五	二棄却	東京高	二四四

昭和四一年(あ)一八七五	外国人登録法違反	李鳳相	一一・一五	二棄却	札幌高	二四九
昭和四一年(あ)一八八二	傷害	森西政春	一一・一五	二棄却	福岡高	二五二
昭和四一年(あ)一八九二	銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	具興福	一一・一五	二棄却	大阪高	二五五
昭和四一年(あ)一九一〇	詐欺	小島敏彦	一一・一五	二棄却	東京高	二六一
昭和四一年(あ)一九三六	公職選挙法違反	押切正夫 外一名	一一・一五	二棄却	仙台高	二七一
昭和四一年(あ)一七二三	売春防止法違反、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締法違反	徳谷健之助	一一・一六	二棄却	大阪高	二七六
昭和四一年(あ)一七五二	業務上過失致死、業務上過失傷害	小辻正喜	一一・一六	二棄却	福岡高	二七九
昭和四一年(あ)一七五六	職業安定法違反	上甲博	一一・一六	二棄却	福岡高宮崎支	二八五
昭和四一年(あ)一七六二	道路交通法違反	林道彦	一一・一六	二棄却	仙台高	二八九
昭和四一年(あ)一七九五	業務上過失致死傷	有賀文夫	一一・一六	二棄却	東京高	二九四
昭和四一年(あ)一八八三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、賍物収受	洪秀雄	一一・一六	二棄却	福岡高	二九七

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一九一二	強姦致傷、窃盗	渡辺進	一一・一六	二	棄却	東京高	三〇〇

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)七二一	強盗致死	菊池工	昭和四一年一一・一七	一	棄却	東京高	一
昭和四一年(あ)一一四七	窃盗	崔柄石	一一・一七	一	棄却	大阪高	一〇
昭和四一年(あ)一二六五	詐欺	原博久外一名	一一・一七	一	棄却	大阪高	二二
昭和四一年(あ)一一七九	道路交通法違反	折居與四郎	一一・一七	一	棄却	東京高	二九
昭和四一年(あ)一一八二	業務上過失致死、業務上過失傷害	流勝昭	一一・一七	一	棄却	東京高	三三
昭和四一年(あ)一一八五	業務上過失致死、道路交通法違反	粕谷重壽	一一・一七	一	棄却	東京高	三七
昭和四一年(あ)一一九二	窃盗	青木正男	一一・一七	一	棄却	東京高	四五
昭和四一年(あ)一一九八	業務上過失傷害、道路交通法違反	中條喜吉	一一・一七	一	棄却	札幌高	四八
昭和四一年(あ)一二〇四	業務上横領、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締法違反	河村和久	一一・一七	一	棄却	東京高	五一

昭和四一年(あ)一二〇七	業務上過失致死、道路交通法違反	鳥居武	一一・一七	一	棄却	東京高	五四
昭和四一年(あ)一二一〇	強制猥褻	永木則雄	一一・一七	一	棄却	東京高	六一
昭和四一年(あ)一二一五	業務上過失致死	犬丸重年	一一・一七	一	棄却	福岡高	六五
昭和四一年(あ)一二二二	窃盗	前田健治	一一・一七	一	棄却	大阪高	七四
昭和四一年(あ)一二四八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	藤田直行	一一・一七	一	棄却	広島高岡山支	七八
昭和四一年(あ)一二五一	恐喝未遂	田淵敏宏	一一・一七	一	棄却	広島高岡山支	八三
昭和四一年(あ)一二五八	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺	武田伸男	一一・一七	一	棄却	東京高	八六
昭和四一年(あ)一二六四	傷害	石井剛国	一一・一七	一	棄却	東京高	九〇
昭和四一年(あ)一二七二	暴行	吉津吉松	一一・一七	一	棄却	宮崎支	福岡高	九五
昭和四一年(あ)一二七八	強姦致傷	佐藤正外二名	一一・一七	一	棄却	仙台高	一〇〇
昭和四一年(あ)一二九三	傷害	谷口勇	一一・一七	一	棄却	大阪高	一〇七

昭和四一年(あ)一三〇九	窃盗	中島隆男	一一・一七	一	棄却	大阪高	一一六
昭和四一年(あ)一三一六	業務上過失致死傷	香月巖	一一・一七	一	棄却	名古屋高	一二〇
昭和四一年(あ)一三四五	有印私文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	政本倉吉	一一・一七	一	棄却	東京高	一二四
昭和四一年(あ)一三六四	道路交通法違反、重過失傷害	山木和彦	一一・一七	一	棄却	札幌高	一二八
昭和四一年(あ)一四一七	窃盗、外国人登録法違反	伊相鉉	一一・一七	一	棄却	広島高岡山支	一三一
昭和四一年(あ)一四三六	道路交通法違反、業務上過失致死	光田秋男	一一・一七	一	棄却	大阪高	一三五
昭和四一年(あ)一四五〇	窃盗	須田利男	一一・一七	一	棄却	仙台高	一四四
昭和四一年(あ)一四八三	弁護士法違反	古田文蔵	一一・一七	一	棄却	広島高松江支	一四七
昭和四一年(あ)一四九九	業務上過失致死傷	平澤雅夫	一一・一七	一	棄却	名古屋高	一五一
昭和四一年(あ)一六二〇	収賄	田上利貞	一一・一七	一	棄却	東京高	一五五
昭和四一年(あ)八六〇	傷害、賭博開張図利幇助、常習賭博、賭博開張図利	深谷義男外二名	一一・二二	三	棄却	東京高	一六二

昭和四一年(あ)一〇六〇	物品税法違反、商標法違反	日本エンゼルレコード株式会社外一名	一一・二二	三棄却	東京高	一七三	
昭和四一年(あ)一一二三	児童福祉法違反	前田勇	一一・二二	三棄却	大阪高	一七八	
昭和四一年(あ)一一二七	傷害致死	本多俊之	一一・二二	三棄却	大阪高	一八三	
昭和四一年(あ)一一五三	詐欺	伊藤義良	一一・二二	三棄却	札幌高函館支	一八九	
昭和四一年(あ)一一六四	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	宇野治夫	一一・二二	三棄却	大阪高	一九三	
昭和四一年(あ)一一七八	業務上過失致死	長橋武男	一一・二二	三棄却	東京高	一九七	
昭和四一年(あ)一二〇六	暴行、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	小林旭	一一・二二	三棄却	東京高	二〇四	
昭和四一年(あ)一二四一	窃盗	杉原一	一一・二二	三棄却	大阪高	二〇七	
昭和四一年(あ)一二四七	覚せい剤取締法違反	正司琢男	一一・二二	三棄却	広島高岡山支	二一一	
昭和四一年(あ)一二七〇	詐欺	川政梅次郎	一一・二二	三棄却	札幌高函館支	二一七	
昭和四一年(あ)一二八五	恐喝、傷害	岡山弘幸	一一・二二	三棄却	高松高	二二二	

昭和四一年(あ)一二九八	賍物牙保、賍物取受	河原賢吉	一一・二二	三棄却	大阪高	二二六	
昭和四一年(あ)一二九九	監禁	岡田龍之助	一一・二二	三棄却	大阪高	二三一	
昭和四一年(あ)一三一八	売春防止法違反、営利被誘拐者取受、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	小西義一	一一・二二	三棄却	名古屋高	二三五	
昭和四一年(あ)一三四八	業務上横領、有価証券偽造、同行使、詐欺	竹迫直三郎	一一・二二	三棄却	東京高	二四五	
昭和四一年(あ)一三五八	業務上過失傷害、業務上過失致死、道路交通法違反	安西清美	一一・二二	三棄却	仙台高	二五一	
昭和四一年(あ)一三七四	売春防止法違反	川口春香	一一・二二	三棄却	高松高	二五四	
昭和四一年(あ)一四〇九	詐欺	喜井勇	一一・二二	三棄却	大阪高	二五八	
昭和四一年(あ)一六一四	強盗殺人未遂、窃盗	長谷川正一	一一・二二	三棄却	東京高	二八〇	
昭和四一年(あ)一八〇五	公職選挙法違反	平山効記	一一・二二	三棄却	東京高	二八七	

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一二一八	詐欺	松浦孝吉 外二名	昭和四一年一一・二四	一	棄却	大阪高	一
昭和四一年(あ)一二三一	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	赤司晴男	一一・二四	一	棄却	福岡高	二五
昭和四一年(あ)一二九六	賍物故買、賍物収受	増田辰次	一一・二四	一	棄却	大阪高	三一
昭和四一年(あ)一三〇三	賭博開張図利、賭博、賭博開張図利幇助	工藤千代志 外一名	一一・二四	一	棄却	仙台高	三六
昭和四一年(あ)一三四二	窃盗	茨田作藏	一一・二四	一	棄却	東京高	四一
昭和四一年(あ)一三六九	業務上過失致死	武政義弘	一一・二四	一	棄却	名古屋高	五二
昭和四一年(あ)一三八八	常習賭博	金竜出	一一・二四	一	棄却	東京高	五五
昭和四一年(あ)一三九三	業務上過失致死	佐久間行雄	一一・二四	一	棄却	東京高	五九
昭和四一年(あ)一四〇二	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	藤本泰親	一一・二四	一	棄却	東京高	六六

昭和四一年(あ)一四一〇	恐喝	西野清直 外二名	大阪高	東京高	却	棄	一一・二四	七一
昭和四一年(あ)一四四四	売春防止法違反	山端一恵	広島高	東京高	却	棄	一一・二四	七七
昭和四一年(あ)一四六六	猥せつ図画販売、同販売目的所持	畑山ウメ	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	八〇
昭和四一年(あ)一五一二	殺人	益田學	福岡高	東京高	却	棄	一一・二四	八六
昭和四一年(あ)一五二八	詐欺	永井澄男	大阪高	東京高	却	棄	一一・二四	九七
昭和四一年(あ)一五六四	詐欺	川上馨	高松高	東京高	却	棄	一一・二四	一〇一
昭和四一年(あ)一五七八	傷害、強盗未遂	津留勝次	福岡高	東京高	却	棄	一一・二四	一〇七
昭和四一年(あ)一六〇九	詐欺	小嶋宮人	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	一一六
昭和四一年(あ)一六四五	麻薬取締法違反	大野清八	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	一二四
昭和四一年(あ)一六五二	殺人	青三判厚	大阪高	東京高	却	棄	一一・二四	一二八
昭和四一年(あ)一六七一	業務上過失傷害、道路交通法違反	竹原忠志	名古屋高	東京高	却	棄	一一・二四	一四一

昭和四一年(あ)一六八六	公職選挙法違反	山際由三	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	一四四
昭和四一年(あ)一七〇二	強姦致傷幇助	山本洋一	広島高岡山支	広島高岡山支	却	棄	一一・二四	一五一
昭和四一年(あ)一七二五	公職選挙法違反	杉山昇 外一名	広島高岡山支	広島高岡山支	却	棄	一一・二四	一五五
昭和四一年(あ)一七四六	道路交通法違反	嬉野信市	福岡高	東京高	却	棄	一一・二四	一六二
昭和四一年(あ)一七六九	現住建造物等放火未遂、建造物等以外放火	白石昭蔵	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	一六七
昭和四一年(あ)一七七四	住居侵入、窃盗未遂、窃盗	西尾吉孝	仙台高	東京高	却	棄	一一・二四	一七六
昭和四一年(あ)一八四八	公職選挙法違反	仙波繁雄	東京高	東京高	却	棄	一一・二四	一八一
昭和四一年(あ)一七七六	詐欺、有印私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、横領	火室哲則	広島高	広島高	却	棄	一一・二六	一八五
昭和四一年(あ)一九五四	窃盗	高橋辰男	東京高	東京高	却	棄	一一・二六	一八九
昭和四一年(あ)一八六一	犯人蔵匿	市橋利治	東京高	東京高	却	棄	一一・二八	一九八
昭和四一年(あ)一八六九	業務上過失致死傷、道路交通法違反	矢ノ倉和雄	東京高	東京高	却	棄	一一・二八	二〇五

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一九三一	鉱業法違反	徐鶴錫	一一・二八	二	棄却	広島高	二一〇
昭和四一年(あ)一九三四	業務上過失致死、道路交通法違反	大江八次郎	一一・二八	二	棄却	仙台高	二一四
昭和四一年(あ)一九六二	道路交通法違反、重過失傷害	高橋一二	一一・二八	二	棄却	東京高	二二四

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)二五二〇	業務上過失傷害	舛屋政蔵	一一・二九	三	棄却	札幌高	一
昭和四〇年(あ)二六四六	背任	白田清志	一一・二九	三	棄却	東京高	四
昭和四〇年(あ)二七二九	業務上過失傷害	尚仁植	一一・二九	三	棄却	広島高松江支	一六
昭和四〇年(あ)二八七五	薬事法違反、覚せい剤取締法違反	福元覚義 外一名	一一・二九	三	棄却	福岡高	三〇
昭和四一年(あ)三一	収賄	加山大二郎	一一・二九	三	棄却	東京高	三七
昭和四一年(あ)一二六	名誉毀損	黒木秀雄	一一・二九	三	棄却	名古屋高	四三
昭和四一年(あ)四五六	傷害、恐喝、賭博場開張図利、賭博	桝本隆 外一名	一一・二九	三	棄却	大阪高	四六
昭和四一年(あ)五二九	職業安定法違反	西村光夫	一一・二九	三	棄却	大阪高	六一
昭和四一年(あ)一一一一	業務上過失傷害、道路交通法違反	原崎茂	一一・二九	三	棄却	名古屋高	六五

昭和四一年(あ)一一四六	業務上過失致死	神宮　衛	一一・二九	三	棄却	大阪高	六九	
昭和四一年(あ)一一九一	窃盗	関口ハツエ	一一・二九	三	棄却	東京高	七三	
昭和四一年(あ)一二五六	有価証券偽造、同行使、詐欺	兼松重雄	一一・二九	三	棄却	東京高	七七	
昭和四一年(あ)一二七四	窃盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反	岡崎勝洋	一一・二九	三	棄却	仙台高	八三	
昭和四一年(あ)一二八六	公職選挙法違反	迫　千代子	一一・二九	三	棄却	広島高	八七	
昭和四一年(あ)一二八九	窃盗	東野　明	一一・二九	三	棄却	広島高	九二	
昭和四一年(あ)一三四七	有価証券偽造、同行使、詐欺	疋田政春	一一・二九	三	棄却	東京高	九五	
昭和四一年(あ)一三六一	道路交通法違反、業務上過失傷害	國村昌三	一一・二九	三	棄却	広島高	一〇五	
昭和四一年(あ)一四二九	賍物故買	石橋保守	一一・二九	三	棄却	福岡高	一〇八	
昭和四一年(あ)一四九八	業務上過失致死傷	山口賢吾	一一・二九	三	棄却	名古屋高	一一一	
昭和四一年(あ)一八六八	道路交通法違反、重過失傷害	吉野久男	一一・二九	二	棄却	東京高	一一五	

昭和四一年(あ)一九二一	詐欺	名取文吾	一一・二九	二	棄却	東京高	一二二	
昭和四一年(あ)一二九一	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	原田音次郎	一一・三〇	二	棄却	大阪高	一二七	
昭和四一年(あ)一五四二	強盗殺人、尊属殺人	石井敏子	一一・三〇	二	棄却	東京高	一三三	
昭和四一年(あ)一八四九	公職選挙法違反	小林保次郎外三名	一一・三〇	二	棄却	東京高	一三九	
昭和四一年(あ)一八五二	賍物故買	小牟田時雄	一一・三〇	二	棄却	大阪高	一四三	
昭和四一年(あ)一八五三	賍物寄蔵、賍物収受	平松邦一	一一・三〇	二	棄却	大阪高	一四七	
昭和四一年(あ)一八五七	賭博開張図利	山松賢造	一一・三〇	二	棄却	広島高松江支	一五〇	
昭和四一年(あ)一八八九	麻薬取締法違反	野田富士雄	一一・三〇	二	棄却	福岡高	一五四	
昭和四一年(あ)一八九四	道路交通法違反	甲斐啓志	一一・三〇	二	棄却	福岡高宮崎支	一五八	
昭和四一年(あ)一九〇〇	公務執行妨害	水川正義	一一・三〇	二	棄却	広島高	一六二	
昭和四一年(あ)一九〇五	業務上過失傷害、道路交通法違反	市橋寛治	一一・三〇	二	棄却	札幌高	一六六	

昭和四一年(あ)一九〇七	窃盗、窃盗未遂、犯人隠避	鄭	順伊 外二名	一一・三〇	二	棄却	名古屋高	一六九
昭和四一年(あ)一九一八	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	岡	田龍之助	一一・三〇	二	棄却	東京高	一七六
昭和四一年(あ)一九二八	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	西	川光男	一一・三〇	二	棄却	広島高	一七九
昭和四一年(あ)一九三八	道路交通法違反	朴	丁浩	一一・三〇	二	棄却	広島高	一八二
昭和四一年(あ)一九三九	道路交通法違反	朴	丁浩	一一・三〇	二	棄却	広島高	一八五
昭和四一年(あ)一九四〇	道路交通法違反、重過失傷害	朴	丁浩	一一・三〇	二	棄却	広島高	一八八
昭和四一年(あ)一九四九	公職選挙法違反	北	島良英 外一名	一一・三〇	二	棄却	東京高	一九二
昭和四一年(あ)一九五六	恐喝	真	島政雄	一一・三〇	二	棄却	東京高	一九八
昭和四一年(あ)一九六四	道路交通法違反	山	下信彦	一一・三〇	二	棄却	高松高	二〇一
昭和四一年(あ)一九六五	道路交通法違反	山	下信彦	一一・三〇	二	棄却	高松高	二〇四

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
再審請求							
昭和四一年(き)八	売春防止法違反	佐久間稔	昭和四一年一一・一	三	棄却		一二一
昭和四一年(き)六	殺人	中村又一郎	一一・二	一	棄却		一二三
判決訂正申立							
昭和四一年(み)二二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務上過失傷害	石田隆信	一一・一〇	一	棄却		一二六
昭和四一年(み)二五	売春防止法違反	山本嘉盛（橋本ミトリ）	一一・二二	三	棄却		一三〇
昭和四一年(み)二三 二四	わいせつ図画販売目的所持	大久保吉雄	一一・二九	三	棄却		一三四
特別抗告							
昭和四一年(し)六二	裁判官忌避申立事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	紙屋硯次	一一・一	三	棄却	福岡高宮崎支	一四一

昭和四一年(し)	六三	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	石原壮三	一一・一〇	一棄却	名古屋高	一四四
昭和四一年(し)	六六	保釈請求却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	磯部(網谷)忠雄保	一一・一七	一棄却	東京高	一四八
昭和四一年(し)	六一	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	上野誠一	一一・二一	二棄却	名古屋高	一五四
昭和四一年(し)	六七	保釈取消ならびに保釈保証金没取決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	李明秀	一一・二一	二棄却	東京高	一五七
昭和四一年(し)	六五	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	国米源治郎	一一・二九	三棄却	広島高岡山支	一六〇
昭和四一年(あ)	二二七一	関税法違反、物品税法違反	荒木俊次	一一・二九	三公訴棄却	東京高	一七〇
昭和四一年(せ)	一三五	強姦致傷、住居侵入	野田治雄	一一・一	三免除		一七二
昭和四一年(せ)	一三四	賭博開張図利、傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	木内秀夫	一一・二	一免除		一七三
昭和四一年(せ)	一三六	業務上過失致死、道路交通法違反	高木清記	一一・一五	三免除		一七四
昭和四一年(せ)	一三九	殺人	藤尾俊策	一一・一九	二棄却		一七五
昭和四一年(せ)	一四〇	恐喝幇助	田川次郎	一一・二一	二棄却		一七六
昭和四一年(せ)	一四一	傷害、恐喝	金冷圭	一一・二二	二棄却		一七七
昭和四一年(せ)	一三八	業務上過失致死	垂水勝喜	一一・二三	三棄却		一七八
昭和四一年(せ)	一四五	封印破棄、建造物侵入、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	大和時也	一一・二六	二免除		一七九
昭和四一年(せ)	一四四	監禁致傷、恐喝未遂、傷害	福田豊彦	一一・二九	三棄却		一八〇
昭和四一年(せ)	一四六	詐欺	山口勝芳	一一・二九	三棄却		一八一
昭和四一年(せ)	一四七	封印破棄、建造物侵入、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、詐欺	今井武夫	一一・三〇	二免除		一八二
昭和四一年(す)	三三三	公職選挙法違反	宮田進一郎外一名	一一・二	一棄却		一八三
昭和四一年(す)	三九一	賍物故買	一松弘外一名(金春洙)	一一・一〇	二棄却		一八八

訴訟費用

死亡

決定に対する異議申立

昭和四一年(す)	三九五	強姦	高田賢二	一一・一四	二	棄却
昭和四一年(す)	三八七	恐喝未遂、詐欺	笠原五作	一一・一五	三	棄却
昭和四一年(す)	三八八	窃盗、強制猥褻致傷、詐欺、私文書偽造、同行使、詐欺未遂	渡辺英治	一一・一五	三	棄却
昭和四一年(す)	四〇二	現住建造物等放火、業務上過失傷害	智内光幸	一一・一五	三	棄却
昭和四一年(す)	三九二	強盗殺人、同未遂、強盗未遂、強盗強姦未遂、窃盗	中瀬進	一一・二二	三	棄却
昭和四一年(す)	三九四	窃盗	梁萬石	一一・一二	三	棄却
昭和四一年(す)	四一二	窃盗、同未遂、業務上過失致傷、道路交通法違反、器物損壊	伊藤三郎	一一・一二	三	棄却
昭和四一年(す)	四一六	窃盗	山口務	一一・一二	三	棄却
昭和四一年(す)	四一九	有価証券偽造、同交付、同行使、詐欺、業務上横領、私文書偽造、同行使	和田庄太郎	一一・二九	三	棄却
昭和四一年(す)	三八三	公職選挙法違反	菊池隆一	一一・三〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三九三	麻薬取締法違反	姜熹	一一・三〇	一	棄却

昭和四一年(す)	四一五	詐欺	朴魯興	一一・三〇	一	棄却
昭和四一年(す)	四二七	麻薬取締法違反、外国人登録法違反	金基信	一一・三〇	二	棄却
昭和四一年(す)	四三一	窃盗	樋口安雄	一一・三〇	二	棄却
昭和四一年(す)	三四六	脅迫、暴行、傷害、窃盗、恐喝、道路交通法違反被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	井関安治（船谷博）	一一・二	二	棄却
昭和四一年(す)	三四四	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	杉浦順平	一一・一〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三四五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	稲垣増市	一一・一〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三四七	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岩月盛市	一一・一〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三四八	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	上澤修	一一・一〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三四九	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	浅田又釩	一一・一〇	一	棄却
昭和四一年(す)	三五〇	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岩室清	一一・一〇	一	棄却

昭和四一年(す)	三五一	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	冨田鋼次郎	一一・一〇	一	棄却		二五八
昭和四一年(す)	三五二	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	早川義一	一一・一〇	一	棄却		二六〇
昭和四一年(す)	三五三	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	杉浦康以	一一・一〇	一	棄却		二六二
昭和四一年(す)	三五四	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	柴田勇	一一・一〇	一	棄却		二六四
昭和四一年(す)	三五五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	田中銀作	一一・一〇	一	棄却		二六六
昭和四一年(す)	三五六	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	生駒量一	一一・一〇	一	棄却		二六八
昭和四一年(す)	三五七	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岡田治三郎	一一・一〇	一	棄却		二七〇
昭和四一年(す)	三五八	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	鳥居邦夫	一一・一〇	一	棄却		二七二
昭和四一年(す)	三五九	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	太田庄治	一一・一〇	一	棄却		二七四
昭和四一年(す)	三六〇	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	筒木一一	一一・一〇	一	棄却		二七六
昭和四一年(す)	三六一	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	板倉文雄	一一・一〇	一	棄却		二七八

昭和四一年(す)	三六二	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	杉浦一郎	一一・一〇	一	棄却		二八〇
昭和四一年(す)	三六三	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	杉浦信一	一一・一〇	一	棄却		二八二
昭和四一年(す)	三六四	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	鳥居権一	一一・一〇	一	棄却		二八四
昭和四一年(す)	三六五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	鶴田良助	一一・一〇	一	棄却		二八六
昭和四一年(す)	三六六	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	鶴田鉄二	一一・一〇	一	棄却		二八八
昭和四一年(す)	三六七	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	磯村秀光	一一・一〇	一	棄却		二九〇
昭和四一年(す)	三六八	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	杉浦覺彌	一一・一〇	一	棄却		二九二
昭和四一年(す)	三六九	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	廣田末一	一一・一〇	一	棄却		二九四
昭和四一年(す)	三七〇	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	水野清治	一一・一〇	一	棄却		二九六
昭和四一年(す)	三七一	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	手島守一	一一・一〇	一	棄却		二九八
昭和四一年(す)	三七二	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	日下正雄	一一・一〇	一	棄却		三〇〇

昭和四一年(す)	三七九	酒税法違反被告事件の上告棄却決定に対する特別抗告	小原正列（大洋酒類株式会社外四名）	一一・一五	三	棄却		三〇二	
昭和四一年(す)	四〇三	強盗殺人、同未遂、強盗未遂、強盗強姦未遂、窃盗、被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	徳田一二（中瀬進）	一一・一五	三	棄却		三〇四	
昭和四一年(す)	三七三	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岡田市十	一一・一七	一	棄却		三〇六	
昭和四一年(す)	三七四	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	林勇	一一・一七	一	棄却		三〇八	
昭和四一年(す)	三七五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	大見金彰	一一・一七	一	棄却		三一〇	
昭和四一年(す)	三七六	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	市川清	一一・一七	一	棄却		三一二	
昭和四一年(す)	三七七	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	浅井増次郎	一一・一七	一	棄却		三一四	
昭和四一年(す)	四一一	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	（黒澤辰三）田健一	一一・一九	二	棄却		三一六	
昭和四一年(す)	四〇〇	殺人被告事件の上告棄却判決に対する再審請求棄却決定に対する即時抗告	中村又一郎	一一・二一	一	棄却		三一八	
昭和四一年(す)	四〇九	売春防止法違反、職業安定法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	岡崎一郎	一一・二一	二	棄却		三二〇	
昭和四一年(す)	四一八	賍物故買被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する抗告	金春洙	一一・二五	二	棄却		三二四	

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)二〇四四	売春防止法違反	谷本スズ子	昭和四一年一一・二二	一	棄却	東京高	二九〇
昭和四一年(あ)二〇七九	賍物牙保	横山昇留	一一・二	二	棄却	福岡高宮崎支	二九二
昭和四一年(あ)二〇八一	公職選挙法違反	森本新二	一一・四	二	棄却	大阪高	二九三
昭和四一年(あ)二〇六四	道路交通法違反、業務上過失傷害	齋藤政雄	一一・一〇	一	棄却	仙台高秋田支	二九五
昭和四一年(あ)二〇八〇	公職選挙法違反	横手正男	一一・一〇	一	棄却	福岡高宮崎支	二九七
昭和四一年(あ)二〇九一	業務上過失致死傷	李鐘植	一一・一〇	一	棄却	大阪高	二九九
昭和四一年(あ)一九三七	業務上過失致死傷	佐藤實	一一・一四	一	棄却	札幌高	三〇一
昭和四一年(あ)二〇四八	道路交通法違反	梅澤晴雄	一一・一四	一	棄却	東京高	三〇三
昭和四一年(あ)二〇八九	道路交通法違反、業務上過失致死	上谷和茂	一一・一四	一	棄却	大阪高	三〇五

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十一年
十二月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（　一日―二三日）……（　二四件）……一頁
決　定（1）……（　一日―　八日）……（　五九件）……五
決　定（2）……（　九日―一六日）……（　五一件）……一一
決　定（3）……（一九日―二二日）……（　三八件）……一七
決　定（4）……（二三日―二七日）……（　三八件）……二一
雑　　（全）……（　一日―二四日）……（　四九件）……二五
不成立（全）……（　七日―二三日）……（　七件）……三一

昭和四一年(あ)二一〇七	業務上過失傷害	川島肇	一一・一四	一	棄却	東京高	三〇七
昭和四一年(あ)二二〇九	業務上過失致死、道路交通法違反	坂本松次	一一・一六	二	棄却	高松高	三〇九
昭和四一年(あ)一九九二	恐喝未遂、外国人登録法違反	康承権	一一・二二	三	棄却	大阪高	三一〇
昭和四一年(あ)二〇三一	道路交通法違反	河合徹	一一・二二	三	棄却	広島高岡山支	三一二
昭和四一年(あ)二三三六	物品税法違反	有限会社名銀外一名	一一・二六	二	棄却	名古屋高	三一四
昭和四一年(あ)二〇六三	傷害	中島信治	一一・三〇	一	棄却	仙台高秋田支	三一六
昭和四一年(あ)二一九三	業務上過失致死傷	武田清	一一・三〇	一	棄却	東京高	三一八
昭和四一年(あ)二一九七	業務上過失致死、道路交通法違反	五ノ井克己	一一・三〇	一	棄却	仙台高	三二〇

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一三七九	強盗殺人	堀江勇	昭和四一年一二・一	一	棄却	東京高	一
昭和四一年(あ)一三九六	法人税法違反	東亜興行株式会社外一名	一二・一	一	棄却	東京高	八
昭和四一年(あ)一七八六	有価証券偽造	木内禮太郎	一二・一	一	棄却	東京高	一五
昭和四一年(あ)一八七六	売春防止法違反	横瀬秀行	一二・二	二	棄却	福岡高	一九
昭和四一年(あ)一一〇九	殺人	真野廣光	一二・六	三	一部破棄自判一部棄却	名古屋高	二五
昭和四一年(あ)一三三一	殺人、死体遺棄、横領、詐欺、強姦致傷	坂野三雄	一二・八	一	棄却	福岡高	三〇
昭和四一年(あ)一五四三	弁護士法違反、公認会計士法違反、横領、詐欺	平岡克也	一二・八	一	棄却	東京高	四四
昭和三六年(あ)一一六二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、爆発物取締罰則違反、同幇助、器物損壊、同幇助	木沢恒夫外五名	一二・九	二	破棄差戻	大阪高	六二
昭和四一年(あ)一九五一	公職選挙法違反	星門治外一名	一二・九	二	棄却	東京高	九三

昭和四一年(れ)	一	強盗、強盗傷人、窃盗	丁	三泰	一二・一五	一棄却	大阪高	九六
昭和四一年(あ)	一〇三三	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	横田豊一	一二・一五	一棄却	東京高	一〇〇
昭和四〇年(あ)	一七五二	業務上過失傷害	石川大助	一二・二〇	三差戻破棄	福岡高	一〇七
昭和四一年(あ)	七四八	業務上過失致死傷	鈴木力	一二・二〇	三棄却	東京高	一一八
昭和四一年(あ)	一五六三	恐喝、同未遂	大瓦晏弘	一二・二〇	三棄却	大阪高	一三二
昭和四一年(あ)	一五七四	業務上過失致死傷	森山裕	一二・二〇	三棄却	大阪高	一三七
昭和四一年(あ)	一八七九	窃盗	松藤タマチ外六名	一二・二〇	三棄却	福岡高	一四六
昭和四一年(あ)	一一七二	殺人	山下光一	一二・二二	一差戻破棄	広島高	一五四
昭和四一年(あ)	一四一三	公職選挙法違反	中村利男	一二・二二	一自破棄	大阪高	一五九
昭和四〇年(あ)	一八四〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	石川一雄外五名	一二・二三	二棄却	仙台高	一六七
昭和四一年(あ)	九四八	物価統制令違反、薬事法違反、関税法違反、臨時物資需給調整法違反	橋本菊松外六名	一二・二三	二棄却	広島高岡山支	二三五

昭和四一年(あ)	一〇九三	業務上過失傷害	河野征二	一二・二三	二棄却	大阪高	二四七
昭和四一年(あ)	一九八六	恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	庄盛健	一二・二三	二棄却	広島高岡山支	二五三
昭和四一年(さ)	一三	傷害	阿部政光	一二・六	三破棄自判	石巻簡	二五七
昭和四一年(さ)	一二	傷害	中村・庄蔵外一名	一二・九	二破棄自判	須崎簡	二六一

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)一一三七	法人税法違反	丸大漁業株式会社外二名	昭和四一年一二・一	一	棄却	東京高	一
昭和四一年(あ)　九〇五	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	奥村白	一二・一	一	棄却	大阪高	一九
昭和四一年(あ)一二四五	軽犯罪法違反、鉄道営業法違反	安藤和夫	一二・一	一	棄却	大阪高	二三
昭和四一年(あ)一四二〇	恐喝、傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	金在哲	一二・一	一	棄却	広島高岡山支	二六
昭和四一年(あ)一四二七	公職選挙法違反	有松繁利外九名	一二・一	一	棄却	福岡高	三三
昭和四一年(あ)一四六一	窃盗	金鐘順	一二・一	一	棄却	東京高	四〇
昭和四一年(あ)一四七二	詐欺	井戸川勝英	一二・一	一	棄却	東京高	四四
昭和四一年(あ)一四九一	道路交通法違反、業務上過失致死	吉田篤	一二・一	一	棄却	大阪高	五〇
昭和四一年(あ)一五二四	傷害	浅井忠男	一二・一	一	棄却	札幌高	五三

昭和四一年(あ)一五三七	業務上過失傷害、道路交通法違反	西	義彦	一一・一	一	棄却	名古屋高	五六
昭和四一年(あ)一七一二	建造物侵入、窃盗未遂、窃盗	田中	昌司	一一・一	一	棄却	東京高	六〇
昭和四一年(あ)一七三七	公職選挙法違反	鈴木	利長	一一・一	一	棄却	高松高	六三
昭和四一年(あ)一八〇六	銃砲刀剣類等所持取締法違反	壽美井	晃治	一一・一	一	棄却	東京高	六八
昭和四一年(あ)一八九九	公職選挙法違反	高	橋正	一一・一	一	棄却	仙台高	七七
昭和四一年(あ)三三二	横領	小山	徳之	一一・二	二	棄却	大阪高	八一
昭和四一年(あ)一七四七	公職選挙法違反	宗方	嵩	一一・二	二	棄却	福岡高	九七
昭和四一年(あ)六二五	建築基準法違反、公衆浴場法違反	工藤	勇三郎	一一・三	三	棄却	仙台高	一〇三
昭和四一年(あ)一二六五	尊属傷害致死	木村	浩一	一一・三	三	棄却	東京高	一〇六
昭和四一年(あ)七三四	法人税法違反	三星金属工業株式会社 外一名		一一・五	二	棄却	東京高	一四九
昭和四一年(あ)一五二一	公職選挙法違反	淡路	誠一郎 外一名	一一・五	二	棄却	秋田高支	一六八

昭和四一年(あ)一五二二	公職選挙法違反	二	田是	一一・五	二	棄却	仙台高秋田支	一七一
昭和四一年(あ)一九二五	公職選挙法違反	吉池	安雄 外一名	一一・五	二	棄却	東京高	一七五
昭和四一年(あ)六四〇	傷害致死	西村	光夫 外一名	一一・六	二	棄却	大阪高	一八〇
昭和四一年(あ)一一〇九	殺人	岩田	一久	一一・六	三	棄却	名古屋高	一八七
昭和四一年(あ)一一八四	道路交通法違反	川島	藤雄	一一・六	三	棄却	東京高	一九五
昭和四一年(あ)一九九一	窃盗、業務上横領	田中	貞康	一一・六	三	棄却	大阪高	二〇一
昭和四一年(あ)一〇一三	恐喝	山田	安雄	一一・八	一	棄却	東京高	二〇八
昭和四一年(あ)一五七一	窃盗	吉田	晃	一一・八	一	棄却	大阪高	二一四
昭和四一年(あ)一六二六	恐喝未遂	正司	美明	一一・八	一	棄却	東京高	二一五
昭和四一年(あ)一六四〇	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	フランク・ダブリュー・リー		一一・八	一	棄却	東京高	二一八
昭和四一年(あ)一六六五	有価証券偽造、同行使、詐欺	奥山	武雄	一一・八	一	棄却	名古屋高金沢支	二三二

昭和四一年(あ)一六七五	建造物侵入、窃盗未遂	平	原	功	一	一二・八	一
昭和四一年(あ)一六八八	詐欺	田	中	耕	二	一二・八	一
昭和四一年(あ)一六九三	業務上過失致死	藤	川	猛	一	一二・八	一
昭和四一年(あ)一七〇三	業務上過失致死傷、道路交通法違反	柴	田	實		一二・八	一
昭和四一年(あ)一七三一	賍物収受	山	岸	隆	雄	一二・八	一
昭和四一年(あ)一七四九	猥褻図画販売、同目的所持	平	野		敏	一二・八	一
昭和四一年(あ)一七五四	詐欺	佐	藤	金	雄	一二・八	一
昭和四一年(あ)一七七〇	詐欺	小	泉	重	次	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八〇〇	業務上過失致死傷	関		博	夫	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八〇三	道路交通法違反	三	浦	久	太郎	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八一二	恐喝	森	下		知	一二・八	一

昭和四一年(あ)一八三〇	業務上過失致死、道路交通法違反	下	川	正	登	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八四五	道路交通法違反	宇	井	兼	一	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八七〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	外	山		曠	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八七四	業務上過失傷害	酒	谷	宗	一	一二・八	一
昭和四一年(あ)一八九六	業務上過失致死傷、道路交通法違反	齋	藤	秋	男	一二・八	一
昭和四一年(あ)一九六八	強盗致傷、恐喝	黒	木	久	雄	一二・八	一
昭和四一年(あ)一九七三	恐喝未遂	鈴	木	二三	男	一二・八	一
昭和四一年(あ)一九八一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	宋		太	休	一二・八	一
昭和四一年(あ)一九八九	賭博場開張図利、たばこ専売法違反幇助、賭博	竹	下	末	尾	一二・八	一
昭和四一年(あ)二〇〇〇	強姦	高	野	八	朗	一二・八	一
昭和四一年(あ)二〇〇三	暴行、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝	中	川	真	一	一二・八	一

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一九七六	詐欺	横井栄三外一名	昭和四一年一一・九	二	棄却	大阪高	一
昭和四一年(あ)一九八三	業務上横領、公文書偽造、同行使、詐欺	中原義已	一二・九	二	棄却	広島高	八
昭和四一年(あ)一九九八	窃盗、暴行	朴仁化	一二・九	二	棄却	東京高	一一
昭和四一年(あ)二〇三五	恐喝、賭博、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	福田孝	一二・九	二	棄却	広島高	一六
昭和四一年(あ)二〇三八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、外国人登録法違反	李賛雨	一二・九	二	棄却	広島高	二一
昭和四一年(あ)一三一一	売春防止法違反	城田ツル	一二・一三	三	棄却	大阪高	二六
昭和四一年(あ)一三二四	業務上過失傷害、道路交通法違反	藪中盛勝	一二・一三	三	棄却	広島高	三〇
昭和四一年(あ)一三四一	業務上過失致死	朴君珍	一二・一三	三	棄却	東京高	三三
昭和四一年(あ)一三九五	業務上過失傷害、道路交通法違反	天野春雄	一二・一三	三	棄却	東京高	三九

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)二〇一八	業務上横領、詐欺、背任	渡邊芳一	一二・八	二	棄却	東京高	三七〇
昭和四一年(あ)二〇二〇	強盗	荒井三郎	一二・八	二	棄却	東京高	三七三
昭和四一年(あ)二〇二三	強姦致傷	田倉貞雄	一二・八	二	棄却	東京高	三七九
昭和四一年(あ)二〇三三	詐欺、窃盗、業務上横領	三浦彰太	一二・八	二	棄却	大阪高	三八五
昭和四一年(あ)二〇五二	業務上過失致死、道路交通法違反	平井輝昭	一二・八	二	棄却	高松高	三九三
昭和四一年(あ)二〇七六	公職選挙法違反	小嶋芳雄	一二・八	二	棄却	札幌高	三九七

昭和四一年(あ)一四〇一	麻薬取締法違反	山崎トヨ子	一二・一三	三棄却	東京高	四二
昭和四一年(あ)一四〇八	殺人	高橋順亨	一二・一三	三棄却	仙台高	五〇
昭和四一年(あ)一四一二	監禁、恐喝	柿本二三夫	一二・一三	三棄却	大阪高	五六
昭和四一年(あ)一四一六	恐喝、詐欺	植島義臣	一二・一三	三棄却	広島高岡山支	六一
昭和四一年(あ)一四三五	売春防止法違反、強盗幇助	金子泰男	一二・一三	三棄却	大阪高	六四
昭和四一年(あ)一四四一	詐欺、有価証券偽造、同行使	松尾壽哲	一二・一三	三棄却	大阪高	六九
昭和四一年(あ)一四四六	賍物牙保	焼本勝美	一二・一三	三棄却	広島高	七四
昭和四一年(あ)一四四九	強姦、賭博場開張図利	齋藤尹郎	一二・一三	三棄却	仙台高	七七
昭和四一年(あ)一四六三	業務上横領、詐欺	蒔田四郎	一二・一三	三棄却	東京高	八八
昭和四一年(あ)一四七九	業務上過失致死、道路交通法違反	須田昌	一二・一三	三棄却	東京高	九五
昭和四一年(あ)一四八二	詐欺、恐喝、同未遂、強要、傷害、暴行、風俗営業等取締法違反、労働基準法違反	古江元治外一名	一二・一三	三棄却	福岡高宮崎支	一〇二

昭和四一年(あ)一四八五	詐欺	中野悦郎	一二・一三	三棄却	広島高松江支	一〇五
昭和四一年(あ)一四九五	道路交通法違反、業務上過失致死傷	勝政徳	一二・一三	三棄却	仙台高	一一〇
昭和四一年(あ)一五一五	詐欺	徐春三	一二・一三	三棄却	福岡高	一一六
昭和四一年(あ)一五二五	窃盗	川口榮子	一二・一三	三棄却	大阪高	一一九
昭和四一年(あ)一五二七	業務上過失傷害、道路交通法違反	前川平一郎	一二・一三	三棄却	大阪高	一二四
昭和四一年(あ)一五四五	傷害	小俣嘉男	一二・一三	三棄却	東京高	一二八
昭和四一年(あ)一五五〇	詐欺	川崎一郎	一二・一三	三棄却	東京高	一三一
昭和四一年(あ)一五六六	道路交通法違反	茂川覺	一二・一三	三棄却	高松高	一三七
昭和四一年(あ)一五八二	公職選挙法違反	渡辺健吉外三名	一二・一三	三棄却	福岡高	一四一
昭和四一年(あ)一五八五	窃盗	宮脇博司	一二・一三	三棄却	広島高	一四八
昭和四一年(あ)一五八七	詐欺	清水正芳	一二・一三	三棄却	広島高	一五一

昭和四一年(あ)一六二八	強姦致傷	興梠正幸	一二・一三	三	棄却	東京高	一五五
昭和四一年(あ)一六三〇	業務上過失致死	寺田正久	一二・一三	三	棄却	東京高	一六一
昭和四一年(あ)一六六二	麻薬取締法違反	川中愛一	一二・一三	三	棄却	大阪高	一六七
昭和四一年(あ)一六六四	覚せい剤取締法違反、傷害	椎田一義	一二・一三	三	棄却	大阪高	一七〇
昭和四一年(あ)一六八〇	道路交通法違反、業務上過失傷害	八代良平	一二・一三	三	棄却	東京高	一七五
昭和四一年(あ)一八八四	公職選挙法違反	井上爰	一二・一三	三	棄却	福岡高	一七九
昭和四一年(あ)一九一三	公職選挙法違反	関義胤	一二・一三	三	棄却	東京高	一八三
昭和四一年(あ)二〇〇八	業務上過失致死、道路交通法違反	金貞幸男	一二・一三	二	棄却	福岡高	一九四
昭和四一年(あ)二〇四七	常習賭博	二瓶時男	一二・一三	二	棄却	東京高	一九七
昭和四一年(あ)二〇二〇	業務上横領	小林房男	一二・一五	一	棄却	東京高	二〇二
昭和四一年(あ)一四六九	恐喝	由良猛	一二・一五	一	棄却	東京高	二〇六

昭和四一年(あ)一五八〇	不動産侵奪	内藤松二郎外三名	一二・一五	一	棄却	福岡高	二一一
昭和四一年(あ)五五〇	尊属殺人	内藤鉄男	一二・一六	二	棄却	福岡高	二一九
昭和四一年(あ)七四七	業務上過失致死傷	山内彰	一二・一六	二	棄却	東京高	二四四
昭和四一年(あ)七六七	現住建造物放火	高村勝二	一二・一六	二	棄却	名古屋高金沢支	二六三
昭和四一年(あ)一〇一七	傷害、殺人	花島久作	一二・一六	二	棄却	東京高	二六九
昭和四一年(あ)一〇二七	業務上過失傷害、道路交通法違反	高松健治	一二・一六	二	棄却	東京高	三〇一
昭和四一年(あ)一〇三四	業務上過失致死傷	吉野昌治	一二・一六	二	棄却	東京高	三〇七
昭和四一年(あ)一〇五〇	法人税法違反	高橋鉄工株式会社	一二・一六	二	棄却	東京高	三一一
昭和四一年(あ)一八八〇	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反	西尾五郎	一二・一六	二	棄却	福岡高	三一五

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)七九〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	大島功	昭和四一年一二・一九	二	棄却	名古屋高金沢支	一
昭和四一年(あ)一三八五	有価証券偽造、同行使、詐欺	鈴木繁男	一二・二〇	三	棄却	東京高	九
昭和四一年(あ)一八七七	窃盗、単純逃走	金万導	一二・二〇	三	棄却	福岡高	一三
昭和四一年(あ)一九〇九	強盗	原智	一二・二〇	三	棄却	東京高	二六
昭和四一年(あ)一九九七	殺人	張田成	一二・二〇	三	棄却	東京高	三六
昭和四一年(あ)二〇一七	有価証券偽造、窃盗、脅迫、暴行	繁見直二	一二・二〇	三	棄却	広島高岡山支	四四
昭和四一年(あ)二〇三二	恐喝、同未遂	大道一己	一二・二〇	三	棄却	大阪高	五三
昭和四一年(あ)二〇九四	有価証券偽造、同行使、詐欺	竹前信雄	一二・二〇	三	棄却	東京高	六一
昭和四一年(あ)二〇六七	恐喝未遂	山邊義孝	一二・二一	二	棄却	福岡高	七〇

昭和四一年(あ)二〇七四	詐欺	東	秋三	一二・二一	二	棄却	札幌高	七九
昭和四一年(あ)二〇八七	公務執行妨害、傷害	森	本勝	一二・二一	二	棄却	大阪高	八四
昭和四一年(あ)二一〇〇	業務上過失致死、同傷害、道路交通法違反	中	村呉夫	一二・二一	二	棄却	東京高	九〇
昭和四一年(あ)二一〇八	強姦	岸	浪次夫 外一名	一二・二一	二	棄却	東京高	九四
昭和四一年(あ)二一一六	窃盗	寺	本出	一二・二一	二	棄却	名古屋高	九八
昭和三九年(あ)一三六三	建造物侵入、威力業務妨害、公務執行妨害、傷害	櫻	井俊夫	一二・二一	一	棄却	東京高	一〇二
昭和四一年(あ)一五六一	業務上過失傷害	藤	井貞夫	一二・二一	一	棄却	大阪高	一二一
昭和四一年(あ)一五七五	賍物故買	浪	江義一	一二・二一	一	棄却	大阪高	一三四
昭和四一年(あ)一六〇一	強姦致傷	吉	田茂信	一二・二一	一	棄却	仙台高	一三七
昭和四一年(あ)一六三一	業務上過失致死傷	飛	田武男	一二・二一	一	棄却	東京高	一四三
昭和四一年(あ)一七二八	職業安定法違反、恐喝、脅迫、詐欺、横領、暴行	西	森正和	一二・二一	一	棄却	広島高岡山支	一四六

昭和四一年(あ)一七九二	監禁、占有離脱物横領	星	幸榮	一二・二一	一	棄却	東京高	一五五
昭和四一年(あ)一八五一	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	齋	木清太郎	一二・二一	一	棄却	東京高	一五八
昭和四一年(あ)一八五六	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	大	嶋敏男	一二・二一	一	棄却	大阪高	一六三
昭和四一年(あ)一九〇二	売春防止法違反	松	岡倭文恵	一二・二一	一	棄却	大阪高	一六八
昭和四一年(あ)一九一七	わいせつ図画販売	島	崎修	一二・二一	一	棄却	東京高	一七一
昭和四一年(あ)一九二四	窃盗	阪	口愛子	一二・二一	一	棄却	東京高	一七五
昭和四一年(あ)一九二七	恐喝	山	川弘	一二・二一	一	棄却	広島高	一七九
昭和四一年(あ)一九三〇	業務上過失致死	宮	村和夫	一二・二一	一	棄却	広島高	一八六
昭和四一年(あ)一九四二	業務上過失致死、道路交通法違反	武	居良明	一二・二一	一	棄却	広島高	一九一
昭和四一年(あ)一九四六	殺人未遂	香	川静雄	一二・二一	一	棄却	広島高	一九八
昭和四一年(あ)一九六一	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	森	美夫	一二・二一	一	棄却	東京高	二〇三

昭和四一年(あ)一九七二	殺人	滝山政治	一二・二二	一	棄却	大阪高	二〇七
昭和四一年(あ)一九八五	重過失致死傷	石田富保	一二・二二	一	棄却	広島高松江支	二一一
昭和四一年(あ)一九八八	公職選挙法違反	柴田隆義外二名	一二・二二	一	棄却	高松高	二一七
昭和四一年(あ)二〇一四	公職選挙法違反	松木正廣	一二・二二	一	棄却	高松高	二二三
昭和四一年(あ)二〇二九	脅迫、暴行、恐喝	金洙哲	一二・二二	一	棄却	広島高岡山支	二二七
昭和四一年(あ)二〇三四	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	吉村喜代春	一二・二二	一	棄却	大阪高	二三二
昭和四一年(あ)二〇六一	売春防止法違反	辻久彦	一二・二二	一	棄却	大阪高	二三七

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)　六三	有印公文書偽造、同私文書偽造、偽造有印公文書行使、偽造有印私文書行使、公正証書原本不実記載、同行使、偽造有価証券行使、詐欺未遂、詐欺	真藤登志雄	昭和四一年一二・一三	三	棄却	大阪高	一
昭和四一年(あ)一四七四	道路交通法違反、公文書偽造、同行使	有賀昌則	一二・一三	三	棄却	東京高	六
昭和四一年(あ)一五三六	公文書偽造、同行使、道路交通法違反	高木和三	一二・一三	三	棄却	広島高	一一
昭和四一年(あ)一五三九	窃盗、贈賄	黛武信	一二・一三	三	棄却	仙台高秋田支	一四
昭和四一年(あ)一五五五	道路交通法違反	古賀明	一二・一三	三	棄却	福岡高	一七
昭和四一年(あ)一六〇〇	公職選挙法違反	福田冨雄外五名	一二・一三	三	棄却	仙台高	二〇
昭和四一年(あ)一六一九	非現住建造物放火	池田隆二	一二・一三	三	棄却	東京高	二四
昭和四一年(あ)一六六八	保健婦助産婦看護婦法違反、業務上堕胎	柴田玉江	一二・一三	三	棄却	名古屋高	二八
昭和四一年(あ)一六八九	業務上過失傷害、道路交通法違反	柴門憲雄	一二・一三	三	棄却	札幌高	三二

昭和四一年(あ)一六九六	売春防止法違反	寺	村	みつゑ	一二・二三	三	棄却	大阪高	三六
昭和四一年(あ)一六九九	窃盗	沖	野	一男	一二・二三	三	棄却	広島高	四〇
昭和四一年(あ)一七〇八	詐欺	若	山	角三郎	一二・二三	三	棄却	名古屋高	四五
昭和四一年(あ)一七一六	道路交通法違反、業務上過失致死	ジョン・ロバートソン			一二・二三	三	棄却	東京高	五五
昭和四一年(あ)一七二一	業務上横領	薬	丸	正男	一二・二三	三	棄却	東京高	五九
昭和四一年(あ)一七二四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	前	西	一秋	一二・二三	三	棄却	大阪高	六三
昭和四一年(あ)一七二七	強姦	山	川	昇	一二・二三	三	棄却	広島高松江支	六六
昭和四一年(あ)一七三六	自転車競技法違反	小	屋	秀志	一二・二三	三	棄却	高松高	七三
昭和四一年(あ)一七四五	漁業法違反	惣	万	政信	一二・二三	三	棄却	札幌高	七六
昭和四一年(あ)一七五一	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反、詐欺	植	田	利喜男	一二・二三	三	棄却	福岡高	七九
昭和四一年(あ)一七七七	詐欺	冨	嶋	照子	一二・二三	三	棄却	広島高	八六

昭和四一年(あ)一七七九	売春防止法違反	冨	嶋	照子	一二・二三	三	棄却	広島高	八九
昭和四一年(あ)一七九四	業務上過失致死	田	中	輝男	一二・二三	三	棄却	東京高	九三
昭和四一年(あ)一八五〇	公職選挙法違反	津	田	為次	一二・二三	三	棄却	東京高	一〇三
昭和四一年(あ)一九五〇	公職選挙法違反	平	山	金雄	一二・二三	三	棄却	東京高	一〇七
昭和四一年(あ)一九六三	公職選挙法違反	久	保	外一名進	一二・二三	三	棄却	高松高	一一三
昭和四一年(あ)一九八七	公職選挙法違反	渡	邊	義春	一二・二三	三	棄却	高松高	一一九
昭和四一年(あ)一九九〇	公職選挙法違反	田	村	忠夫	一二・二三	三	棄却	高松高	一二四
昭和四一年(あ)二〇〇二	公職選挙法違反	秋	元	新吾	一二・二三	三	棄却	東京高	一二九
昭和四一年(あ)二〇〇九	公職選挙法違反	林	田	幸喜保	一二・二三	三	棄却	福岡高	一三三
昭和四一年(あ)二〇九二	恐喝	渡	邊	一雄	一二・二三	二	棄却	大阪高	一三七
昭和四一年(あ)二一〇三	業務上過失致死、業務上過失傷害	天	野	清吉	一二・二三	二	棄却	東京高	一四五

昭和四一年(あ)二〇九〇	恐喝、恐喝未遂、傷害	後藤俊一	一二・二四	二棄却	大阪高	一五七	
昭和四一年(あ)二一〇六	業務上過失致死	宍戸利夫	一二・二四	二棄却	東京高	一六一	
昭和四一年(あ)二三九四	放火、詐欺、偽造有価証券行使、住居侵入、窃盗	ウオーレス・ユージイン・チエニイ外一名	一二・二七	三棄却	東京高	一七四	
昭和四一年(あ)九四	業務上過失致死	中村高一	一二・二七	三棄却	東京高	二〇一	
昭和四一年(あ)三四八	詐欺	小林昭	一二・二七	三棄却	東京高	二〇五	
昭和四一年(あ)七〇九	出入国管理令違反教唆、外国為替及び外国貿易管理法違反	慎珍富	一二・二七	三棄却	福岡高	二二五	
昭和四一年(あ)七六〇	業務上過失致死傷	磯崎進外一名	一二・二七	三棄却	名古屋高	二三六	

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
再審請求							
昭和四一年(き)九	傷害	吉岡龍太郎	昭和四一年一二・一六	二	棄却		一
昭和四一年(き)三	歯科医師法違反	本行数衛	一二・二三	二	棄却		五
判決訂正申立							
昭和四一年(み)二六	詐欺、横領、銃砲刀剣類等所持取締法違反	堀井孝行	一二・一三	三	棄却		七
昭和四一年(み)二七	銃砲刀剣類等所持取締法違反	江島令賢	一二・二二	一	棄却		一一
特別抗告							
昭和四一年(し)六〇	業務妨害、器物毀棄、農地調整法違反被告事件の確定判決の再審請求棄却決定に対する即時抗告	藤井了	一二・一五	一	棄却	広島高	一四
昭和四一年(し)六四	上訴費用補償決定に対する異議申立事件の原決定取消等の決定に対する特別抗告	大沼広行	一二・一七	二	取消自判	仙台高	一八

昭和四一年(し)	七〇	道路交通法違反被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立	加藤敏彦	一二・二〇	三	棄却
昭和四一年(し)	六九	詐欺、横領被告事件の即時抗告棄却決定に対する特別抗告	司波実(芳賀昭夫外一名)	一二・二一	二	棄却
昭和四一年(し)	七一	少年保護事件の中等少年院送致決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告	横田真一(中山兼作)	一二・二二	一	棄却
昭和四一年(せ)	一五〇	業務上過失致死傷	内田末松	一二・二	二	棄却
昭和四一年(せ)	一四八	強盗致死	菊池工	一二・一五	一	棄却
昭和四一年(せ)	一五四	殺人	曺三判厚	一二・一五	一	棄却
昭和四一年(せ)	一五六	窃盗	門田稔一	一二・一六	二	棄却
昭和四一年(せ)	一五九	詐欺	八木平吉	一二・二〇	三	棄却
昭和四一年(せ)	一六一	業務上過失致死傷	松田良一	一二・二三	二	棄却
		決定に対する異議申立				
		訴訟費用				

昭和四一年(す)	四二八	詐欺、横領	内藤正司	一二・一	二	棄却
昭和四一年(す)	四二二	詐欺	浅利慶藏	一二・二	二	棄却
昭和四一年(す)	四二一	業務上過失傷害	毛受正義	一二・六	三	棄却
昭和四一年(す)	四二六	賭博開張図利	海野普吉(大塩三郎外一名)	一二・六	三	棄却
昭和四一年(す)	四三九	強盗殺人未遂、窃盗	長谷川正一	一二・七	三	棄却
昭和四一年(す)	四二五	道路交通法違反	河野太郎(折居與四郎)	一二・八	一	棄却
昭和四一年(す)	四三〇	窃盗	中島隆男	一二・八	一	棄却
昭和四一年(す)	四三四	公職選挙法違反	野村佐太男(山際由三)	一二・八	一	棄却
昭和四一年(す)	四四〇	賭博開張図利、賭博	工藤千代志	一二・八	一	棄却
昭和四一年(す)	四四六	背任	白田清志	一二・一三	三	棄却
昭和四一年(す)	四四三	銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	野島武吉(藤本泰親)	一二・一五	一	棄却

昭和四一年(す)	四五六	尊属傷害致死	(齋藤悠輔)(木村浩一)	一二・一五	二	棄却
昭和四一年(す)	四六七	詐欺、窃盗、業務上横領	三浦彰太	一二・一六	二	棄却
昭和四一年(す)	四六八	強盗致傷、恐喝	黒木久雄	一二・一六	二	棄却
昭和四一年(す)	四四五	殺人	益田學	一二・一七	一	棄却
昭和四一年(す)	四六二	業務上横領、詐欺、背任	渡邊芳一	一二・一七	二	棄却
昭和四一年(す)	四四四	詐欺	喜井勇	一二・二〇	三	棄却
昭和四一年(す)	四六九	窃盗、業務上横領	田中貞康	一二・二〇	三	棄却
昭和四一年(す)	四四七	窃盗	(柳沢良啓)(高橋辰男)	一二・二二	二	棄却
昭和四一年(す)	四五一	建造物侵入、窃盗未遂、窃盗	田中昌司	一二・二二	一	棄却
昭和四一年(す)	四五八	恐喝	(真田康平)(山田安雄)	一二・二二	一	棄却
昭和四一年(す)	四六〇	業務上過失致死、道路交通法違反	(橋本乾三)(下川正登)	一二・二二	一	棄却

昭和四一年(す)	四六四	詐欺	小泉重次	一二・二二	一	棄却
昭和四一年(す)	四七二	公職選挙法違反	関義胤	一二・二三	三	棄却
昭和四一年(す)	四三三	銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件の上告棄却決定に対する特別抗告	具興福	一二・三	二	棄却
昭和四一年(す)	四二九	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	(荒井尚男)(武田伸男)	一二・七	一	棄却
昭和四一年(す)	四四二	窃盗被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	梁萬石	一二・一三	三	棄却
昭和四一年(す)	四五二	窃盗被告事件の上告棄却決定に対する上訴権回復の請求	樋口安雄	一二・一九	二	棄却
昭和四一年(す)	四六三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	(石山豊太郎)(宋太休)	一二・一九	二	棄却
昭和四一年(す)	四四九	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する判決訂正申立期間延長の申立	河瀬博彦	一二・二一	一	棄却
昭和四一年(す)	四五七	強盗、窃盗被告事件の即時抗告棄却決定に対する抗告棄却決定に対する異議申立	佐藤紘久	一二・二二	一	棄却
昭和四一年(す)	四四一	住居侵入、窃盗未遂、窃盗被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	西尾吉孝	一二・二二	一	棄却

昭和四一年(す)	四四八	強姦致傷幇助被告事件の上告棄却決定に対する即時抗告	山	本	洋	一	一二・二二	一	棄却		一四九
昭和四一年(す)	四七三	常習賭博被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	坂上富男(一一瓶時男)				一二・二四	二	棄却		一五一

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)二二四四	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	榎本辰雄	昭和四一年一二・七	一	棄却	東京高	三二二
昭和四一年(あ)二二六〇	賍物牙保	池下輝夫	一二・八	一	棄却	大阪高	三二四
昭和四一年(あ)二四〇七	業務上過失傷害、道路交通法違反	山村和夫	一二・九	二	棄却	東京高	三二六
昭和四一年(あ)二三六八	重過失傷害、道路交通法違反	宮元武男	一二・一五	一	棄却	大阪高	三二八
昭和四一年(あ)二〇四三	業務上過失致死	金澤弘	一二・二一	一	棄却	東京高	三三〇
昭和四一年(あ)二四〇八	重過失傷害、道路交通法違反	金野正毅	一二・二二	一	棄却	東京高	三三二
昭和四一年(あ)二四八五	公職選挙法違反	大藤良平	一二・二三	三	棄却	高松高	三三四